

協働環境委員会会議録

令和元年6月5日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 20:21

【 案 件 】

1. 所管事務の調査について

【 報告事項 】

1. 「飯塚市健康づくり計画」の策定について
2. 「第2次 いいつか健幸都市基本計画」の策定について
3. 飯塚市体育協会の法人化について
4. 健康の森公園市民プールで発生した転落事故の経過について
5. 新体育館建設事業財源について
6. 「飯塚市地域まちづくり推進条例(仮称)策定委員会」の設置について
7. ふるさと納税に係る総務大臣の指定について
8. 白旗山におけるメガソーラー開発について
9. 「第二次行財政改革後期実施計画」の策定について
10. 飯塚市普通会計財政見通しについて

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「所管事務の調査について」を議題といたします。所管事務調査に係る資料については、事前に配付しておりますので、執行部からの補足説明につきましては省略いたします。今回の所管事務の調査については、協働環境委員会の所管する各部・課の組織及び業務の概要について確認することを主旨とするものですので、質疑の内容が詳細にわたるものにつきましては、次回以降の委員会において、内容を限定した上で調査要求をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、執行部におかれましても、本調査の趣旨並びに委員の質疑の内容を確実に把握され、簡潔で的確な答弁をお願いいたします。

それでは、質疑に移ります。調査における質疑は、部ごとに区切って行います。初めに、市民協働部について質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています3ページ、人権・同和政策課の名称について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。実は私は、本市発足以来、担当委員会は総務委員会でした。今回初めて、それ以外の委員会に所属となったんですけれども、今回、所管事務調査に当たり、改めて事務事業の全体について、見させていただきました。非常に重要なお仕事をされているというふうに思っています。そこで、改めて地方自治の本旨がどこにあるのかということについて考えたわけです。本市は、一昨年の第2次総合計画で初めて地方自治の本旨が住民福祉の増進にあることを明記いたしました。これは、本市の基本的な3会計における予算規模が1300億円であることを考慮すると、第2次総合計画、10カ年計画ですから、この計画期間中には1兆3千億円の財政規模となるわけですね。この財政が的確に、先ほどから申し上げております住民の福祉の増進のために出動されるかということは、飯塚市の存在にかかわるものだと思うわけですね。そこで、こういう仕事をしていく場合、もちろん重要なこととしては地方自治法があって、所管事務が構成されていると思うんだけど、国のさまざまな法律に基づく行為、それから、その範囲内でつくった条例に基づく行為が皆さんの事務事業の内容だと思うんですね。それで、その大もとにあるというか、皆さんが最も住民のために大事にしなければ

ればならないものは何かということについて、最初ですから、共有したいと思うのは日本国憲法だと思うんですね。思うってわけじゃない。日本国憲法です。その3原則は、前文の中にとわられています。第1は国民主権ですね。第2は平和主義、第3は基本的人権の尊重ということです。憲法は、1章 天皇、2章 戦争放棄、3章 国民の権利及び義務、4章 国会、5章 内閣、6章 司法、7章 財政、8章が地方自治、9章が改正、10章が最高法規性、そして11章が補則となっています。これは皆さんが職員になるときに宣誓したその内容なんです。きょうの所管事務調査が、この大もとにおいて立場を共有しながら、議会としてはチェック機関として、監視機関として調査したいと思います。よろしくお願ひします。

それで通告の人権・同和政策課の名称について、なんですけれども、この同和という言葉を残しているのは、どういう理由かお尋ねします。

○人権・同和政策課長

現在、部落差別解消推進法、また、飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例など、法令の理念にのっとりまして、同和という表現について、部落差別と表記の改正を行っているところでございます。しかしながら、同和という文言につきましては、昭和35年の同和对策審議会設置法施行以来、多くの法令を初め、各種事業や運動、教育現場において広く普及、定着し、同和問題啓発強調月間といったように、県事業においても事業名称として使用し続けている状況がございます。課名でございますけれども、課の名前は課の業務内容がわかりやすくなっていることが大切であり、先ほど申しました同和という文言が広く定着し、今日に至っていることもあり、課名については変更していません。

○川上委員

国のあらゆる同和对策事業は既に終結して久しいわけですね。その一方で、あらゆる人権について、これを大事にするという方向性なんでしょう。ここで、同和というのが、法律もなければという状況の中で、なぜ、飯塚市が、人権、あなた方の立場から言ってもね、人権政策課でしょう。同和という単語を法的な裏づけも根拠もないのに、漫然と引き継いでおるとところがよくわからない。法的な裏づけは何かあるんですか。

○人権・同和政策課長

ご質問のとおり、法的な位置づけというのは、現在のところはないというふうには考えております。しかしながら、先ほど申しましたように、昭和35年の同和对策審議会設置法以降、長年親しまれて、親しまれてというのは語弊がございました。長年定着している文言でございます。この文言によって、今まで本当にいろんな活動もされてきましたし、行政のほうもいろんな施策を行ってきております。そういったことから、市民の方々、また外部のいろんな方々にわかりやすい、どういう仕事をこの課がしているのか、そういったことから、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、課名については変更していません。

○川上委員

法的な根拠がないんだけど、市役所としては、飯塚市としては、親しまれていると思うから残していますということなんですね。先ほど、住民福祉の増進の仕事をするのが地方自治体の仕事だということを言いましたけど、いろんな名称はあるんですよ。いきいき元気課とか、すぐやる課とか、やらない課とか、これはありませんけど、その内容に沿っていろんな親しまれる名称をつくることありますよ。だけど、今まで国の法律に基づいて使ってた言葉が、国の事業が全部やめている中で、しかも飯塚市は、昨年12月に同和对策施設条例を廃止したでしょう。その流れの中で、あえてこの人権、あなた方の立場からと、くどく言うけど、人権政策課ではなくて同和という単語を残す意味がわからない。これについて残せという勢力があったわけですか。

○人権・同和政策課長

そういった勢力なり、そういったお話についてはお聞きはしていません。ですので、当初

のご質問の回答にもなりますけれども、変えて問題がないのではないかと思うところから、現在、同和という表現を部落差別というふうに変えていっているものでございます。

○川上委員

昨年の3月に、あらゆる人権にかかわる条例をつくったでしょう。なぜこの中で、同和という単語を残してくるのか、意味がわからないでしょう、多くの市民は。副市長、これについて、自分の名前はこれでいきますというふうに担当課は考えるかもしれないけど、その市役所全体として課の名前を決めるじゃないですか、いろいろ。協働環境関係は、担当課の名前いろいろ変わっているところありますよ。今回、人権・同和政策課でいこうという市の最高指導部の判断はどこにあったんですか。

○市民協働部長

今、人権・同和政策課長が話したというのが、基本的には市の考え方でございます。何度も繰り返しますが、市役所の名称については、対外的に見て、この課が何の業務を担当しているかがわかるようにしていくということが、これはほかの課も同じでございます。そういうことで、今、質問委員が言われますように、同和対策事業というものについては終息はしているわけではございますけれども、同和問題という単語については、広く使用されている状況もでございます。そういう中で、課の名称、それから係の名称についても、同和という単語を残していこうというような方針をもって、この人権・同和政策課という名前のままでやっていこうということにしたものでございます。

○川上委員

副市長に聞いたら、部長が答弁してくれたんで、あなたの答弁について聞きますけど、飯塚市には同和問題があるんですか。

○市民協働部長

同和問題というのは、基本的には同和対策の国の法律に基づいて実施を行うときに、同和問題という言葉、同和差別ということは当然使っておりました。ただ同和対策事業については、今先ほど言いましたように終息はしております。ただ、同和問題、同和差別というのが一般的にはまだ広く市民の間でも使われているというような状況がありますから、課の名称としては残したということでございます。

○川上委員

飯塚市に同和問題があるのかと聞いたんですよ。ちょっと余計なことになるかもしれんけど、国の同和対策事業は終息したんじゃないんです。終結したんですよ。これは、これ以上国が特別法によって特別な対策をやることによって、この問題は解決しないんだと。一般施策で行って初めてこれは解決するんだと。むしろ、この同和対策特別事業をやることによって問題は継続化するという、そういう判断で国はやめたんですね。それが終結という意味です。だから、私が聞いたのは、同和問題というのは飯塚市にあるんですかということなんで、これには答えられますか。

○市民協働部長

厳密に申し上げますと、同和という言葉については、同和対策審議会設置法移行時にそういう名称を使っております。同和対策の法が失効した中で言うと、同和問題とか同和差別というのは、法的に言うとなくなっていくということでございます。ただし、ここでいう部落差別というものは現存しているという考え方でございます。課の名称の問題に戻りますと、そういう状況がございまして、ただ同和問題とか同和差別というのがまだ一般的に使用されております。先ほどの課長の答弁にもございましたように、県の中でも使われてますし、7月になったら同和問題啓発強調月間といったような使われ方をいたします。そういった状況を踏まえた上で、課の名称については人権・同和政策課としたということでございます。

○川上委員

飯塚市には同和問題ってないんですよ。答弁されないけど、なぜ。あなた方が飯塚市には同和地区がないというふうに答弁したでしょう。同和地区はないんですよ、今日。なのに、なぜ同和問題だけが残ってくるんですか。だから、今やりとり中で、副市長、改めてやっぱり自分たちの判断が正しかったかどうか考えてもらいたいと思うんですよ。こだわらないで、法的な根拠もない中で、飯塚市が、長年の親しみがあるわけ。親しみを持って市民から受けとめられているのでこれを使おうというふうに言うけど、現実には、残せという圧力があって初めてこの課の名前が残ったのではないかと思うんですよ。だから、私は、今から業務の内容を見ていきますけれども、あらゆる人権と言うけれども、実際に部落解放同盟と連携した従前の同和対策事業をやる課になっておるのではないかということを心配しながら質問してまいります。

それで、所管事務の資料を見ると、人権・同和対策係があり、そして人権啓発担当というのがあるんですよ。それで、あなた方が議会の多数の力を借りて強行した条例、下のほうに書いてあるでしょう。人権啓発担当のところには記載がある、こういう名前の。「部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例」、これは、人権啓発の担当のところには記載があるんだけど――。

○委員長

川上委員、次の質疑になっていますけど、よろしいですか。

○川上委員

そうですね。一遍座りましょうか、どうしたらいい。

○委員長

そのまま続けてください。

○川上委員

それで、人権・同和対策係のところには、この条例に基づく事務事業というふうには書いてないんですよ。この、今申し上げた条例は、人権啓発担当のみかかわるのかどうなのかお尋ねをします。

○人権・同和政策課長

本条例につきましては、人権・同和対策係、人権・同和啓発担当、それぞれの業務に当てはまります。

○川上委員

記載がないのはどういうことですか。

○人権・同和政策課長

人権・同和啓発担当、(1)人権啓発等の企画立案に関すること、この業務の中には、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」が記載されております。この理由につきましては、本担当が所掌します啓発等の企画立案事業が多数ございますために、業務の個別列記ではなく、法令や条例によるくりとして記載されているものであって、ほかに法や条例に当てはまる事業がないというわけではございません。

○川上委員

いや、だから、記載をする場所が違うんじゃないのかと聞いたわけですよ。それについては答弁ありましたかね。

○人権・同和政策課長

記載をする場所でございますけれども、この「人権・同和啓発担当(1)」、繰り返しになりますけれども、こういったような記述をしなくては、啓発事業が非常に多数になりますので、ここについては、こういった事業というふうな記載の仕方をさせていただいたと。ただ、おっしゃられるように記載の場所が違うのではないのかということになりますと、これは係のそれぞれの業務を飛び越えて、そもそもこの条例自体が、第2条のところで、行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとするというふうにありますように、そもそもこの条例自

体が行政の全ての分野にかかってくる分野というふうに認識しておりますので、具体的に事務事業の概要の中のどこにということになりますと、やはり今申しましたような理由からこういった書き方を行っているということでございます。

○川上委員

なぜ人権啓発担当のところだけにこの悪法というか、この条例の記載があるかというところ、この条例の目的が、人の心の中に行政の行為が及ぶことを目的にしているから、ここに入れていくわけですよ。それをみずから語っている形なんですよ、と思います。

それから次は、納骨堂、集会所・納骨堂と書いてあるんだけど、納骨堂。この概要にある納骨堂は、昨年12月に条例をつくって管理することにした市立納骨堂のことですか。

○人権・同和政策課長

市の施設でございますので、昨年改正をした飯塚市納骨堂条例の納骨堂になります。

○川上委員

これは私、10年前から同和対策施設条例の廃止を要求し、どうしても必要な施設については一般施設として、一般政策の中で管理すべきだという主張をして、10年がかりで、途中4年間お休みもありましたけど、昨年の12月、実現した中身なんですよ。それは、別表があって、どこにどういう名称の施設があるというのが書き込まれていたからなんですよ。それをようやくあなた方も改めていく方向には向かっているんだけど、だとすれば、この納骨堂という、一般政策のもとにあるものが、あなた方はわかりやすいと言ったんだけど、意味がわからない。人権・同和政策課がなぜ管理するのか。どこがわかりやすいんですか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

まず、どこの課のほうか所管するのがわかりやすいのかというふうなご質問であったかと思えます。現在、それぞれの納骨堂につきましては、利用者の方による管理組合等、こういったものを立ち上げていただきまして、鍵の開け閉めだとか、軽微な管理のほうを行っていただいているところで、地元の方のほうとはいろいろと協議をさせていただきながら、事業のほうを行っていただいております。ただ現在、市において納骨堂を管理する該当課というものがございません。そういったことから、当該納骨堂に係る条例の一般化後も人権・同和政策課で所管のほうをさせていただいているものでございます。

○川上委員

今言ったような経過の中でできた市立納骨堂は、市民にとって非常に重要な施設ですよ。管理するところがないから人権・同和政策課で預かりましようという答弁はけしからんと思えますね。しかも、同和対策施設から一般施策に移行しているという流れの中で、あえて人権・同和という名前の担当課を残した上に、一般化を図ろうとしているのに、そこが管理するという、二重に問題があると思うんですよ。さっき、地元の方が管理というふうに言ったんだけど、地元の方というのは誰のことなんですか。

○人権・同和政策課長

納骨堂をご利用になられている地元の方でございます。

○川上委員

地元というのはどういうふうに言っているのかわからないんですけど、利用者でしょう。納骨堂からどれだけ離れている人でも利用しているわけでしょう。納骨堂から半径3キロ以内の人しか利用してないんですか。北九州にいる人でも、福岡におる人でも、関西、東京にいる人でも納骨堂の利用者がいるわけでしょう。これは利用者ということではないんですか。あなた方がなぜ地元の方というのかわからない。部落解放同盟のことを言っているわけですか。

○人権・同和政策課長

地元の方というのは、おっしゃられるように、確かに利用者としては遠方の方もおられます。ただ、こちらのほうはそういった方々の中で管理組合というのが組織されておりまして、その

管理組合のほうで日々管理をされています。

○川上委員

だから、正確に言えば、利用者の組合が管理しているということでしょう。それは解放同盟じゃないんですか。

○人権・同和政策課長

あくまでも管理組合でございます。部落解放同盟ではございません。

○川上委員

飯塚市の市営住宅のうち、相当な部分が旧同和对策事業でつくられた住宅があるんだけど、それは一般化になっているのに飯塚市は一般公募しないですね。空き家だらけですよ。部落解放同盟と同和会の推薦がなければ入居希望の受け付けもしないんですよ。その推薦を受けた申請があれば初めて受け付けられて、審査が始まっていくということになっているわけですよ。対策事業も平成13年度に終結していますからね。もう何年ですか。法違反行為が今ずっと続いているわけですよ。しかも、部落解放同盟は過去に、その推薦をするに当たり、特別会費を徴収する、そういう決算を市に報告している。それで、最近もこの部落解放同盟に特別会費、ないし会費を払わないので、入居が決定しているのに、飯塚市が入居者に決定した方に鍵を渡さないという事態まで生じたわけでしょう。納骨堂において、あなた方が管理しておったら、そういうことが起こることはないか心配するわけですよ。そういうことはないですか。

○人権・同和政策課長

そういったことはございません。

○川上委員

なぜわかるんですか。

○人権・同和政策課長

これは、過去からの実績その他もろもろで、今、委員がご心配されるような問題というのは起こり得た事実がないからという、過去の実績に基づく答弁になります。

○川上委員

それはおこがましい。調べてね、調べますでしょう、事実を。調べてないって言った、今。（発言する者あり）知らないって言ったんよ。（発言する者あり）調べて言っているわけ。

○人権・同和政策課長

すみません。再度答弁のほうをさせていただきます。現在まで、今委員がご心配されるような点について、過去の状況で起こっていないということをもとに答弁のほうをさせていただきました。

○川上委員

だから、知らないって言ったんよ。調べたんだったら、いつ調べたのと聞くよ。過去の実績を調べたわけ。（発言する者あり）ほかの委員が言っているけど、過去の実績を調べたんだったら、いつ調べたか教えて。

○人権・同和政策課長

市のほうでは、人事異動などに基づきまして、引き継ぎ事項というのがございます。今、委員が申されるようなご心配点があれば、当然引き継ぎ事項の中にも入ってくるものと考えております。

○川上委員

だから調べてないんですよ。知らないだけなの。この問題意識で調べるわけがないでしょう。飯塚市は部落解放同盟に、私の立場から言えば、まともな理屈もなく4億円以上の補助金を出してきたんですよ、10年間で。相手は受け取る側ですよ。チェックしたことがないでしょう。だから、課長が答弁するとおりなんですよ。知らないだけなんです。引き継がれなかっただけなんよ。調べたことがないというのが事実なんです。それで、私としては、副市長、この一般

施策のもとに置いている納骨堂を人権政策課、同和という名前を残したまま、強調してるわけですから、これが大事と、親しまれていると。解放同盟に親しまれてるだけじゃないんですか。そういうような所管課に置くのは極めて不相当だということを指摘して、変更を求めておきます。

○委員長

いいですか、川上委員。次に行きますけど。

次に、3ページ、関係団体との連絡、調整、補助金交付について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

補助金交付のあり方について、内容についてお尋ねしますが、合併後では、部落解放同盟に対する補助金、総額は幾らになっていますか。

○人権・同和政策課長

合併後の総額につきましては、平成――、すみません、ちょっと。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:35

再 開 10:36

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

申しわけありませんでした。平成18年合併から平成30年までの部落解放同盟飯塚市協議会への補助金額につきましては、4億1626万5620円になります。

○川上委員

同和会についてはどうですか。

○人権・同和政策課長

全日本同和会補助金につきましては、およそ4千万円ということになります。

○川上委員

合わせると4億6千万円くらい。内訳、どういう経費、どういう経費、どういう経費というのがあるんですか。

○人権・同和政策課長

ちょっと手元のほうで資料が見つかりませんので、申しわけありません。

○川上委員

合併から12年の間に4億6千万円も補助金を出してる団体について、所管事務調査してるのに、資料を持ち合わせていないで済ませられるんですか。

○人権・同和政策課長

大変申しわけありませんでした。対象経費につきましては、人件費、それから事務局費、それから会議費、それから専門部及び支部活動費、そして研修費の項目になります。

○川上委員

そのうち人件費は、何割ぐらいを占めていますか。

○委員長

時間かかりますか。暫時休憩いたします。

休 憩 10:39

再 開 10:42

委員会を再開いたします。

○川上委員

私が細かい数字を聞いておられる方もいるかもしれませんが、後で言う理由か

ら、今の質問には即答できないといけないんです。研修費の割合も同じくわからないでしょう。それで、そもそもこれほどの巨額のお金を部落解放同盟と全日本同和会に、人件費だいたい7割くらいです、費用弁償とかいう名前のやつも含めると。合併初年度、平成18年度の決算はそういうことになっているんですよ。それがどういうふうに変化したかというのはあるかもしれないけど、こんな団体ないでしょう。そういう補助金団体ないですよ。公務員でもないんですよ。それで副市長、覚えておると思うんだけど、平成20年3月定例会において、私は、日本共産党の代表質問の中で、新市発足の2006年度に部落解放同盟6団体が補助金合わせて5632万円を受け取ったが、そのうち補助金1370万円というのは旧飯塚市の部落解放同盟飯塚市協議会でした。この飯塚市協議会が、当時の市長選挙と市議員選挙において、特定の候補者に出陣式へ組織動員をかけて、その動員費をこの中から出したわけですよ。また、研修会においても、目的は曖昧、行き先不明、人数も不明、いつ行ったかもわからない。こういう報告を解放同盟市協が飯塚市に出して、飯塚市の当時の人権・同和推進課は鵜のみにしたんですね。これでいいですよ。補助金の決算、いいです、それに基づいて予算を組みましようというようなことをしたんですけど、それを指摘しました。その研修会は500万円です。この5632万円の補助金の7割に当たる4千万円が人件費、費用弁償ということだったわけです。このときに、当時の市長、齊藤市長が、適正に行われているとの認識のもとに今までおりましたけれども、今までのことが確かなのか不確かなのか、しっかり見ながら、これからの補助金交付等については考えてまいりたいというふうに答弁されたわけです。10年がたちました。昨年3月、予算議会、定例会の特別委員会で私は、飯塚市発足の2006年度から18年度までの補助金の額が4億1911万8千円であることを明らかにして、市の監査委員が、少なくとも2010年、12年、14年、16年連続して、この補助金支出が問題があると指摘し続けたのに、飯塚市は一切改善せずに補助金を出し続けた。この額は4千万幾らですか。同和会も入れると4億6千万円ですよ。市の監査委員が繰り返しためだと指摘して、それを押し切って予算を計上し、決算を認めていく体質が飯塚市にもあったし、飯塚市議会にも、共産党以外はみんな認めてきたわけですから。そういう体質なんです。そこでお尋ねしたいのは、この12年の間に、齊藤市長の、当時市長の見直していくという中で、どのくらいの見直しができたのかお尋ねします。

○人権・同和政策課長

補助金の見直しについてでございますけれども、補助金のあり方につきまして、まず、平成27年7月13日付で飯塚市同和对策推進団体補助金交付要綱のほうを整備いたしました。その後でありますけれども、またその前には、監査委員のほうから、平成24年12月7日付で補助金交付要綱の整備について、いろいろなご意見もいただいていたところでございます。また、その結果、補助対象経費、先ほどちょっと申しおきましたけれども、こちらのほうを明確化するために、要綱の中に補助対象経費一覧表を追記するなどの要綱改正を平成30年12月17日付で実施しております。

○川上委員

副市長、今、白旗山のメガソーラー開発が、幸袋側でひどい無残な姿になっていってますけど、あの土地は、今の持ち主はノーバル・ソーラーですけども、その前は悠悠ホームでしょう。その前は、この全国組織、部落解放同盟の幹部だった人の土地なんです。なぜその方がそこに土地を持っていたかよくわからない。だけど、その流れなんです。ちょっとそれ余談ですけど、部落解放同盟が、そのように4億円以上も補助金をもらいながら、何を目的との関係でしておったのかということなんです。部落解放同盟は、先ほど同和施設対策条例、これの一般化に最後まで反対した勢力ですよ。同和对策施設を残せ、条例を残せと言いつけた団体ですよ。そして、別表で地域が全部わかる一覧がついているわけでしょう。これを残せと言いつけたのは部落解放同盟なんですよ。それは、この間の議会のやりとりの中で明らかになりました。この部

落解放同盟に補助金を出すという目的、そして、実際にその目的のとおりのをしたのかお尋ねをします。

○人権・同和政策課長

まず、この補助金でございますけれども、先ほど申しました飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱、こちらのほうにその趣旨を記載しております。この趣旨に合致しているというところで本市のほうから補助金を交付しております。その趣旨について読み上げますと、第1条のところ、「住民の自主的、組織的な教育活動を促進し、住民みずからの教育水準、福祉の向上を図るため、人権・部落差別解消行政と整合性を持ち、部落差別問題の速やかな解決に資するための費用について、部落差別解消対策の推進に資する団体に対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金交付規則に定めるもののほか必要な事項を定める。」、こういったところで本市の施策と整合性を保つというところで交付しているところでございます。

○川上委員

国のほうで、部落差別を永久化するような法律ができたんだけど、それによって部落解放同盟に対する補助金の内容が変化していますね。もともと合併のときは、部落解放同盟飯塚市協議会だとか、部落解放同盟嘉飯地区協議会だとか、いろんな団体に対して補助金を出したんです、固有名詞を挙げて。それがその後、同和推進団体というひとくくりの名称に変わったでしょう。それが今度は、今言った部落差別解消推進団体という、だんだんわけがわからなくなってきた。どういう団体や勢力に補助金出すのかわからなくなってきた。部落解放同盟6団体に出していたのが同和推進団体にかわったのはなぜですかね。

○人権・同和政策課長

かつて6団体に出されていたというご発言なんですけれども、その当時の分をちょっと今持ち合わせてないもので、大変申しわけありません。今2団体のところでしか把握ができておりませんでしたので、変わった経緯というのがちょっとはっきりと今お答えすることができない状況です。

○川上委員

これは飯塚市議会でも部落解放同盟や同和会に対する補助金問題が、異常さが追求されるたびに名前が変わっていたんですよ。そして今回の場合は、国で先ほど言ったような、私に言わせれば悪い法律ができたので、それを利用してルールも変えていっている。この過程では、監査委員の指摘が幾つかあっているでしょう。これも影響している。こうなってくると、あなた方の言う部落差別解消のために頑張る団体、勢力は、誰でも補助金申請が出せるということになるんですよ。そうですか。

○人権・同和政策課長

補助金でございますけれども、おっしゃられるとおりに該当するということになれば、当然、申請があればこちらのほうで審査のほうを行っていくといった流れになるかと思います。

○川上委員

そうしたら、この制度があるということを広く世間に知らせないといけないですね。それはどうしていますか、今。

○人権・同和政策課長

こちらのほうの補助金でございますけれども、現在、要綱をこちらのほうの補助金につきましては、市民、個人の方が利用されるといった内容の補助要綱ではございませんので、広く一般的な周知のほうは行っておりませんが、飯塚市のホームページにおいて、要綱等のページというのがございます。こちらのほうで公開のほうをしているところでございます。

○川上委員

そうしたら、周知はしてないと。載せているけど、大概そこまで行き着かないですね。秘密の通路を通らないとたどりつかない。難しいですよ。私でも難しい。周知はしてない、じゃあ、

誰が申請するんですか。

○人権・同和政策課長

まず申請については、今現在補助金を受けてらっしゃる団体様、こちらのほうが通常は申請のほうをされてきている状況でございます。

○川上委員

そうしたら部落解放同盟と同和会は、周知してないのに、なぜ知り得て、なぜ補助金申請ができるんですか、できたんですか。

○人権・同和政策課長

今現在の状況で申しますと、毎年補助金の交付を受けてらっしゃるということから、この補助金の要綱、補助事業があるということを知られていて、受けられているものと思います。ただ、委員が言われますように、一番最初はどうだったかということになりますと、ここについては、はっきりと今この場でお答えするような資料のほうを持ち合わせておりません。すみません。

○川上委員

このルールは部落解放同盟と飯塚市が、人権・同和政策課が一体となつてつくり上げたルールだからですよ。飯塚市がつくって、市民には公表しないけど特定のところだけ教えたとかいうものじゃないんですよ。一緒につくり上げてきたわけでしょう。これほど補助金が、部落解放同盟、飯塚市との癒着の大もとにある、根っこにある、中心定番にあると。そして、先ほど言ったような住宅問題とか、不適當なことが行われているし、市民生活のさまざまなところに影響を及ぼしている可能性がある。そこに4億6千万円も、解放同盟で言えば4億2千万円の税金を投入していることについて、事務事業として適當かどうか考える必要がある。どうしましょうか、人権のほうは。

○委員長

休憩しましょうか。暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 58

再 開 11 : 08

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

先ほどご質問がありました部落解放同盟飯塚市協議会に対する補助金における人件費の割合でございますけれども、約42%ということになっております。

○川上委員

その数字については、また後日、別の機会に改めましょう。それで、補助金をもらう団体、それから人件費までもらっている幹部が、その補助金をもらうルールを飯塚市と協議して決めていくということが、ずっと合併後続いているということを確認しましょう。

それから、続けていいですか。人権啓発センターに関することなんですけれども、施設の利用状況、どういった施設があるかについても、傍聴者もおられますので、言っていただいて説明してください。

○人権・同和政策課長

人権啓発センターでございますけれども、まず施設のほうから申し上げますと、立岩人権啓発センター、それから穂波人権啓発センター、それから筑穂人権啓発センター、この3カ所がございます。利用状況でございますけれども、昨年度の状況で申しますと、立岩人権啓発センターのほう年間3572人の利用がっております。また、穂波人権啓発センターは同じく昨年度6332人のご利用がっております。次に、筑穂人権啓発センター、こちらのほうは平成30年度3182人の利用がっております。

○川上委員

そうすると、年平均で300日と考えた場合、1日10人、20人、10人というくらいの利用状況ということになるわけですね。以前の集計の中には、その中に市の職員の会議をした場合もその人数の中に入っていましたね。今の中に入っているんですか。

○人権・同和政策課長

中には入っております。

○川上委員

そうすると、例えば、この部屋の利用人数は、もうあなた方と私たちとなって、という計算の仕方になるわけですね。そうすると、このうち市民の利用状況というのはわからないでしょう。あなた方の利用状況の中には自分たちが使うというのも入っているという数字を確認します。

それで、次に施設の名称なんですけど、この立岩については、立岩同和会館というふうに言っていたんですね。改めました。改めたんですけど、この人権啓発センターというふうに、なぜこの施設を呼ぶのかということ疑問があるわけです。それで、どういうことをするからこういう名称ですということがあると思うんですけど、どうしてこういう名前になっているんですか。

○人権・同和政策課長

人権啓発センターの名称でございますけれども、人権啓発センターは、社会福祉法で定められた隣保館として位置づけられております。地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に開かれたコミュニティセンターでございます。こういったことから、人権啓発センターという名称になっております。

○川上委員

人権というのは、先ほど言われたけど、親しみがあるというか、一番大事しないといけない言葉なのでわかる。啓発というのは、誰が誰に対して何を啓発する場所なんですか。そういうことなんでしょう。誰かが誰かに対して、あなたはわかってないので教えましょうという場所なんでしょう。そういうことですか。

○人権・同和政策課長

まず、啓発という単語でございますけれども、こちらのほうは人々が気づいていないような物事に気づいてもらうこと、こういったことを啓発事業として、うちのほうでは取り組んでいるものでございます。この気づいてもらうような事業、これを誰がやっているのかと言いますと、当然この事業主体は市になります。市のほうが、その事業に参加いただいている方にいろいろ気づいていただくこともあります。また、ほかには先ほど申しましたように、地域の開かれたコミュニティセンターとしての側面も持っているということでございます。

○川上委員

何を啓発、気づかないことを教える、市が住民に教えるということでしょう、市民に。気づかないことってどういうことですか。

○人権・同和政策課長

それこそ人権という言葉の中には部落差別問題を初めとして、高齢者の人権、また、子どもの人権、いろんな人権がこの中に入っております。当然、女性の人権そういったものもあります。こういった部分について、なかなかこれが人権侵害になっている、もしくはこういったことが例えば人権侵害には該当しますよとか、もしくは高齢者であればこういったことには注意しましょうとか、いろんな啓発でございます。そういったものが、うちのほうがやっている事業になります。

○川上委員

そうすると、この3館でやっているんだけど、あなた方の言う啓発というのは、どのくらいの利用状況ですか。啓発事業としての、そこで何か研修会とか、どのくらい使っているんです

か。

○人権・同和政策課長

一例を挙げますと、デイサービス事業というのをこの中で行っております。こちらのほうの実績のほうでご紹介させていただきますと、立岩人権啓発センターのほうでは、月に2回から3回の頻度で年間約25回ほど開催しております。こちらのほうの1回当たりの平均の参加者は16名でございます。こちらの方々に今先ほど申しましたような内容の取り組みを行っているということでございます。

○川上委員

デイサービスが主な事業なんですね、今の答弁だと。

○人権・同和政策課長

失礼しました。主なという発言のほう取り消させていただきます。ただ、手元にありました一番数字として紹介ができる部分については、今ご紹介をさせていただきました。

○川上委員

そうしたら、あなた方の言う人権啓発事業はどのくらい自分たちでやっているかわからないか、関心がないということになるわけですね。ということでしょう。その目的のためにつくっているのに、どのくらいやっているかわからない。所管事務調査をされても答弁ができないというわけですから。これは、既に目的と実態に乖離があるということじゃないんですか。そもそも啓発というのが、誰の誰に対する啓発かということを考えてみたら、この3館置いてある地域にそういうケアセンターが必要かと思えないかん。今、この3つの施設が利用されている状態から言えば、隣保館としての機能でしょう。何か集めとって、これを勉強せんとはいけませんよみたいな、あなた方の言う啓発行為に主に使っているわけじゃないわけでしょう。料理とか、サークル活動とか、そういうことに使っているわけでしょう。つまり、乖離があるというわけですよ、言いたいことは。あなた方の話を聞いていると。そうしたら、実態はいるということであれば、施設の目的とか、ありようとか、名称とか変えていったらどうですか。そういうことを検討したことはないんですか。

○市民協働部長

質問委員言われます人権啓発センター、確かに人権啓発という形で啓発という名称がございますけれども、実際の事業としては、人権問題の調査、研究、啓発に関すること、これは条例上の文章でございますけれども、それから各種講習、相談及び指導に関すること、住民の自主的活動の促進に関すること、住民並びに関係機関及び社会福祉施設等の連絡調整に関すること、住民の福祉に関することというような事業を実施していくのが人権啓発センターというような位置づけを持っておりますので、こういう形で今後も続けていきたいとは思っております。ただ、今質問委員がおっしゃられますように、具体的な実際の事業の実施状況についての資料を持ち合わせていないということにつきましては、おわびいたします。

○川上委員

わざわざおわびとかしなくても、もう先ほど言ったから、目的はそこだけ、関心がないということがわかりましたから。それで、副市長、一度真剣に考えてもらいたいんですけど、今言われたような実態から言えば、もう啓発という名前をつけるのはおこがましいけれども、内容から言っても、この人権啓発センターとしては廃止したらどうかと。そして実態を、住民が親しんでいるという現実を直視して、頭に隣保館とつけてもいいけど、地域人権交流センターとか、福祉センターとか、何かそういう名称に切りかえていったらどうかと思うんですよ。自己啓発というのはいいですよ。行政が行政の権限を持って住民を啓発しようとかいうのは、我が国の日本国憲法との関係からいってもなじまないんじゃないかと思うんで、この名称の変更を検討しませんか。副市長、どうですか。

○市民協働部長

今おっしゃられます人権関係の部分での地方公共団体の役割としては、啓発、それから相談、そういった業務というのが重要であるというのが基本的には法律、または飯塚市の条例の考え方でございます。そういうことからしても、この3館については、そういう啓発、相談、そういったものやっけていく拠点として、今後も十二分に機能を発揮できるようにやっけていきたいというふうに思っております。

○川上委員

改めるときが必ず来ると思いますよ。

それで次は、不良環境地区という単語を見つけました。所管事務調査の資料の中で、不良環境地区の改善事業に関することと書いてあります。この不良環境地区というのはどういう意味ですか。

○人権・同和政策課長

こちらのほう、不良環境地区というふうに表現している部分につきましては、環境改善に施策を講じる必要があると認められる地区、低環境地区というふうなことでございます。

○川上委員

不良環境、環境が不良というわけですか。どういう状況を見たときに、不良環境というふうに地区というのを規定するわけですか。

○人権・同和政策課長

こちらの不良環境地区というところにつきましては、昭和30年代におきまして、国庫補助事業として不良環境地区改善事業という補助事業があったということで聞いております。今、ご質問の件につきましては、既にこの事業がございませんので、該当地区細かくは把握はできない状況でございます。

○川上委員

60年前の話をされておるわけですね。それで、水道がないとか、トイレが共同便所できちんと整備されてないとか、住宅が健康で文化的な、と言うに値しないんじゃないかというような状況があったということなんでしょう。60年たって、それがどこかわからないというふうに答弁があったんですよ。本当なんですか。改善事業に関することをすると自分で言っているのに、その場所がわからないっていうのはおかしいじゃないですか。該当地区はどこですか。

○人権・同和政策課長

わからないと先ほど申しましたのは、当時の補助対象となる補助の要件、こういったものがちょっと確認ができないという意味でわからないというふうに申させていただきました。この該当地区でございますけれども、いわゆる先ほど申しました低環境地区ということになります。こちらのほうにつきましては、はっきりどこどこ地区というふうにこの場で答弁させていただくのはちょっと控えさせていただきたいというふうに考えております。

○川上委員

控えなきゃならない理由があるんですか。あなた方が60年前の言葉をそのまま使って、漫然と不良環境地区とか言うから、地域名を出さないということになるわけでしょう。なぜこの表現は改めないんですか。

○人権・同和政策課長

現在に至るまで、この名称について改めなかった理由、こちらのほうはちょっと把握できておりませんが、今後、この名称につきましては、掘り下げて調査のほうを行いまして、適切に対応していきたいというふうに考えております。

○川上委員

かつて生活館と、低環境地域の生活館と呼んでいたでしょう。今も低環境状態が続いているのであれば、生活館をきちんと、今もう老朽化して著しいわけですから、飯塚市としてこの事

業をやるというのであれば、ちょこちょこちょこ瓦をなおしたりとか、壁をちょっと扱ったりとかじゃなくて、その認識があるんだったら、きちんとした財政出動を行って、手当てするべきじゃないかと思うんですよ。新相田公民館と高雄区公民館でしょう。ほかにありますか。

○人権・同和政策課長

こちらの不良環境地区という部分につきましては、どこどこというふうな場所の明示については控えさせていただきたいというふうに考えております。数でございますけれども、数になりますと、今委員が申されました2カ所のほかにあと2カ所ございまして、合計で4カ所ということになります。

○川上委員

旧飯塚のときは低環境ということで、生活館ということで、きちんと書いてたわけですよ。書いたということは、そこに市が責任を負うということなんですよ。名前を言わないでしょう。なぜ議会に隠すわけ。隠す必要は何かあるんですか。あなた方が誤解を招く不良環境とかいう言葉に、漫然と使い続けているからじゃないんですか。現実がそうになっていますか、今。なっているんだったら、低環境の状態があるんだったら、先ほど言ったとおりですよ。なぜここに、何と言うか、黒い霧とか、白い霧かもわかんないけど、なぜ答弁できないのか、答弁できない理由は言えるでしょう。

○人権・同和政策課長

ご質問の不良環境地区の低環境地区ということでございますけれども、条例としては、いわゆる一般施策化を行いました飯塚市集会所及び生活館条例の中に位置づけられる建物ということになります。先ほど申しましたように、いわゆる一般施策化ということの中で、具体的にここここが低環境地区でございました、もしくは不良環境地区でございましたというふうに申し上げるのが、ちょっと誤解を招くおそれもあり、ちょっとどうなのかなと。誤解というのは、その発言を聞いたときに、周りの方が、例えば、あそこが低環境地区なのか、もしくは不良環境地区なのかというふうな、どうしてもそういうふうな偏見というのが出てくるおそれがございますので、戸数については答弁差し上げますけれども、具体的な場所については差し控させていただきたいということでございます。

○川上委員

あなた方は低環境対策ということで予算を組んで住宅を建てたり、あなた方というか我々とか、やってきたわけですよ。炭鉱がつぶれて、皆苦勞しているわけでしょう。先輩たちがね。そういう対策をやってきたこと自身については、やっぱり、やってきたんだっていうのがあつたでしょう。今日に至るまで、こういう60年前のやつを漫然と残し続けているという体質ですよ、飯塚市の。これ指摘しておきたいと思えます。

委員長、いいですか、続けて。4ページなんですけど、人権啓発等の企画立案に関することと。人権意識調査について、先ほどの紹介した条例に基づく行為なんですけれども、目的、スケジュールをあわせて教えてもらえますか。

○人権・同和政策課長

意識調査の意義、目的、スケジュールでございますけれども、まず、意義、目的でございます。こちらのほうは本市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例第7条に規定されています、「市は、差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。」というふうに記載がありまして、この調査を行うことにより、これまで行ってきた事務事業、また各種施策の成果や課題が明らかになるとともに、今後の事業の進め方や、必要となる施策等についても明らかになるものでございます。こちらのほうが意義、目的でございます。次にスケジュールでございますけれども、まず、ことし8月に調査票のほうの配布を予定しております。次に、年内をめどに集計、分析、報告書の作成を行い、

年明けから報告書及び概要版の製本のほうを始める予定というふうになっております。

○川上委員

アンケートの内容はどのような感じですか。

○人権・同和政策課長

アンケートの内容でございますけれども、基本的にはこちらのほう、平成26年度に前回調査のほうを行っております。この前回調査と意識がどれだけ変わったのか、また、どのような問題が新たに起こっているのか、そういう部分も比較検討が必要になりますことから、問題の設問内容については、基本的には前回の調査の設問を基本として行うということで考えております。

○川上委員

アンケートをどのように相手に渡すのか、その対象数はどれくらい考えておるのかお尋ねします。

○人権・同和政策課長

対象数につきましては、3千名を考えております。その渡し方と言いますか、そちらにつきましては無作為抽出を行いました3千名を対象に、郵送で送付させていただくことで考えております。

○川上委員

それは前回と同じ規模ですか。方法ですか。

○人権・同和政策課長

前回の部分につきましては、調査書が2700人を対象として行っております。また、うち2千名につきましては郵送、無作為抽出の郵送で送っておりますので、前回とほぼ同じような形というふうに考えております。

○川上委員

前は、無作為抽出の郵送が2千人で、あと700人、別の方法があったんですね。今回は3千人、全部無作為抽出の郵送と。前回の700人はどうやって対象者を選んで、どうやって渡したんですか。

○人権・同和政策課長

前回の調査につきましては、意識調査とあわせて、実態調査というものを行っております。これは、いわゆる地区の実態調査ということになります。700名につきましては、関係団体の協力を仰ぎ、戸別訪問で調査票を渡しております。

○川上委員

関係団体というのは部落解放同盟のことですか。

○人権・同和政策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

男女共同参画推進ネットワークとかは入ってないんですか。

○人権・同和政策課長

配付にかかる戸別訪問につきましては、部落解放同盟のほうのご協力を仰いでということで、今申されます男女共同参画のほうの方の手を借りて配付したというふうなことは聞いておりません。

○川上委員

そうしたら外国人団体の協力とかはないですか。

○人権・同和政策課長

あくまでも地区調査、地区での実態調査ということでございますので、部落解放同盟のほうの協力を仰いだということでございます。

○川上委員

いや、外国人団体のほうには、協力を依頼してないのかと聞いたんですよ。

○人権・同和政策課長

依頼はしてないというふうに聞いております。

○川上委員

そうしたら、障がい者団体は。

○人権・同和政策課長

そちらについても依頼はしていないということで聞いております。

○川上委員

ほかにも性的少数者だとか、薬害エイズで苦しんだ人たちとか、差別で、あるわけでしょう。あらゆる差別でずっと来たんでしょ。解放同盟だけ700人分を渡して、解放同盟が選んだ人にだけ実態調査を依頼したわけですか。

○人権・同和政策課長

前回の調査の目的と言いますが、市民意識の調査、それからまた、地区の実態調査という目的で行いましたので、そういう形になっております。

○川上委員

そうしたら、答弁おかしいんじゃないですか。意識調査を2千人を対象にやりましたと。今度は3千人ということになるんじゃないんですか。でも今のだと、2700で集計したっていうふうに聞こえますけど。

○人権・同和政策課長

意識調査につきましては、地区の実態調査の700人分とあわせて意識調査のほうも700人同時に行っております。ですので、先ほどの答弁で2千名については郵送、700名については、意識調査の実態調査のほうも個別でお伺いさせていただいたということがございます。説明不足ですみません。

○川上委員

ちょっとわかりにくかったけど、集約、700人のサンプルの中の意識も2千人と合わせて集計をしたということになるんですか。

○人権・同和政策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうするとね、2千人を無作為抽出した意味が全くないですね。2千人、無作為抽出して、700人は部落解放同盟に依頼して、彼らの恣意のあるところのアンケートをとるわけだから。だから平成26年の調査がでたらめだったということになりますね。それで、その手法は福岡大学のその教授の方が思いついて、その手法をとったんですか。前回委託は福岡大学の教授なんでしょう。それとも、飯塚市がそのようにやってくれと言ったのか。それとも、解放同盟が、自分ところに700人分、サンプルをよこせと。それを含めて無作為抽出した分と合わせて調査結果を出してくれというように言ったんですか。どれですか。

○人権・同和政策課長

こちらの調査を行うに当たっては、検討委員会というものを設置をいたします。前回についても同じく検討委員会の方を設置しております。この検討委員会の中で、調査方法などについても検討されたものと考えております。

○川上委員

検討委員会の中に部落解放同盟が重要な役割を果たしただろうと思うけど、その反省の上に立って、今回3千人全て無作為抽出という考え方ですか。それとは別に、実は、部落解放同盟だとか、いろんな差別が考えられる各団体、私がさっき言ったようなところにもサンプルをお

願いするようになっていくんですか。その辺はどうですか。

○人権・同和政策課長

今回の部分については、特段どこのということではなく、無作為で、全くどこからこうしなさいというふうに言われて、こういうふうになったわけではございません。また前回の部分につきましても、考え方としましては、700名、それがいいのか悪いのかと言いますとどうかと思うんですけども、700名のところで実態調査を行いますので、例えば700名分についてはあわせて調査を行おうと。無作為抽出でございますので、例えば先に実態調査の表を持っていったところに、後から意識調査の分までやってきましたら、やはりその混乱が起きるんじゃないかと。そういったことからあわせて行ったというふうに考えております。

○川上委員

前回の分については、実態調査、税金かけてつくったんでしょうけど、実態を反映してないと。意識調査としても正確じゃないというのは明らかですね。部長、そういうことです。調べて質問していますから。それで、今回そういうことで3千人以外にはもうとらないということですよ。特定の団体にアンケート用紙を渡してお願いしますとはしないということなんですよ。じゃあ、委託先がどこになっているのか、今回。

○人権・同和政策課長

委託先でございますけれども、委託先は、福岡市博多区吉塚の吉塚合同庁舎4階にあります公益社団法人福岡県人権研究所になります。

○川上委員

その団体は入札したんですか。

○人権・同和政策課長

随意契約でしております。

○川上委員

金額はまあいいとして、どういう判断でそこと随意契約を、もう結んだんですね、結んだのかお尋ねします。

○人権・同和政策課長

この調査に関する委託先につきましては、専門的な知識や幅広い実績に伴った豊富な情報をもとにした厳密な分析等が必要であると考えられるため、専門の研究期間を検討したものでございます。

○川上委員

その団体の名前、もう一回言っていた方がいいですか。

○人権・同和政策課長

公益社団法人福岡県人権研究所になります。

○川上委員

その団体は、2つの団体が合流したというか、つくられた団体ですよ。その前身の団体は把握していますか、2つ。

○人権・同和政策課長

1つが福岡部落史研究会、もう一つが福岡県部落解放人権研究所ということで聞いております。

○川上委員

この団体はあらゆる差別をなくすためにということを行っているけれども、もともとは部落差別反対ということで、解放同盟と一体となってさまざまな活動をやってきた団体ですよ。そのさまざまな活動の中に、先ほどから私が言っている国の部落差別解消に関する法律、制定運動をやった団体なんですよ。この法律に基づいてあなた方は今度、少し変化球もあったけれども、市の条例つくって、その条例に基づいて、人権意識実態調査というのをやろうとしている。

これはどういうことなんですかね。自分たちが運動して、国の法律をつくらせて、そして市の条例までつくらせて、それに基づく実態調査、意識調査という事業があって、それを自分たちが随意契約で請け負っていくと。解放同盟そのものじゃないですか、これは。この実態が。こういったところに公正な、科学的な実態調査が、意識調査ができるという判断できるんですか。

○人権・同和政策課長

こちら福岡県人権研究所のほうにつきましては、今回、随意契約をするに当たりまして、実績等については確認のほうをいろいろとさせていただいている部分でもございます。一昨年実績で言いますと、平成29年度実績では久留米市、春日市、田川市、柳川市、広川町における人権問題に関する市民意識調査、こういったものをされておりますし、その前年におきましては福岡県教育委員会、また、福岡市における人権研修などの意識調査も含めてやっております。こういった過去の実績などを勘案しまして、随意契約、ほかにできるところがないということでしたものでございます。

○川上委員

今、ほかにできるところがないというふうに言われたんですか。

○人権・同和政策課長

失礼しました。ほかにできるところがないというのは私のほうの失言というか、ちょっと文脈としてちょっとおかしい部分でありました。削除をお願いします。

○川上委員

正直なところということなんでしょうけど、だって今言ったようなルールですから、流れですから。それで、この団体は昨年秋に、この条例が各地で、ちょっと形は違いますけど、つくられていく中で、いずれにしてもこういう意識調査が始まっていくと。本格化すると。自分たちの関係のメンバー及び共感を覚えている人たちを啓発するわけですね。啓発セミナーがありますよ。受注したら、委託を受けたらこうやって頑張らましようねという意思一致しているわけじゃないですか。飯塚市の職員でこのセミナーに参加した人いますか。

○人権・同和政策課長

福岡県人権研究所のほうで行われているセミナーのほうに、当市の職員が参加しているかどうかというのまで、ちょっと調査のほうを行っておりません。

○川上委員

調査してみればいいじゃないですか。なぜ調査しないんですか。

○人権・同和政策課長

今回委託につきましては、冒頭申しましたように、豊富な情報をもとにした緻密な分析など、こういったものができるかどうか、必要であるかどうか、こういった観点から調査を行っておりますので、飯塚市の職員がセミナーに参加したかどうかという観点からの調査は行っておりませんでした。

○川上委員

飯塚市の職員が職を離れて自分の思想、信条、考え方で、どの団体に参加してもいいじゃないですか。セミナーに行ってもいいでしょう。ただ、随意契約を結ぶ団体の中に、市の幹部職員がかかわりがあるかないかというのを調べないといかんでしょう。それを調べないというのは、調べていないというのはちょっとおかしいよね。どう思いますか、なぜ調べていないんでしょうよね。

○人権・同和政策課長

市の職員がというふうな観点からでの調査を行っておりませんが、こちらのほうの研究所さんのほうの、例えば理事、こういったものについては一応確認のほうをさせていただいております。

○川上委員

どういう意味ですか。理事の中には飯塚市の職員がいないということを言いたいわけですか。

○人権・同和政策課長

失礼しました。調査をしなかった理由、なぜ調査をしないのかという、随意契約をする相手先に、そういった市の職員が自由な信条、そういったもので参加したことについてなぜ調べないのか、それは調べるべきではないかというふうなご質問でしたので、別の観点からは、理事、こういった内容については調べていますというふうな答弁です。

○川上委員

違うんですよ。職員が、個人の判断でいろんな研修とか行くことあるじゃないですか。それはそれでいいじゃないですか。今言っているのは、わかるでしょう、随意契約を結ぶ相手の中に市の職員が参加しているかどうかというのは、一度調べておいたほうがいいんじゃないかということです。契約の前に。ほかにないとかいうことじゃないでしょう。もう最初からここに委託するように、流れがもうでき上がっているじゃないですか。そういう流れの中でつくられる、行われる意識調査、その結果、市民が不安を持って、私は当然だと思います。これは別の機会にも取り上げていきたいと思います。

次いいですか。今度は、人権啓発等の相談に関することです。どういうことをやるのか、内容を伺います。

○人権・同和政策課長

こちらのほうにつきましては、委託の内容が研修事業、それから相談事業、それから広報事業、そして、展示事業、その他啓発事業といったことになっております。

○川上委員

内容はどういうことになりますか。

○人権・同和政策課長

まず初めに、研修事業につきましては、それぞれ飯塚地区、菰田地区、飯塚東地区、こういった各地区のほうに出向いて行きまして、公民館や自治会における人権啓発事業のほうをしていただいているところでございます。また次に、相談事業のほうでございませけれども、こちらのほうは人権にかかわる相談に応じていただき、適切な助言を行う事業ということになっております。次に広報事業、こちらのほうでございませけれども、人権いづか、また人権いづかぬくもり、年6回発行でございませけれども、こちらのほうに伴う情報の収集及び企画会議への参加ということになっております。そして、その他の展示事業につきましては、人権・同和問題啓発展示コーナーにおける展示物作成に伴う情報の収集及び企画会議への参加、そして、その他啓発事業につきましては、人権・同和問題講演会事業、それから部落解放研究集会、こういったものに対する啓発事業ということになります。

○川上委員

もう啓発と言わないでほしいんですけど、住民が自発的に、自主的にいろんな勉強すると、人権に関する勉強すると、それを応援するのが市だと思うんですよね。住民に何か、行政の行為によって、何て言うかな、押し込んでいくような内容というのは、ふさわしくないと思うんですよ。それで、委託先をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

委託先は、特定非営利活動法人人権ネットいづかになります。

○川上委員

入札ですか。

○人権・同和政策課長

随意契約になります。

○川上委員

理由は何ですか。

○人権・同和政策課長

随契の理由でございますけれども、こちらのほうが、県知事より人権啓発事業など認定された法人でございます、人権問題を熟知し、かつ啓発業務のノウハウを持っていることから随意契約持っている市内業者がほかにないことから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、随意契約のほうを行っているものでございます。

○川上委員

合併以来、一貫してこの団体に随意契約できているんだけど、その委託料の合計、幾らになりますか。

○人権・同和政策課長

委託料の合計は、10年間になりますけれども、平成21年からの10年間でございます。こちらのほうで合計で10年間での委託料累計は4億416万円ということになっております。

○川上委員

新しい担当課長が一桁、桁を間違えるくらいの委託料ですよ。それで、このほとんどが人件費です。理事長は部落解放同盟の幹部ですよ。部落解放同盟中央の方針によってこの人権ネットはつくられたわけですね。それで、実際にやっているテーマ、例えばこれは筑穂のテーマを見ると、アイヌ民族の現状、子どもの人権、孤立死・孤独死、防災と人権、世界人権宣言70年、障がい者の人権、部落の心を伝えたい、若者のこととか、いずれも関心のあるテーマですよ、市民が。しかしこれを特定の認識を持つ、あなた方は熟知しているというふうに言ったけど、特定の認識を持っている少数の人たちですよ、市民全体から言えば。今言ったようなテーマだけでも、それぞれの人権問題考えている個人や団体ってたくさんあるんですよ。自分たちもこういってことで、いろんな人たちと勉強してみたいという方もおられると思いますよ。現実にはこのNPOは、市内外から、そういった分野で活動している人たちを招聘して、講師になってもらったりしているでしょう。ここで問題は、なぜこの解放同盟が解放同盟中央の方針でつくった団体が、13年間もこの事業を飯塚市から請け負って独占的なことをやるのかと。熟知しているというその内容は、彼らの認識ですよ。そして、委託料が4億円を超すわけでしょう。ほとんど人件費に消えてるわけですよ。解放同盟の方針でつくって、実態もそうですよ。だから、先ほどの意識調査についても、本当にやる必要があるのかよく吟味する必要があるけど、それは、市役所の人権担当課がやったらいいんですよ。それから、みんなで考えましょうということであれば、委託とかする必要ないでしょう。4億円もかけて、市がこのくらいのことはできなきゃおかしいですよ、直で。だから、この事務事業は、今見てきたけど、本市の事業としては極めて不適當というふうに指摘をしておきたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:02

再 開 13:02

委員会を再開いたします。次に、解放子ども会、人権学級に関することについて、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

次に、解放子ども会、人権学級に関することのうち、解放子ども会についてお尋ねをします。活動状況はどんな状況でしょうか。

○人権・同和政策課長

解放子ども会の活動状況についてですが、平成30年度実績で市内には13の解放子ども会があり、年間で373回の活動を行っています。参加状況は、子どもの延べ参加人数が1715人となっております。

○川上委員

ということは、どういうことなんですかね。実際に解放子ども会にかかわっているというか参加している子どもの人数は何ですか。

○人権・同和政策課長

子どもの実数は95人になります。

○川上委員

これは市が要綱をつくって指導している子ども会なんですかね。

○人権・同和政策課長

この事業につきましては市が実施要綱をつくり、市が主催して行っている事業でございます。

○川上委員

次の質問にかかわってかかりますので、要綱を資料要求したいと思います。委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○人権・同和政策課長

はい、用意できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

準備に時間がかかりますので、次の質疑でよろしいですかね。

○川上委員

市が行政として、解放子ども会を組織し、現状で組織し、指導しているということは確認できるので、それを前提に質問します。それで13の解放子ども会をつくったということなんだけど、どこにつくったんですか。

○人権・同和政策課長

解放子ども会ですけれども、まず飯塚地区で4カ所、それから穂波地区で4カ所、筑穂地区で5カ所になります。

○川上委員

13カ所でしょう。13カ所の子ども会の名前と人数はどうなっていますか。

○人権・同和政策課長

ただいまその分について手元に資料がございませんので、わかりません。

○川上委員

資料、手元にあるでしょう。13カ所の13の解放子ども会、どこなのか、人数も書いたものがあるでしょう。答弁できないということ。できないならできないと言ったらいじやないですか。

○人権・同和政策課長

今、手元がございませんので、今この場での答弁がちょっとできないという状況でございます。その分ちょっと今から調べてきますので少々時間のほうをください。

○川上委員

そのことについても、資料要求しましょう。委員長、取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま、川上委員から要求がっております点については、提出できますか。

○人権・同和政策課長

今ちょっとこの場での提出がすぐには。下にちょっと行かなくてはわからない状況ですので、確認のほうをさせていただければと思います。提出のほうはできます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。（発言する者あり）改めて執行部にお尋ねいたします。ただいま、川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

○人権・同和政策課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

次の質問にいきます。

○川上委員

そこで、この要綱の制定に至る経過をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

この要綱に至る経過でございますけれども、少年期における人権啓発事業として、子どもたちが異なる年齢層と交流を行うことを通じて、差別を見抜く力を身につけるなど、差別に負けない子どもの育成を推進することを目的として要綱の作成に至っております。

○川上委員

要綱をいつ、つくったんですかね。

○人権・同和政策課長

こちらのほうの要綱につきましては、平成25年に作成しております。

○川上委員

平成25年になって飯塚市が特定の地域の子どもたちに対して差別を見抜き、差別に負けないために、何か特別なことをやらないという判断に立ったわけですね。そういうことでしょうか。

○人権・同和政策課長

特別なことと申しますか、先ほど申し上げた要綱をつくるに至った経緯、こういったことから市の主催事業として行ったものでございます。

○川上委員

いやだから、それ以前はなかったことなんでしょう。この年に要綱をつくったわけでしょう。だから、飯塚市として差別を見抜き、差別に負けない子どもたちを、飯塚市に1千人以上いるでしょう、その年の同学年で言えば。掛ける10歳とすれば、1万人子どもがおるわけですよ。その中から、あなた方が現状と言った意味で言えば、95人を選んで、その子たちに特別に差別を見抜き、差別に負けない、そういう力を身につけさせてやらないといけないということで、思い至って、平成25年に要綱をつくるということになったんでしょう。その経過がわからないから少し聞いているわけですよ。25年になぜつくることになったのか。

○人権・同和政策課長

その部分については把握しておりません。

○川上委員

もともとこの要綱が旧穂波町にあったわけですよ。それ以外のところはないわけですよ。なぜかという、部落解放同盟が育成していた任意の子ども会だったからです。解放とかいう名前をつけているのは、部落解放同盟がつけているわけよね。わざわざ解放子ども会とか。そ

れが、なぜ平成25年になってね、なかったんですよ、合併後、市の事業としては。それをわざわざ全市に広げて、やっていきたいと思いますよ、今まで解放同盟がやっていたんでしょ。それを今度は飯塚市がやりましょっていうふうになったわけですよ。なぜかと聞いたわけですよ。解放同盟が知らないうちにこんなことが起こるわけがないでしょう。今13地区で当時どれくらいあったかわかんないけど、解放子ども会がいつの間にか飯塚市の主幹事業になってしまおうと。解放同盟が、なんて言ったんですか。それわからないですか。

○市民協働部長

解放子ども会につきましては、今まだ要綱を配付しておりませんが、その目的からしても、市として取り組む事業として問題はないと考えております。今、25年から市として取り組んだという経緯については、ちょっと、現状、担当の課長が申しましたように、その当時の資料をちょっと調べ合わせておりません。申しわけございません。そういうことでその経緯については、ちょっと再度調査したいと思います。

○川上委員

もうわかっているんですよ。調べてください。解放同盟と解放同盟穂波町協議会やないですか、旧。そこと相談して決めたいでしょう。それでそこは、現在95人ということで、先ほど資料を出しますと言ったけど、地区の名前とそれから、その子どもの人数まで解放子ども会の資料を出そうと言っているんでしょ。差別をなぜこの子たちだけが選ばれて、見抜く力を身につけさせられるわけ。(発言する者あり)ちょっとまた質問途中です。それから、なぜこの子たちが1万人ぐらいおる中で、95人だけが選ばれて、差別に負けない力を身につけなさいというふうに、行政から言われたいけないわけですか。この95人、あなた方が選んだでしょう。どういうことなんですか。

○市民協働部長

すみません。この要綱上でございますけども、もちろん事業実施主体は飯塚市ですけども、先ほど95人、あなたたちが選んだ95人と言われておりますけど、この対象者というのは要綱上、第1条、目的でございますけども、「それに賛同し、人権学習、人権活動に参加する児童生徒とする」ということで、飯塚市のほうで選んだりというような、特定の子どもたちを選んでいくというようなことはいたしておりません。

○委員長

資料が準備できましたので配付させます。

○川上委員

今おっしゃったことが、答弁されたことが、飯塚市の責任回避、この子どもたちのこれからの人生に責任を負うべき行為をしておきながら、子どもたちが自発的にそこに来たのだから市が選んだわけじゃないと、そういう言い方があるのかなと。これは、あなた方が答えようとしていない、どういう経過でこれできたかを明らかにすれば、あなた方が責任重大というのはわかる。私たちが選んだわけじゃないと、この子たちが来たんですという言い方ね。この子たちに、差別を見抜き、差別に負けないと、95人以外の子たちにはなんて言うんですか。差別をしてはいけませんと言うわけ。特定の子たちには差別負けるなと言い、特定の子たちには別の子は差別をしてはいけませんと。子どもの世界に根拠なく差別をあなた方が持ち込んでいることになりはしないかと心配するわけですよ。これが、家庭教育で親の思いでいろんなことを教育することありますよ。そのことと行政の行為として、こういうことをするのかということとは別でしょう。副市長、この漫然と続けていることだと思うけど、非常に行政としてやってはならないことをやっている状況にあると、私思うんですよ。子ども会でいいじゃないですか。人権を大切にすることでいいじゃないですか。でも子ども会が各地でもう崩壊したりしていついっしょあるんだけど、子ども会として自主的に頑張るのを、育成を応援すると。子ども会の応援を市が直接やる考え方もあるかもしれないけど、特定のものの見方、考え方を押しつけるべきじ

やないでしょう。これは、副市長、よく担当部でも検討してもらって、この要綱を廃止したほうがいいと思いますよ、指摘しておきたいと思います。

○委員長

次に、4ページ、所管施設の概要について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

集会所の使用状況をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

集会所の使用状況についてでございますが、こちらの集会所につきましては、自治公民館、こういったような形での使用状況をされていることから、使用状況については把握しておりません。

○川上委員

何カ所ありますか。

○人権・同和政策課長

4カ所になります。集会所等ということでお願いします。

○川上委員

念が入ったんだけど、等というのは何のことですか。

○人権・同和政策課長

所管事務の調査の資料の中につけております、この4カ所という集会所及び生活館ということですので、等ということをつけております。

○川上委員

さっきの答弁からいえば生活館4館あるということでしょう。それを除く集会所が40ということですね。それで、自治公民館として使われているので使用状況わからないということなんですけど、自治公民館として使われているものを、なぜ人権・同和政策課が担当するんですかね。

○人権・同和政策課長

現在、この集会所につきましては飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画に基づきまして、自治公民館と同様に自治会の管理運営をする地元移譲の計画を立てた中で、地元と協議を行い、地元移譲について進めているところでございます。こういったことから、地元において、これまでの経緯なども踏まえて、地域の方々とお話する必要もあることから、現在所管変更を行わず、当課のほうで所管している次第です。

○川上委員

集会所は現在、人権・同和対策とか、何か関係があるんですか。国から趣旨で補助金が出ているとか、維持費で、県から出ているとかがあるんですかね。

○人権・同和政策課長

国からの補助金などはございません。

○川上委員

そうしたら、人権・同和政策課で担当するのが不相当だと思いますけど。地元に移譲していくというのであれば、そのしかるべきところ、例えば総務課とか、あるいはまちづくり推進課とかが所管して、そして移譲協議をしていくと。人権・同和政策課が担当する必然性がまるでないと思いますけど、そこのところ検討したことないですか。

○人権・同和政策課長

条例の一般化に伴いまして、以前であれば集会所、納骨堂、それから農業用施設といったものがございました。その中で集会所と納骨堂につきましては他の部署ということでの検討というのは、ほかに該当課がないということで納骨堂の部分でお答えさせていただいたんですけども、集会所につきましても建った経緯、いわゆる同和対策事業のほうでこちらのほうが建設

され、今に至って、かなり年数を経た状況もございますので、そういった今までの経緯の中で、当課のほうを担当課ということになっている状況でございます。

○川上委員

同和対策事業から離れて、一般施策でいきたいと思いますというのは、国の流れなんですよ。これに十何年たっても、18年経っても抵抗しているのは飯塚市ですよ。今までの流れがあるからと、この流れをやめましょうっていうのが提起じゃないですか。国の問題提起ですよ。なのにあなた方が、なぜ流れを変えようというふうに言っているのに、流れの中におしとどめようとするのか。これは人権・同和政策課じゃなくて、先ほど総務課と仮に言いましたけど、そうしたところで取り扱うほうが合理的に進むんですよ。同和対策事業から離れて仕事しましょうということなんですよ。それで、そのことは指摘しておきたいと思います。

それで、納骨堂について、後でちょっと述べますが、農機具保管庫、農業共同作業所は、別のところで所管しているんでしょう。なぜこれは別のところで所管するんですか。

○人権・同和政策課長

農業用器具の保管庫につきましては、条例化の一般施策化前から、当課ではない課が所管して対応しておりましたので、こちらのほうの事業の一般化に伴って、改めて移管した部分ではございません。

○川上委員

だから、この同和対策施設条例でも一般化を決めたわけだから、納骨堂についてもそうだけど、同じ流れの中で、この集会所をもう手放してもらいたいわけ。人権・同和が人権政策係になったとしても自治公民館的に使っている集会所を所管する立場にないでしょう、大体。このところを、ぜひお願いしたいと思います。次いっていいですかね。男女共同になりますけど。

○委員長

先ほどのもう1つの資料がまだ時間がかかるそうなので、次の質疑に。次に、5ページ、男女共同参画プランについて、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

審議会への女性の登用について、お尋ねをします。目標を40%以上としているわけですが、その理由をお尋ねします。

○男女共同参画推進課長

平成28年に制定された第4次福岡県男女共同参画計画に掲げられた市町村審議会等委員に定める女性の割合が目標値40%と設定されていること、また、前プランの取り組みによる成果等を勘案し、市の附属機関である男女共同参画推進委員会で審議を行い、目標値を40%と定め、現在取り組みを進めております。

○川上委員

40%以上となっているんだけど、目標への取り組み状況はどうですか。

○男女共同参画推進課長

飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱等により、委員公募の積極的実施や委員選出区分の見直し等女性委員登用の推進方策について、より女性の積極的な登用に引き続き努めてまいります。

○川上委員

それで、目標策定のとき32%でしょう。いろいろな取り組みをしたんでしょうけれど、今どれぐらいまでできているんですか。

○男女共同参画推進課長

平成31年4月1日現在で32.8%です。

○川上委員

2年後が目標達成の期日になっているんでしょう。今の取り組みの中で、状況で40%以上

という目標は達成できるんですか。

○男女共同参画推進課長

繰り返しの答弁になりますが、委員公募の積極的实施や委員選出区分の見直し等、女性を登用する推進方策をより積極的に進めてまいりたいと思います。

○川上委員

3月だったか2月だったか、市議会議員選挙に出るかもしれないという人たちに対して、男女共同参画ネットワークが、この問題についてどうお考えですかと、どうしたらいいと思いますかというアンケートが来たんですよ。それで、私は市長が任命する審議会だから、飯塚市の決断によって人口比が仮に50%、50%とすれば、50%まで市長の判断でできるはずだと、そのように頑張りますと言ったんですよ。今、飯塚市の男女の人口比は、どのくらいですか。

○男女共同参画推進課長

平成31年3月末現在になりますが、男性6万780人、6万7506人。52.6%が女性となっております。

○川上委員

副市長、言いたいことはわかると思いますけど、50%以上の目標に掲げ直して、約52%以上、50%以上も40%以上ですよと言われるかもしれませんが、そこまで目標に掲げて、これを必ずやり上げるという取り組みがあると思うんですよ。そうすると審議会の総数が何人で、そして2年後を目標年次とするならば、2年間に新設ということがあるかもしれないけれども、改選はどのくらいあるのかと。その中で52%に足りない女性委員の人数はどのくらいかと。ちょっと計算していったら、2年間で何人の女性委員の登用が必要ですよというのが出てくるわけですよ。そういう計算だけでというのはもちろん、市政運営上どうかと思うけど、少なくとも、市が掲げている目標があるわけですから、そういう計算も必要になってくる。私の理屈から言えば52%というのは絶対いるだろうと思うんですよ。だから、そういう発想で今仕事をされているかどうかお尋ねします。

○男女共同参画推進課長

質問議員が言われているように、女性委員の割合が50%以上、人口比が50%以上ですので、そうなることが望ましいと考えておりますが、現実では職場や地域において、いまだ男女の役割分担意識が残っており、継続的な研修や啓発事業を実施し、意識啓発を図りながら、段階的に目標値を設定し、取り組みを進めていきたいと考えております。

○川上委員

段階的におっしゃったんだけど、目標年次を守らないといけないでしょう。達成年次は。だから、そう考えれば、あと2年ですから、先ほど言ったとおりの発想で何人女性委員を登用しなければならぬのかという覚悟を持たないと段階的ということであれば、この難しい世の中という認識でしょうけど、その中で、そのうち力を持った女性が自然に生まれるだろうとかいうこともあるかもしれないけど、活躍の場、それから育成・養成の場、条件、環境を整える場といういろいろあるわけだから、やっぱり向こう1年間で200人必要とか、その次は150人必要とかいうふうになってくれば、今までの男女共同参画推進の事業レベルでよいのかと。抜本的な対策を考えないといけないんじゃないかとか、知恵が湧いてくると思うんですよ。だから、年次ごとの女性委員の登用人数を、印字できるようにしないと、2年後、ちょっと無理でしたとかいうわけにいかないと思うので、そこは、市長はいないんだけど、副市長がこの委員会との関係で言えば、やっぱりよくメリハリつけて見てもらわないといけないのではないかなというように思います。

それから、次は、飯塚市男女共同参画推進本部会議というのがありますね。資料を見ると、議会事務局長が本部員になっているように見えるんですよ。これは本部メンバーになっているんですか、オブザーバーですか。

○男女共同参画推進課長

議会事務局長は、本部員になっております。

○川上委員

2元代表制のもとで、議会の事務局長を執行部側の機構のメンバーにするのは、どういう理由ですか。

○男女共同参画推進課長

男女共同参画社会の実現に向けて、市として各種施策を一体的に推進するために、市長部局のみならず、教育委員会、企業局、議会事務局にも、本部員をお願いしているものです。

○川上委員

答弁されていてわかると思うんだけど、議会事務局長は、教育委員会や企業局と同じような法律上の位置づけではないでしょう。だから、企業局あるいは教育委員会からも出てもらっていますから、議会事務局長も出てもらっていますというくらいの位置づけなら、やめたほうがいい。特別に、例えば防災本部、災害対策本部をつくるでしょう。生命、財産に直接影響があるところだから、緊迫状態じゃないですか、急迫状態だから議会事務局が入るとかいうことがあると思うんですよ。そういうような判断で入れてないのであれば、これは、監視機関の側が執行機関の中に入ってしまうというのは、ほかにないこともないけど、適当ではないのではないかというふうに思うわけですよ。だから積極的に入れている意味はないということですかね。

○男女共同参画推進課長

飯塚市男女共同参画推進本部会議は、市として男女共同参画社会の実現に向けて一体的に取り組むと位置づけておりますので、議会事務局長についても本部員であることに、事務規定上整合性があると考えております。しかし、今後、再度研究していきます。

○川上委員

研究してください。念を押すような形になってあれだけど、何の規定に基づいて、議会事務局長をそこに併任させるのか。何か法律上の根拠は何かあるでしょう、ないですか。

○市民協働部長

申しわけありませんが、ちょっと法的な部分については、今手元に資料がございません。ただ、何度も申しますように男女共同参画社会の実現というものについては、ある意味での横串政策となります。いろんな場面でこういう社会実現のために飯塚市全体として、取り組まなければならないというふうに考えておりますので、議会事務局長についても、法的に問題がない限りにおいては、この本部に参画していただきたいというふうな考えでございます。

○川上委員

飯塚市の地方自治の本旨からくる共通の市全体の目標は、住民福祉の増進を図ることにあると。これは2元代表制のもとで、執行機関、それから監視機関が緊張関係を保つことによって保障されていくわけですよ。この住民福祉の中に、男女共同参画の推進というのもあると思うんですね。だから、執行機関の体制と議会の側の体制は、そういう緊張関係の中で維持されるべきであって、中に入り込むことが適当と思われないわけです。しかも、これがだめだという法的規定がないのであればという部長の答弁でしたけれど、あるかないかも今わからないわけでしょう。合法性があるかどうかも今わからない状況のままであるということでは先ほど研究するという事だったと思うんだけど、見直してもらいたい。特に、今飯塚市議会においては、会派が違う議員を、3人以上の会派ではないということで、同じ部屋におってくださいと。別に会議室を貸してくださいと言っても貸さないという現状があるわけです。その議員は、男女ですよ。そのくらいの男女共同参画の認識ですよ。これが議会多数派、代表者会議の考えですからね。そこの中から、そういう弱点を持った者が執行部の中に来たら困るでしょう。緊張関係を持たないと議会の側に言えないでしょう、あなた方も。本部会議でそのことを問題にできますか。議会の側はちょっとどうでしょうかね、感心しませんねと言えますか、本部会議の

中で。言ってもいいんですよ。これをまだ議会の中でも、ずっと押しつけ続けているわけですよ。こんなことがわからない議会になっているわけです。だから、緊張関係を維持しなければ、どんなことでも起こりかねない。しかも法律はよくわかりませんというようなことでは、市民に責任が負えないというふうに思います。

次、いっていいですかね。男女共同参画推進センターの管理運営です。このセンターの管理責任についてなんですけれども、男女共同参画推進課が責任を負うのは、どのエリアですか。

○男女共同参画推進課長

飯塚市男女共同参画推進センターについては、貸し館及び使用許可は男女共同参画推進課が行っていますが、コミュニティセンターの中にありますので、維持管理については、生涯学習課が担当しております。

○川上委員

当該男女共同参画推進課が責任を負うエリアで、エアコンが機能しないというようなことについても、生涯学習課が責任を負うということですかね。

○男女共同参画推進課長

その使用者との対応は、男女共同参画推進課が行いますが、修理については生涯学習課が対応するものとなっております。

○川上委員

次に、保健衛生に関することについてお尋ねします。予防接種なんですけれども、子宮頸がんワクチンのことも記載していますが、これについては、副作用の被害が指摘されているんですよ。この状況については、飯塚市は把握していますか。

○健幸・スポーツ課長

子宮頸がんワクチンによる副作用についての市内の状況というのは把握をしております。

○川上委員

どういう状況ですか。

○健幸・スポーツ課長

今1件、子宮頸がんワクチンによる接種を受けて、その後体調を崩されたという方で、その状況の相談というのが今1件あっているという状況でございます。

○川上委員

それは、よその自治体で予防接種を受けて今飯塚にお住まいということですか、それとも飯塚市における予防接種によるものですか。わかりますか。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市内で接種を受けられた方です。

○川上委員

ということですね。それで、所管事務の中に、いろいろ記載があるんだけど、今後新たに市として補助を予定しているものがありますか。

○健幸・スポーツ課長

補助ということでいえば任意の接種になろうかと思えますけれども、その任意の接種につきまして、市が補助するという点に関しては、市も当然、その責任があろうかと思えますので、国の動向を含めて、慎重に安全性を担保した上で検討していく必要があるかと思っております。

○川上委員

子宮頸がんワクチンの話を先ほど、副作用について聞いたんだけど、本市としてやっぱり教訓を引き出しておかなくてはならないと思うんですよ。国の動向を見るだけでなくって、やっぱり、それプラス飯塚市としての教訓を考えておく必要があるというふうに思います。

それから、次いいですか。地域医療の総合的対策に関することなんですけど、飯塚急患セン

ターの利用について、そのうち、子ども診療についての状況をお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

小児科の診断状況ということで報告をさせていただきます。平成28年度の小児科であれば2600名、平成29年度が2562名、平成30年度が2387名の受診がっております。

○川上委員

これは子どもがその医療が必要でないということであれば、もちろんいいんだけど、年々その減ってきているでしょう。今の報告を聞くと。これはどういう傾向だと思われますか。

○健幸・スポーツ課長

年々その受診者数というのは減っておりますけれども、この急患センターのところはできてまだそんなに時間がたっておりません。その中である程度一番大きな急患センターの子どもの受診者数に影響を及ぼすものであれば今のところ、インフルエンザがございます。その辺の状況での動静と言いますか、というところが今の状況というふうに考えております。

○川上委員

それは何か調べてそういうことわかったんですか。それとも、多分そうだろうということですか。

○健幸・スポーツ課長

今の分は正確な数というものはインフルエンザの数とかいうところはまだ出ておりません。一般的なことで説明をさせていただきました。

○川上委員

それから飯塚急患センター、移転新設になって間がないという、それから小児科についても間がないということなんだけど、存在そのものということもありますけど、出入口、どこからどう入っていったらいいのかというのは、わかりやすいですか。

○健幸・スポーツ課長

入り口のところが非常にわかりにくいという声をいただいております。建物にそのまま入る、上に上がるわけですけどもその入り口、それと実際の駐車場の入り口というのが非常にわかりにくいという声をいただいているところです。

○川上委員

事務事業の中でということになりますけど、どうにかかりますか、これは。

○健幸・スポーツ課長

今、わかりやすくなるような看板と言いますか、案内を設置するというところで調整を行っているところです。

○川上委員

路面をピンク色に塗ってパンダの絵を書くとか、相当なことをしたほうがいいじゃないですかね。ちょこっと小さく看板があるとじゃなくて。ここに行けば、救急ですからね。迷っている暇はないという感じ。

それから、福岡県の地域医療のベッドの問題についてお尋ねします。福岡県がベッド削減計画を打ち出しています。どういう状況に今なっていますか。

○健幸・スポーツ課長

福岡県地域医療構想につきましては平成29年3月に制定されております。これは平成30年にいわゆる団塊の世代の方が全て75歳以上となり、これまでにない高齢化の進展が見込まれ、これに伴い支給構造が変化するとともに、医療や介護を必要とする方々が増加することが見込まれることから、将来必要となる医療や介護の提供体制を構築していくため、市町村において地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携強化などを実施し、福岡県において地域医療構想が制定をされております。

○川上委員

ベッドはどのぐらい、今幾つでこれがどこまで減るようになっているんですか。

○健幸・スポーツ課長

当時の数字になりますけれども、742のベッド数削減ということで記載がされております。

○川上委員

いや、そもそもは幾つありますか。

○健幸・スポーツ課長

3222床から2480床になっております。

○川上委員

742床、どこで減らしていくかとかいうのは把握していますか。どの病院で幾つ減らすとかいうのは。

○健幸・スポーツ課長

実際にどの病院から数が何床減らしてというような形での計画にはなっておりません。実際のどこの病院を減らすとかいう形はですね。

○川上委員

じゃあどうやって減らすんですか、742床。

○健幸・スポーツ課長

ベッドの種類といたしまして高度急性期、それと急性期、それと回復期、それと慢性期というのがございますけれども、この中で、これもちょっと一般的な話になりますけれども、高度急性期とかが緊急を要して手術をしたという形のベッドになりますけれども、そういう数は維持しますけれども、慢性期にも、病気が慢性疾患の方たちのベッド、こちらのほうをふやすとかいう形での変更になっていくことになろうかと思っております。

○川上委員

市立病院は250床と思うけど、ここへの影響はどうですか。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。市立病院のところのベッドの増減というところは把握をいたしておりません。

○川上委員

地域医療に関することということになっていますので、住民の命にかかわることなので、健康にかかわることなので、お互い頑張りましょう。

それで次に、社会体育施設の維持管理及び運営に関すること。それで資料がありますけど、利用状況はどのようになっていますか。

○健幸・スポーツ課長

平成30年度の利用者の実態数でございますけれども、体育館、これは全ての体育館を含んでおります。4万3740件の利用で、22万9169人、野球場でございますけれども、1020件で4万4038人、グラウンド広場でございますが、3614件で12万1963人、武道場でございますけれども、1620件で1万7902人、弓道場は2684件で3198人、テニスコートは1189件で8835人、プールが8万7515件で8万7515人の利用です。多目的施設ですけれども、2万8410件、5万938人の利用がっております。

○川上委員

それは健幸都市という角度から言うと、スポーツ都市という角度から言うと、市としてはどういう評価になりますか。

○健幸・スポーツ課長

健幸都市ということも含めまして、利用者数をもう少しふやしていきたいというふうに考えております。

○川上委員

それについての施設ごとの課題とか、全体的な課題とかがあろうと思うんだけど、その辺は特に考えがありますか。

○健幸・スポーツ課長

施設ごとにそれぞれ課題がございます。ただ、全ての施設に共通して言えることは、利用者の方に使いやすく、当然、安全を確保した上ですけれども、使いやすく、気持ちのよい環境をつくるということを目指してまいります。

○川上委員

九州各地から人が来る、あるいは福岡県各地から人が集まるような、高校生とか、大人でもそうですけど、そういうような大会が、飯塚市でもできるぞというようなものもいるでしょう。それを飯塚市がつからないといけないのかというのは別問題なんです。福岡県がつかればいいじゃないかというのもあるわけですよ。飯塚市はどこに力を入れるかと、健幸スポーツ都市というのであれば、この長時間労働の中で、年配の方もおられますけど、身近に親しめる、スポーツに、そういう身近なところに、スポーツ施設があるべきではないかと思うわけですよ。何か一極に集めて、そこにみんな来てくださいと、スポーツしたい人はいうのは、ちょっとなじまない。健幸スポーツ都市という点では。もともと旧飯塚が張り切って健康の森公園とかつくっていくんだけど、あれだけお金かけると言っているんだけど、市の周辺部というか、近い人も確かにいる。おられて便利という人もおられるかもしれないけど、大体周辺部ですよ。公共交通機関が発達していないから、それに頼らざるを得ない人たちは使えないわけですよ。だから、そういったことが課題に今なっているというふうに私は思っています。そこで、新体育館をつくりますということで、あなた方は言っているんですけど、それによってサッカーができるグラウンド、3面つぶれるんですかね。新体育館と卸売市場移転問題で。これについては、そのままにするわけにはいけないということは聞いてはいますが、どういったところまで考えておるのかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

今回の体育館建設と市場建設に伴いまして、市民公園健幸スポーツ広場、それと庄内工業団地グラウンド、この2カ所、サッカーで言った場合で3面でございますけれども、利用ができなくなります。市民公園健幸スポーツ広場の利用者は、そのほとんどがサッカー利用でありました。庄内工業団地グラウンドの利用につきましても、その多くはサッカー利用、他にもソフトボールの利用等々がっております。今後の整備につきましても、サッカー協会を初め、グラウンド利用者と協議を行っているところでございます。そして、2つのグラウンドがなくなること、その代替地といたしましては、これまでサッカー利用ができなかった既存のグラウンドにサッカーゴールを置き、サッカーができる環境を整えています。それでも不足しておりますので、現在9の小中学校跡地のグラウンドにつきましても有効な利活用について、検討しているところでございます。

○川上委員

庄内工業団地のグラウンドの関係で、ソフトボールはどんなふうですか。

○健幸・スポーツ課長

庄内工業団地のソフトボールの利用につきましても、庄内地区のソフトボール大会、それと飯塚東地区の早朝ソフトの利用、それとかソフトボール協会の利用もございましたけれども、大きく分けてその3つと言いますか、団体利用という形であってございました。庄内地区のソフトボール大会につきましても、庄内グラウンド、庄内中学校等で代替をしていただくということで調整を図ったところでございます。飯塚東地区の早朝ソフトにつきましても、二中と飯塚東小と庄内工業団地で4面でソフトボールの利用がなされてきたと。今回2面が使えなくなりましたので、その分は鯉田の運動広場、こちらのほうで2面がとれますので、そちらのほう

で利用していただくというところで、ご理解をいただいたところでございます。

○川上委員

サッカーのグラウンドの候補地はどこになっていますか。

○健幸・スポーツ課長

現在、小中学校の跡地で検討を行っているところでございます。

○川上委員

それは、まだどこか言える段階ではないんですか。

○健幸・スポーツ課長

1点は、旧穂波東中学校のグラウンドがございすけども、こちらのほうで今教育の施設ではあるんですけども、健幸・スポーツ課のほうで当面、管理をする、受け付けをするというところは決まっております。それ以外の所については、まだ検討段階、調整段階というところでございます。

○川上委員

各施設の耐震化等の状況についてお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

新基準を満たしていない体育施設といたしましては、1981年6月1日以前に建設された飯塚第1体育館、颯田体育館、颯田武道館、飯塚市弓道場、穂波武道館がございす。飯塚第1体育館につきましては、平成29年度に実施いたしました耐震診断の結果、安全性2に該当し、大規模な地震の振動及び衝動に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。また震度5強程度の中規模地震に対しては損傷を生ずるおそれが少なく、倒壊するおそれはないとの評価を受けております。このため新体育館が供用開始されるまでは、地震が発生した際には、屋外に避難するよう注意喚起を行いながら、現行のまま利用継続しております。颯田体育館につきましては、老朽化が著しく使用に耐えない状況であるため、平成29年度末で利用を休止しており、新体育館に集約することとしております。颯田武道館につきましては、新体育館建設にあわせて集約することとしておりますが、同館も老朽化が著しく、使用に耐えない状況であるため、本年9月末をめどに休止をする予定といたしております。飯塚市弓道場につきましては、こちらのほうも老朽化が著しいことから、新体育館建設にあわせて集約し、新体育館の共用後は廃止をする予定としております。

○川上委員

次に、健幸都市推進（マスタープラン）関連事業に関することということで、健康プラザ「いいけん広場」、中心市街地活性化事業で鳴り物入りということなんですけれど、利用状況はどういうふうに評価しますか。

○健幸・スポーツ課長

健康プラザの利用状況といたしましては、平成28年度が2万8188人、平成29年度、3万1843人、平成30年度、3万2723人と着実に利用者も増加しております。今後も、健康づくり、中心商店街の憩いの空間、にぎわいづくりの拠点施設として事業を進めていきたいと考えております。

○川上委員

利用者は、どういったエリアからお見えになっていますか。特徴がありますか。

○健幸・スポーツ課長

すみません、アンケートの分で、どのエリアから来られたという方の分があるんですけど、ちょっと今手元に数字がありません。印象というところで申しわけありませんけれども、やはり飯塚地区と言いますか、ある程度エリアの、距離を近いところの方の利用が多いという印象は持っております。

○川上委員

身近なところであればいいよねということですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 14

再 開 14 : 25

委員会を再開いたします。次に、体育施設の再編整備に関することについて、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

鯉田地区に準備中の新体育館のことですね。進行状況をお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

新体育館整備の状況につきましては、平成28年度に飯塚市体育館等施設整備検討委員会を設置し、その答申を受理いたしております。平成29年度、飯塚市新体育館建設基本計画を策定し、平成30年度、飯塚市新体育館建設設計者選定、そして基本設計を行っております。現在、令和元年でございますが、実施設計を行っているところでございます。

○川上委員

そもそのことなんですけれども、先ほど検討委員会から答申を受け取ったと言うんですけど、検討委員会の開始の矢先に、飯塚市はどう考えているのかと、市長はどう考えているのかと検討委員会で聞かれて、事もあろうに、事務局、飯塚市の職員が理由を羅列した上で、飯塚市としては新築建てかえをしたいということを諮問機関のところ述べているわけですよ。そうすると、この検討委員会は、そうさそうさとなっていたわけですね。お金がかかるんじゃないのかと、費用はどうかという議論もありました。これに対しても、お金のことを言っていたら、検討ができないよというのが出てきて、その流れで、5月8日にそういう答申が出たということなんですよね。ことしではないですよ。それで、こういうやり方そのものが、異常ではないかと思うけど、このことについてはどう考えておりますか。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市体育館等施設整備検討委員会の中では、いろんなご審議をいただきました。今、議員のご指摘にあったやりとりも実際にごございましたけれども、いろんな方から、いろんな声をいただきながら、答申を受けたものと考えております。その答申に基づきまして、基本計画を策定し、現在に至っておりますので、その手続につきましては、適当であったというふうに考えております。

○川上委員

会議録読めばわかりますよ。会議録が全部正しいかどうかというのがあったとしても、大枠信用するとして、時間配分から会議録を案文して割っていくと、大体72、3分の段階で、じゃあ新築でいきましょうと確認します、いいですかということなんです。その後、いろんな意見出てくるんですよ。だったら、これがいいあれがいいというのは。だから、いろんな議論の末に新築建てかえできましようということになったわけじゃないんです。しかも予算のことは全然考えていませんからね。20%床面積の削減とか知らないんですよ。議論してないから。何の財源であるかに関心がないから、20%削減とか関係ないんですよ。だから、検討委員会でわずかその時間で確認したことは、みんなで確認したことは、住民あるいは今の体育施設利用者たちが納得のいく、もっと充実したものをつくるという思いなんです。新築だと言った人たちの中でも。それを、今、実施設計に入っているということなんですけど、難しいところに、まるで押し込むような形で説得しなければ、利用してもらえないようなものを、今つくりかかっているんですよ。これは、当初の検討委員会のメンバーたちの思いとも今、進んでいるものは違うことになっているんじゃないかと思うけど、そういうことはありませんか。

○健幸・スポーツ課長

検討委員会委員の中で、規模であったりとか、機能であったりとかいうことのご審議をいただきました。その意見を十分酌み取った形で、現在、設計に入っているというふうを考えております。

○川上委員

時期の問題を言っているわけです。新築建てかえというふうに決めたとき、皆さんは、今と同様かそれ以上、良いものができるかと信じて、新築移転という方向がよいのではないかという確認をしてしまったわけです。では後で、いや実はそういうわけでもないんですよという条件が次々に出てきておることを考えてみれば、今進行中のことについて、検討委員の皆さんが、思い描いたものとは違うことになっているのではないかと。それは、市の職員が市長の意向は新築建てかえですと言ったときに、理由を5つぐらい述べていますよ。その中には、狭くなるんですよというようなことは言ってないよね。だから誤誘導というふうに言う人もおります。その関係者の中で。こういうやり方をやっている、諮問制度が崩壊しますよ。どう思いますか。

○健幸・スポーツ課長

20%削減というものにつきましては、今ある第1体育館、第2体育館、颯田体育館、武道場、穂波武道場を合わせたところで20%を減らす。この分で飯塚市の管理計画に基づいた形で20%減らすという形で、現在設計を行っているわけですが、この20%減らすと言ったときに、それぞれの共用部分であったりとか、一緒に使える部分がございます。その中で、実際にその機能が20%減るということではないと思っております。トータルの中でやりますので、今ある第1体育館、どここの体育館から減るということではなくて、その部分、個別に言えば大きくなるわけですが、トータルの中で言えば、そういう効率的な形で20%減らすということになりますので、そのところはご理解をいただければと思っております。

○川上委員

私が言っているのは、今言ったような、先ほどから私が言っているような、あえてかみ合わない答弁をしていると思うけど。私が言っているのは、こういうやり方をしていると、市の意思形成に、諮問制度は非常に重要なんです。今言ったようなやり方をすれば、この諮問制度が崩壊するんじゃないのかと。さっき女性の審議会の登用率のこととか議論していったけど、こんな乱暴なやり方をすれば、その結果が今、さまざまな矛盾につながっていているわけでしょう。最初からこういうことになるんですよということ、お金の問題が出たときでも丁寧に話していけばいいじゃないですか。これは、安倍政権じゃないけど、うそとごまかしと言われているでしょう。あまり変わらない。その結果として、45億円とか46億円とか言うけど、莫大な費用、財政出動が要求されてくる。もう一つの選択肢、現在施設の耐震補強、大規模改修という選択肢が、最初から放棄されていく。あなた方の作戦どおりですよ。それで、現実に実施設計をやっているんですけど、弓道場については、どういう状況になっているんですか。

○健幸・スポーツ課長

弓道連盟とは、定期的に協議を行っておりますけれども、基本設計の図面をもとに、これから細部の協議になろうかと思っております。

○川上委員

弓道については、改選前の議会に請願が出て、相当審査しましたからね。結局、請願は継続審議という名のもとに廃案になっていくんだけど。現在の弓道場を、新体育館ができた後も継続的に利用することができるのかどうか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

現在の弓道場につきましては、新体育館が建設され、その中に弓道場ができますので、でき

上がった段階で、現在ある弓道場については廃止するものとしたしております。

○川上委員

廃止ということは、どういうことになるんですか。使えなくなるということですか。

○健幸・スポーツ課長

はい、使えなくなるようにするというごさいます。

○川上委員

土地は市の土地でしょう。建物は市の建物なんですよ。それは売却とか考えないわけですか。そのままの形で。

○健幸・スポーツ課長

今回の新体育館建設に当たりまして、その財源として公共施設等適正化推進事業債というものを考えております。この中では、先ほども答弁いたしましたけど、20%減らすというところで、それまでの施設については5年以内に除却することとなっておりますので、体育館建設ができた段階で、今ある弓道場については、廃止とさせていただきますように考えております。

○川上委員

そうしたら少しタイムラグがあるよね。その間は、除却というか、もう使えなくしてしまう前の間、使用が可能ではないかと思うんだけど、不可能ですか。

○健幸・スポーツ課長

まず1点考えなければいけないのが、1点目が今の弓道場は、もう老朽化が著しく、耐震診断も満たしていないと、そういう状況であるということがまず1点。それと、新体育館の中に弓道場をつくるわけですから、そちらのほうで利用をしていただく、2つのところに分かれて利用するというのではなくて、新しくできた所で利用していただきたいということからも、今ある弓道場については、廃止とさせていただこうと思っております。

○川上委員

どこで弓道をするかについては、利用者が判断したらよいというふうに考えるんですよ。それとも弓道するんだったらここしかできませんと、ここに入らないんだったら弓道はできませんというのはいかがかと。それから柔道なんですけど、柔道はどうなっているんですか、柔道場は。

○健幸・スポーツ課長

専用の柔道場というのは設置はいたしません。ただ体育館利用の中で、柔道をする、できるような環境整備についてはしていきたいと思っております。

○川上委員

専用はないけど、柔道できる環境を整えると、どういうことですか。

○健幸・スポーツ課長

実際、体育館のところに畳を購入をすることは今考えております。ただ柔道場の柔道の場合であれば、その畳を置いたままにするのか、それとも、なおすのかというところで、ものすごく手間がかかる、というか作業が必要になります。畳を敷く場合にですね。ただし、その畳をずっと置いたままにしますと、ほかの球技ができないという状況が生まれます。そのところを今検討している状況でございます。

○川上委員

その矛盾は、柔道とほかの球技というのは何ですかね。

○健幸・スポーツ課長

バレーもそうですし、バスケット、卓球、バドミントン、いろんな球技がございます。

○川上委員

そしたらアリーナのバスケットのこれとかあるじゃないですか、バレーのこれとかもある。その中に柔道をする場合は畳を敷くという考え方なんですか。

○健幸・スポーツ課長

柔道を含めて武道につきましても、日常使いというところでは、サブアリーナ、多目的ホールの利用を想定いたしております。こちらの中で、いろんな競技があります。その場面でもいろんな競技がありますが、そこで畳を敷いた状態にするかどうかというところが難しい問題だと思っております。

○川上委員

サブアリーナのほうに柔道をする場合は畳を敷くよということですか。何畳ぐらい敷くんですか。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。何畳というところが、ちょっと今数字を言えないんですけども、サブアリーナのところであれば柔道場、剣道場が2面を十分とれるということになります。柔道の場合であれば、9メートル10センチの正方形、これが一つの基準となりますので、それに実際の競技に当たっては、くっつけるわけにはいきませんので、周りをとるという形であれば、2面は悠々ととれるというスペースになります。

○川上委員

現在、柔道場、市の柔道場プラス滴水館の道場を入れると、畳は何畳で、今ちょっとわからないと言われましたけど、新体育館のサブアリーナに敷く畳の枚数との比較で言ったらどのくらいになるんですか。2割減になるんですか。

○健幸・スポーツ課長

今柔道場を畳を引いた状態というのは、穂波武道場のみとなっております。こちらのほうで2面分が柔道ができるという状況になっています。

○川上委員

それは、何畳かはわからないんでしょう。今度つくるのは何畳かわからないんだけど、なんもわからんね。わからんけど、2割削減かと聞いているわけですよ。

○健幸・スポーツ課長

その柔道場というところでの2割削減かどうかというところでは、そういう視点では考えたことがありませんので、ちょっと回答が難しいのですが、新体育館においても柔道ができなくなるということは考えておりませんが、先ほど言ったように、柔道の畳を敷きっぱなしにした状態であれば、ほかのことがなくなる。そのところのジレンマを抱えておまして、その辺のことについて柔道協会ともお話をしていたところでございます。

○川上委員

だから、2割削減なんですよ。全体として、柔道場について、その削減を考えていないというのはどういうことだったんですか。どういう意味ですかね。弓道場の場合は、そこまでぎりぎりやったやないですか。柔道場はなぜ考えないんですかね、2割削減の問題。

○健幸・スポーツ課長

柔道につきましても、今の第1体育館、第2体育館のところの中で柔道の試合等々は行っておりません。柔道協会のほうと当初話した中では、新体育館建設に当たって、柔道ができる環境は欲しいと。いろんな大会ができる時、柔道の大会ができるようなものにはしてもらいたいというご希望がありました。その中で、ただし柔道場で、先ほどの繰り返しになりますけれども、畳を敷いたままの状態になると、そのところについてずっとその柔道専用のスペースというのは難しいという説明はさせていただいて、今までさせてもらっていたところでございます。

○川上委員

2割削減、2割削減と言っているけれども、柔道場については、ゼロ%ですね。柔道場という点で言えばね、ゼロ%よね。うなづいているけれども、ゼロなんですよ。今第1体育館のと

ころに、昔使っていたところがあるんだけど、なぜ今使わなくて、滴水館を使ってるかという
と、老朽化して、あなた方が手を入れないからでしょう。雨漏りとかするんじゃないんですか。
今、子どもの柔道人口ふえつつ、愛好者とか子どもの同好会というか、ふえてるんでしょう。
なのに、先ほどから20%、2割、2割と言うけど、実はよく調べてみたら、あなた方は柔道
場をつぶしただけなんです。ゼロにしか。そして、柔道したいんだったら畳敷いてくだ
さいという感じでしょう。何枚敷くんですかという、わからないというわけでしょう。誰が
敷くんですか畳。やりたいと言ったときは。その体育館のほうで、職員のほうで敷くことにな
るわけですか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど答弁の中で、現在第1体育館、第2体育館とも柔道の大会等はないという説明
をいたしました。ただ、数年前までは、第2体育館で柔道の大会を行っておりました。その際
については、大会主催者のほうで柔道の畳を敷いていただいていたという状況でございます。

○川上委員

副市長、確認しましょう。柔道場は、床面積ゼロになっているという事実。20%削減じゃ
なくて、100%削減になっているということ、今確認してください。

○市民協働部長

柔道場がゼロ%になっているというわけじゃなくて、これは占用するというような考え方で
いったらゼロ%ですけど、競技をする面積としては、そういうゼロ%ではないというふうに思
っております。

○川上委員

今、お認めになったということですね。だから専用の柔道場はゼロ%になったと認めたじゃ
ないですか、そういうことでしょうか。もっと言いたいことがあったら言ってもらってもいいけ
ど。

○市民協働部長

現時点でも専用の柔道場というのはございません。

○川上委員

そのことと今あなたが言っていることが関係あるわけ。今重ねて認めたという答弁よね。重
ねて、今でもないんだから、新体育館でもないよと。新体育館は床面積ゼロやなど聞いたんで
すよ。だから、重ねてお認めになる答弁をしたということ。

○市民協働部長

要は、今回の体育館というのは、いろんな競技をより有効にできるようなことを発想の一つ
としてやっている中で、そういう形が生じてきたということでございます。

○川上委員

とにかく床面積、柔道場としてはゼロだっていうことは確認したという。それで、その畳で
すよ。敷いていけばいいじゃないですか、畳を。そして、ほかの競技が必要なときに上げれば
いいんじゃないんですか。そういうわけにはいかないんですか。

○健幸・スポーツ課長

畳を敷く場合、片付ける場合というところは、今後の協議と思っております。

○川上委員

それはどういうことですかね。市役所としては、どうしても柔道をする人たちに、畳を敷い
てもらいたいという気持ちがありますよ、譲られませんかというのがあるということでしょう。
その柔道したい人に対しては、いつも大会のために、畳を敷きたいというだけじゃなくて、柔
道したいと言って来る人がおるんでしょう。柔道したいなと思って来ても、何もないわけだ
しょう、そこには。子どもたちが大人と来ても、自分が敷きたいだけ自分で敷いてくださいと
かなるわけでしょう。あり得ないでしょう。大会のときとかだったら、考え方がまた違うのかも

しれんけど、柔道したいというときは、板張りで柔道できないでしょう。そのときも、親子で敷いてくださいとかなる。サークルとかで敷いてくださいとかなる。

○坂平委員

執行部にお尋ねしますけども、今現在も柔道場を利用するときには、申し込みがいるわけでしょう。今度、新体育館サブアリーナのほうに畳を敷かれて、ほかのスポーツ施設と兼用で利用可能だと。柔道するときには利用者が前もって申し込みを入れて、ほかのスポーツをされる方も前もって利用するという事の申し込みがあつて、利用ができるという形のシステムになってくるんじゃないですか。であるならば、今言うように親子で来て、利用を申し込んでするとかいうことには、格段の格差があるだろうと思うんですよ。だから、例えば柔道協会にしても前もって柔道教室を開くにしても、申し込みがあつて、ある程度の人数枠という形のもので運営が行われていくと思いますので、今、先ほどから執行部の方々が説明するように、必要性があるならば、自分たちでその準備をします。ほかのスポーツも一緒じゃないんですか。例えばバレーをする、バスケットする、それにしても自分たちでネットを張ったりとか、いろいろ区域を分けてする分については、利用者同士が準備を整えて利用するというシステムでいかれるんですか。そのあたりの説明をちょっとお願いします。

○健幸・スポーツ課長

今の質問委員がおっしゃったとおりの管理方法を考えておまして、基本的には、利用される方が、会場整備、状況を整えるということで考えております。柔道協会につきましても、そのような形で回答をしたところでございます。

○川上委員

柔道協会ね。柔道連盟、柔道協会。

○健幸・スポーツ課長

柔道協会でございます。

○川上委員

先ほどの部長の答弁指導を受けて言ったときには、今後協議すると言ったでしょう。今はもう向こうに渡しているという答弁、坂平委員に対しては言い直しましたね。畳を自分たちが敷くんですよと、言い渡していますという答弁だったでしょう。その前は、これから協議しますと言ったじゃないですか。どっちが本当ですか。協議するのは、本当に協議するつもりはあるんですか。坂平委員の質問に対する答弁のとおり、言い渡しで終わっているんですか。言い渡しだけで、まだ協議をしようと言っているわけですか。

○健幸・スポーツ課長

柔道協会の役員の方には、その旨で基本的には柔道の畳を敷いた状態での体育館に畳を敷きっぱなしの状態にはいたしませんという回答はいたしております。ただし、その中で柔道協会のほうからのいろんなリクエストがございました。そういう形のを、できること、できないことはございますけれども、その辺の協議を進めるということでございます。

○川上委員

弓道場の問題的のときに、9人以上、9人以下の話のところ、弓道連盟とまともな話をしそうでないという空気中で、それはおかしいよねという議論もあり、今に至るまで協議を継続しているわけでしょう。ところが柔道協会については、その一部の議員が柔道協会の中から、市に意見を述べたいという話になってきたときに、自分がとめたいと、押さえているというようなことを言う議員もおるわけね。こうなってくると利用者が尊重されて、よい施設をつくらうというのとは逆行するでしょう。だから、市は、言い渡しとかじゃなくて、今2回目の答弁であったように、きちんと利用考える人たちと、向き合って、それで、この新体育館づくりというのが、まともかどうかを考えて、立ちどまる。見直す、やめる、そういうことも考えるようにしなきゃ、政治家が住民の声を押さえつけて、あなた方の事業を、矛盾に満ちた事業を強

引にやり遂げさせようというのはおかしいよね。これを指摘しております。

○委員長

先ほど川上委員から要求がございました資料が準備できましたので配付させます。資料の説明は必要ですか。

○川上委員

今、資料の配付がありました。私が要求したときには、どこそこの子ども会に何人の子どもが参加しているのかというのがわかるようにという要求したんですよ。これじゃわからないでしょう。あなた方がAから何ですか、AとかBとかCとか書いているけど、市民に公表できないような仕事をするべきでないと。公表できないんだったら、そういう仕事をやめるべきだということを指摘しておきます。次いっていいですか。ほかの委員が、これについて質問があるかもしれんけど大丈夫ですか。

まちづくり推進課の組織についてお尋ねします。職員の各種団体の支援や連絡、調整についてです。職員の休日、時間外の実質勤務について、お尋ねします。まちづくり推進課の事務は、地域との連携が特に求められる特性から、管理職を初めとして休日や時間外に仕事として地域行事に出勤する機会が多いが、実質的な労働時間について自主性を尊重しつつ、しかるべき責任あるポジションで把握し、必要に応じて適切に制限すること。そのために必要な人員配置をふやすこと。さらに、振替休日を確保することは、地域との連携を成功させ、継続的な発展させるためになくってはならない職員保全する上で、当面急がれる課題であると考えます。この事務事業が適切に行われるために必要だと思うわけです。市の考え方をお尋ねします。

○市民協働部長

今、ご指摘いただいた部分については、もともと感じております。まちづくり協議会につきましては、市が地域コミュニティ活動の活性化を図るため、自治会や地域の各種団体をお願いして、組織化していただいたものでございます。したがって、まちづくり協議会が取り組んでいる事業については、市民との協働との観点もございまして、職員が休日出勤を行わざるを得ないのが現状でございます。係長以下につきましては、担当制をとることで、休日出勤の回数を減らすことは可能でございますが、管理職については担当制をとることがなかなか無理なことから、今ご指摘のとおり、休日の出勤回数が増えております。この対応としましては、すぐ実施すべきこととしては、今、委員のご指摘もありましたけれど、振替休日の取得を、私が徹底させるという考えでございます。また、まちづくり協議会に対しては、それぞれの地域で自主自立的な運営ができる団体になれるように支援しているわけでございます。そういうふう自主自立的な運営ができるような段階になれば、現在の職員のかかわり方も見直すことができると考えております。

○川上委員

次に、コミュニティ施策の企画、調整及び実施に関することについてです。飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）についてですが、制定の目的をお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）につきましては、飯塚市における市民活動団体の自主的、自発的で公益性のある地域活動を活性化するため、まちづくり協議会、自治会、市民活動団体の位置づけと市の役割等を明らかにしまして、飯塚市の協働のまちづくりを確立することを目的に策定することとしております。

○川上委員

今後のスケジュールをお尋ねします。

○まちづくり推進課長

今後のスケジュールでございますが、第1回目につきましては、5月29日に開催いたしております。その際に、市長諮問、条例策定の概要等の説明等を行っております。今年度5回予

定をしております、第2回目につきましては、7月下旬ごろの開催を予定しております。トータルで年5回、3回目につきましては9月ごろ、また4回目につきましては11月ごろを予定いたしまして、5回目を最終としまして、来年1月をめどに開催を予定しております。

○川上委員

買い物ワゴンについて実施状況をお尋ねします。

○まちづくり推進課長

買い物ワゴンにつきましては市内7地区、飯塚東地区、幸袋地区、鯉田地区、穂波地区、筑穂地区、庄内地区、颯田地区のまちづくり協議会において運行を行っております。

○川上委員

昨年の12月議会、私の一般質問でこの問題を取り上げて、希望があるところには年間を通じて運行できる財源を確保することを求めて、そのとおりにするという答弁でした。それで筑穂なんです、5月から買い物ワゴンがストップしたんですね。どういう事情ですか。

○まちづくり推進課長

筑穂地区におきましては、昨年度2月、3月に週1回、3ルートで試行運行をいたしております。本年度に入りましても、継続しまして4月まで1カ月試行運行を行いました。しかしながら、このルート設定におきまして各自治会長の方々からルート見直し等の要望がありまして、一旦、運航を休止している状況でございます。現在、早急に各地区自治会長会、自治会長の方々とはアヒリング、お話し合いをするとともに、利用状況等も検証し、新たなルート設定を行いまして、早急に再開したいと考えております。

○川上委員

この買い物ワゴンについては、もともと私は市が住民の移動手段を確保することを目的にした事業だと思うんです。それが、どういう事業を進めるにしても、100%ですということはないですよ。それが100%ではないからやめますかというのは珍しいです。なぜ走りながら、改善を図っていくということができないのかと考えたときに、飯塚市が財源を確保すると言ったにもかかわらず、財源に関する不安をまちづくり協議会に与えたのではないかと思うわけですよ。そこところは、影響が大きいんじゃないかと思うけど、どうですか。

○まちづくり推進課長

今の質問委員、ご指摘のとおり、予算的な部分を、若干、筑穂地区の方の中で考えられていることは多少あるかと思いますが、そもそもこのルートの問題で、本当に必要なところに、本当に必要な方に利用していただくような形のルート設定をすべきだという、各自治会長さんからの意見等もございまして、これは我々の口からではございませんけれど、自治会長会とかまちづくり協議会の中で、やはりそういう無駄な経費はなるべく使うべきじゃないというご意見も出まして、こういう形になっているというふうに認識しております。

○川上委員

私は、公共交通の不便な地域は筑穂に限らず、もう当然あるんですけど、どう立ち向かうかというのは、住民の人権にかかわることだと思うんです。もう生活の重要な基盤ですから。移動権と呼んでもいいと思うんです。それで、市として責任を持つという角度から言えば、まちづくり協議会に委託をするというのは、住民のさまざまな要求を捉えて、柔軟に住民の移動手段、交通手段を確保できるだろうという期待でやったわけでしょう。ところが、少なくとも今の答弁だと逆の効果をあらわしてるわけですよ。自分のところは不都合だから、よそは便利かもしれないけど一遍止めましょうということになってるわけですね。不思議ですよ。こういうことは、しかし地域では起こり得ることですよ。これを地域の責任で、どうですかというわけになかなかいかない面があると思うんです。ではどうするのかと。市が責任を持って山間部、街中もそうかもしれませんが、移動手段が欠けていて、暮らしの基盤が支えられないというところには、緊急に今までやってきたやつがなくなったわけですから、市が単独でも直

接、業者と契約してでも、まず助ける、住民を応援するというスタンスを持ってしかるべきだと思うけど、そういう仕事も、この事務事業の中には入ってしかるべきと思うけど、どう思われますか。

○まちづくり推進課長

ただいま委員がご指摘のとおり、買い物ワゴンにつきましては、現在7地区で実施しております。それ以外の地区も、また交通弱者と言いますか、そういうことも当然、考えられる点でございまして、筑穂地区におきましても、今ご指摘いただきました点につきましては、十分把握をしております。そういったことも踏まえまして、この買い物ワゴンだけで完結できない部分につきましては、またコミュニティ交通また予約乗り合いタクシー等との連携、連動とかいう部分を含めまして検討していく必要があるというふうに考えていますので、しっかりそこら辺を研究してまいりたいと考えております。

○川上委員

今回、筑穂まちづくり協議会が運行を打ち切ったために困っている地域に市が緊急に直接、業者と契約して回すというようなことが考えられんのかということなんですよ。

○まちづくり推進課長

先ほども申しましたが、買い物ワゴン以外の交通手段につきましては、コミュニティバス、それから予約乗合タクシー、確かにコミュニティバスにつきましては、筑穂地区には山間部等には行ってございませんけど、予約乗合タクシー、そこら辺の部分の交通手段がございまして、その点も十分に地域の方にご説明させていただきまして、また先ほど申しました、これからの交通施策については、研究を重ねてまいりたいと考えております。

○川上委員

副市長、そうじゃないんですよ。だから、山間部の方たち、特に高齢の方たちが予約乗り合いタクシーが極めて不便であること、自分にはあわないことを訴えられたわけですよ。それで、待っていれば必ず来る巡回するバスを期待して、買い物ワゴンが動き始めたわけですよ。それが、住民に何の落ち度もないのにいきなり切られるという事態が生じている。市は、そういう山間部の高齢者の皆さんの思いを大切にしておいて運行を決めたのに、地域の事情によって止まってしまったということでしょう。だから、交通手段を守ろうというためには、今言ったようなことが必要ではないかということなんです。だから、代わりに予約乗り合いタクシーに乗れよというのは筋道を通らないというふうに思うんですよ。ぜひ、副市長、そこのところなんです。そういうことなんです。それで、1週間に一遍、月曜日とか木曜日とかいうことではあったんですけど、地域の高齢者はものすごく喜んであったんですよ。それは物理的に物が運べる、移動できるということだけじゃないんです。自分の地域につながっているよねと、まちにつながっているよね、病院につながっているよと。自分で家族に言えなくても、来週の月曜日には病院に行けるバスが、ワゴンが来るねというつながり感。そういう安心福祉につながっていくわけです。だから、タクシー呼べばいいじゃないかというわけにはなかなか。それでいい人は既にそんなこと言わないですよ、大丈夫なんだから。困る人たちが要求してるわけですから。だから、まち協との間のいろんな矛盾を大きくしないようにしながら、その方たちの交通手段を守るという角度で対応していく必要があるんじゃないかと。それはまちづくり推進課の重要な事務事業に入ってくるんじゃないかと思えます。

続けていいですか。学校跡地、跡施設の地元利活用についてです。3月6日に行った私の一般質問に対して、片峯市長が鎮西地区のことを念頭にこう述べられました。まだ一つの方向に決める事は急ぐべきではなく、さらに検討を続けると。地域が本当に栄えるためにどうするか、地域のニーズにどう応えるか。学校跡地をひとくくりではなく、どのような利活用進めていくのか、安全性、財政運営、地元の活性化、3点をあわせて地元としっかり協議を進め、未来に向けた計画を策定していくと答弁されたわけです。この角度は、まちづくり推進課の仕事

の角度です。それで、その後、まちづくり推進課のほうでどういう作業を行っているか、取り組みをしているかお尋ねします。

○まちづくり推進課長

学校跡地、鎮西地区に関しましても、跡施設の所管については、旧校舎等につきましては、教育委員会所管となっております。しかしながら、鎮西地区まちづくり協議会から鎮西校区の小中学校跡地利活用について、2回要望書が提出されておまして、現在、旧校舎等の利活用方法についても検討または内部調整を行っているところでございます。また旧潤野小学校、旧蓮台寺小学校、両校の運動場と旧児童センターにつきましては、現在、まちづくり推進課の所管としまして、目的外使用を行っている状況であります。旧潤野小学校の運動場、児童センターにつきましては、現在でもまちづくり協議会を中心に地域団体の方に利活用を図っていただいている状況でございます。旧校舎また体育館等の利活用につきましては、庁内の関係部署とも協議を行っておりますが、現在、進捗はそういう状況でございます。

○川上委員

3月の折にも述べたんですけど、副市长、学校の統廃合等によって、跡施設、跡地ができましたと。これを廃止して売り飛ばそうという考え方のところは、全国的には極めて少数派です。数%ですね。国が文部科学省も含めて応援している方向というのは、地域のまちづくりに、活性化に役立てていこうではないかという考え方ですよ。飯塚市がごく少数派に今入っていたわけですよ。それに対して、市民がちょっと待てということで、何を言われているかという重要な点は、飯塚市が行政として地域のまちづくりについて構想を持ってもらいたいということなんですよ。福祉の。地域活性化の。住民が言うから、ではここはちょっとこうしようか、ああしようかというだけではない、責任を持ったまちづくりの構想中で、いろんな空き地だとか、跡施設がほかにあるかもしれません。だけど、今日の前にあるのは、学校跡地と跡施設でしょう。だからここを住民が言うんやったらどうしようかなみたいな感じじゃなくて、前向きでいてもらいたいという要求を基本的にされているわけですよ。正しいと思います。市の「人が輝き」という総合計画の基本スローガンとも合致するというか大歓迎すべき意見が出されていて、市としても頑張ろうという気になるところですよ。そこで、もういろいろ研修調査いただいていると思うんですけど、こういった流れの中で、お隣の自治体で先進例があります。「いいかねパレット」というところがあるんですよ。ここを調べていると思うんですけど、今言ったような行政の責任の負い方という点で言うと、学ぶところがあったと思うけど、その辺はどうですか。

○まちづくり推進課長

田川市猪国の「いいかねパレット」につきましては私も昨年度1回、ちょっと現場を確認に行かせていただきました。この校舎につきましては、2014年、統廃合により廃校となりまして、その後、建物を利活用した施設として、音楽を中心とするコンテンツ産業の創出、集積等を目指しまして、福岡コンテンツバレー構想を掲げまして、その中心拠点として2017年4月にスタートされております。施設の内容としましては、レコーディングスタジオ、ミュージックラボ、会議室、それから宿泊機能、ミニキッチン、プレイルーム、シェアライブラリ、卓球、ビリヤードなどがあり、利用者の目的に合わせたさまざまな活動ができるような跡施設となっております。

○川上委員

これを自治体が、行政がどのようにイニシアチブをとったかというところが重要だと思うんですよ。それで、先ほどからの答弁で言うと、学校跡地、跡施設のうち、これは教育委員会の所管、これは売却対象だからどこですか、行革ですか、の所管だとか、ここだけがまちづくり推進課が一応預かっているところですから、このところで勝負しましよとかいうふうになってくると、先ほど言ったような、本当に地域の活性化に結びつくようなプランは出てこない

と思うんですよ。だから、まちづくり推進課がイニシアチブをとるべきだと思います。だけど、これを副市長とか市長とかが引っ張っていかないと、まちづくり推進課の事務事業を超えていますよとか、所管外のことに口出すなよとか、これはどうしても売りたいとか言われたら、二の足を踏むじゃないですか。だからやっぱり、先ほど言ったような観点で市長と副市長がイニシアチブをとっていく必要があるんじゃないか。これが全国的な大きな流れだということも申し添えておきたいと思います。

次は、まちづくり協議会の今後の方向性について、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会につきましては、平成25年度から平成28年度までにつきましては、活動初期として、地域の組織づくり、参画団体等の連携、また地域のきずなづくりを中心に各地区でさまざまなイベントや活動が行われまして、また各地域の課題解決に向けた取り組みも実施されてきております。現在活動中期に入りまして、地域コミュニティの活性化、協働のまちづくりの推進を主要課題といたしまして、活動団体の支援、地域課題や事業の再検討、また自主財源の確保に向けた事業の検討が行われております。今後の方向性につきましては、自主運営ができる組織の強化、確立、そして、まちづくり協議会の明確な位置づけ、それから将来的には、一部委託、指定管理委託を受けられるような自主的な運営をできる組織を目指していきたいと考えております。

○川上委員

本市は合併して13年目ということなんですけど、つくづく無理な合併をしたものだと思います。住民負担がふえ、住民サービスが削られるというのが主な側面ではなかったかと思うんですけれども、実は合併の段階で地区協議会とか、一定のコミュニティ組織を、執行機能を持つ面と議会機能を持つ面を新たにつくることが選択肢としてあったわけですよ。それを放棄したんですよ、飯塚市は。そして今、地域の住民自治に、この発展につながるようなものとして、まちづくり協議会が考えられていると思うんですけど、しかし、人的なパワー、それから、財政的なパワーの問題で課題が大きいと思います。それで、これがいつまで機能できるかわからないと思うわけですよ。今、団塊の世代とかいう流れの、今の時期はさまざまな矛盾があっても機能している面もあるかもしれないけれども、10年後どうですか。今の若い人たちの働かされ方とか働き方とかいうか、考えたらなかなか難しくなる。そういうことを前提にして考える必要があると思うんですけれども。そこで、先ほど自主財源と言われました。それで、このまちづくり協議会に、自主財源というのは、どうやったら確保できるのか、どうお考えかお尋ねします。今は全部税金ですからね。

○まちづくり推進課長

自主財源の確保につきましては、さまざまな手法があろうかと考えていますけど、現在も既に自動販売機を設置したりとかいう部分の若干、わずかばかりの収入を得ている地区もございまして、またグッズ販売とかという形でTシャツとかバッジを販売して収益につなげていくというような地区もございます。また、ふるさと納税の関係の分も、ちょっといろいろまちづくり協議会の方々にはご紹介しながら、そちらのほうでPRするような形を含めて、ご紹介しているところもございます。自主財源の確保と言いましても、いきなり大きな自主財源の確保というのは、当然、無理があろうと考えていますが、自主財源の確保の一つとしては、協議会として県とかの助成金を引っ張ってきたりとか、またさまざまな助成制度に申請したりとか、そういう部分の動きも出てきてますので、まずはそういうところから自主財源の確保を広げていければというふうに考えております。

○川上委員

飯塚市が自主財源確保にこれだけ苦勞しているのに、まちづくり協議会が自主財源を確保して自立とかあり得ないでしょう。あり得ますか。もう今、自動販売機の益金とか、空き缶を踏

んでつぶしたって、それは自治会か、本当に微々たるものですよ。今、まちづくり協議会の行く末のことはあるけれども、飯塚市が全面的に支援を強化すると。地元はお金のことを心配せんでいいというくらいの位置づけに考えなければ、まちづくり協議会は崩壊していくでしょう。別の角度で、別の要因で。今非常に危険な状態になっているのが、幸袋まちまちづくり協議会ですよ。800万円のことについて質問したことがあります。昨年4月9日にノーバル・ソーラーと話して、4月11日には800万円が振り込まれたと。そして、その前にはメガソーラー乱開発を容認する秘密協定が結ばれる。本人たちはどうも紳士協定とか言っているんですけど、男女共同参画の発想とかな。それで、そういう秘密協定ですよ。市民に、関係者に見せないんだから。5月25日に総会があったんでしょ。聞いてみたら、800万円特別会計に入れてますと。地域の住民が乱開発反対と言っているのを承知の上で、まちづくり協議会が、そこと秘密協定を結んで、何に使うかを決めてないというようなことでしたけど、財源を確保したわけですよ。市が自主財源確保しろ、確保しろと言う流れの中で起きたことです。これ大丈夫ですか、本当に。自主財源確保で行けという仕事の仕方です。

○まちづくり推進課長

先ほどもご答弁させていただきましたけど、まずできる範囲の中で、いろいろそういう部分で自分たちの自主財源の確保に向けた取り組みは、今もちょっといろいろな先進事例等をご紹介していますが、以前からそういう風潮は、何地区かのまちづくり協議会からもあっていましたので、そういった意味においては、将来的な自主自立の組織に育成してきたいという最終的なまちづくり協議会の将来像の考え方の中では間違っていないという形の認識はしております。

○川上委員

間違っていると思いますよ。幸袋まちまちづくり協議会の重要な構成メンバーで地域の福祉の仕事をしっかりやる組織として、地区社協があるでしょう。ここには30万円振り込まれておるんですよ。会長が関与してね。お金のある勢力が、まちづくり協議会にお金を投入することによって、まちづくり協議会だけじゃないんですよ。その構成団体に対してもお金を投入するんですよ。個人にいったかはわかりませんよ。お金をばらまいているわけですよ。それによって、まちづくり協議会の方向性を左右しているわけでしょう。これ今、幸袋まちまちづくり協議会について言ったけど、同じことはほかでもできるじゃないですか。金を持っている勢力は。それがどんなに飯塚市のまちづくりの基本方針と整合性がとれてなくても、平気なんですよ。だから、白旗山のメガソーラー、一条工務店、アサヒ飯塚メガソーラーのほうも悠々ホーム、ノーバル・ソーラーのほうも、それから筑穂金比羅山のほうも、日本エネルギーのほうも、全部飯塚市の上位計画、都市計画マスタープランの緑地保全方針と反しているでしょう。これ、まちづくりの方向性なんですよ。それと整合性が図れていない乱開発を、まちづくり推進をしている、税金を投入しているその団体が税金よりもうんとお金がもらえる勢力になびいて、秘密協定を結んでいくという姿が、今あるわけですよ。これは飯塚市のまちづくりを打ち出しているけれども、敗北しつつあるんじゃないですか、一つ一つ。これをまちづくり推進課1人頑張れというだけでは、だめですよ。だから、こういった問題を自主財源だとか自立だとかいう問題については市役所全体を通じて検討して、本当にお金を出さないという意味だからね、自主財源を確保して自立しろと言うことは。飯塚市は金出さないよということでしょう、1円も。どこかに頼るでしょう。その典型的な悪い例が幸袋で今起きていて、内部でまちづくり協議会が壊れかねないような状況にもなっているわけでしょう。だからこれは、飯塚市がつくり出している流れの中で起きたことだから、すぐ自主財源確保、つまり裏返せば飯塚市は1円も出しませんよという流れを改めなければ、何とかマネーとか何とかマネーとかあるでしょう。そういうのが潜入してきて、飯塚市のまちづくりを台無しにしてしまう危険があるということ指摘しておきたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 42

再 開 15 : 51

委員会を再開いたします。次に14ページ、住民自治振興及び自治会活動に関することについて、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

自治会加入率アップの成功例についてお尋ねします。

○まちづくり推進課長

成功例でございますが、これといった成功例というのはちょっとございませんけれど、現在、いろいろ加入促進に向けた取り組みをちょっとご紹介させていただきます。現在、市内は新築マンション等が多く建設されております。そこにおきまして説明会等を行いまして、新たに加入者がふえた例。それから、または存続について自治会を解散するとかいう地域もございました。その折に、住民の皆さんと協議を行いまして、自治会の運営が復活した例などがございます。また、自治会での自主防災活動や訓練等を積極的に行っている地区におかれましては、地域住民の支え合いの精神、また結束力が向上しまして、安心安全な地域として、居住者がふえ、自治会加入者の増加につながったという例もございます。先ほど述べましたが、方策としましては、今後も自治会加入率向上に向けた取り組みを引き続き粘り強く継続しまして、自治会加入の必要性を啓発していくことが肝要であると考えております。

○川上委員

自治会加入が少なくなつて、もうそこに住んでいて、顔なじみなんだけれども高齢化によって、もう何ていうか、協働の活動ができないので、やむを得なく離脱したいと言われる状況もふえているようであります。しかし、そのことと同時に、若い世代が積極的に自治会活動に加わってくる事例もあるわけですから、その成功例を大事にしていく必要があると思います。私は、ある方から選挙中にお手紙をもらったんですけども、自治会に入らなくて何か不都合なことがありますか、入っていいことがありますかという問題提起なんです。この方は、結論はなかなかいい案がないけれども、入ってなくて困ることではなくて、入ってれば良いことがあるところの、何ていうか、体験例をもっとみんなにしていったらどうだろうかということ、何と言うか、役員決めが、いやだなということはあるんだけど、自治会の役員の活動をすることによって、こんないいことがあったとか、あるでしょうというわけですよ。それから自治会費、なかなか払うのも嫌だなど。でもこんなふう役に立ってますよということとか、プラス志向でいったらどうですかということでした。それで今日、成功例お聞きしたんですけど、ちょっとリアリティーに欠ける。もう少し、今日は求めませんが、自治会の会長さんや役員さんが元気が出るような具体的なやつを示していくこと大事じゃないかなというふうに思います。

それから、自治会役員の女性の比重の拡大についてということなんですけれども、自治会は当然ながら任意組織なので、行政からこうだあだという押しつけは絶対に許されないと思います。サエラが、議員どうですかということで、このことについてもアンケートを求めてきたんですけど、これは自治会の問題だから、議会が、議員がということは到底言えないんだということを私は述べましたが、しかし共感の広がりの中で、女性の比重がふえていくことが重要であり、その中で女性の比重がふえることによって、自治会が活性化した、しているというところがたくさんありますからね。そのところどう考えるか、お尋ねしたいと思います。

○まちづくり推進課長

今質問委員おっしゃられましたとおり、自治会長も同じような認識の方がかなりふえてきておられます。そうした中で、かなり各自治会におきましても、女性参画促進の重要性、それが

らまた災害時の対応についての男性、女性の役割、そういうのも、やはり女性でなければできない点とかも含めまして、自治会でいろいろ努力をされているお話はお聞きします。そういった観点からも、我々も先ほど質問委員が言われますように、自治会のほうに強制的なお話はできませんけど、お互いに、自治会長と一緒に、寄り添いながら、できることをサポートしていきたいと考えております。

○川上委員

一言だけ言えば、啓発とよく言うんですよ。啓発という言葉の中に、押しつけでなくということと矛盾するニュアンスがあると思うんで、啓発はやめたほうがいいんじゃないかなと。サポートがいいと思います。

それから、自治会加入の街灯の柱の市への移管についてなんですけれども、自治会で管理しきれない、倒壊したときなどの保証は自治会もできるわけありませんから、市へ移管して市で保険をかけるなり、しかるべき、倒れないようにするということが一番重要でしょうけど、してもらいたいという声が上がっていますけれども、基本的な防災安全課が対応しているんですかね。今朝も確認したけど、仕事が進んでいません。まちづくり推進課として、このことについて、どういう問題意識かということをお尋ねしたいと思います。とにかく、自治会がもし多額の賠償請求されるようなことになれば、もう自治会なくなりますからね。そういう問題意識なんですけど、どういうお考えかお尋ねします。

○まちづくり推進課長

防犯灯の自治会管理の分につきましては、以前から、自治会長さんからご相談もまちづくり推進課のほうで受けた経緯がございます。質問委員言われますように、防災安全課が所管課として、いろいろ対応を行っておりますが、やはり自治会としましては、一つの任意団体でございまして、財源的な部分、また何か防犯灯の倒壊等で事故等があったときの責任問題、そういう分も含めまして、保険の加入の観点も含めまして、いろいろお話をお聞きしております。そういった意味におきまして、防災安全課と以前から話はしてきた経緯がございますので、その点につきましては、再度防災安全課と内部調整に努めて、自治会長さんのお話をお受けした経緯を踏まえまして、お返しできる分については、早期にお返ししていきたいと考えております。

○川上委員

この件は、防災安全課との関係も出てくることなんですけど、自治会のほうで、自分のところの専用柱については、市に寄附したいということで、寄附申し入れをするとすれば、それはどこにしたらいいですか。まちづくり推進課がいいですか。

○まちづくり推進課長

寄附の申し入れ先としましては、防災安全課というふうに考えております。自治会長さんからそういう話があったときは、ちょっとそこら辺を防災安全課と協議をしたいと思っています。

○川上委員

防災に関することについて、自治会が防災安全課と連携しながら、避難訓練、防災訓練をされて、成果を上げているところがあると思います。このことについて、まちづくり推進課はどういうかわかりをするのか、どういうサポートをするのかお尋ねします。

○まちづくり推進課長

まちづくり推進課としましても、自治会それからまちづくり協議会の方々とお話しする機会が結構ございます。また今年の7月豪雨の後、各地域におきまして、自治会長さん、またまちづくり協議会の役員の方が非常に意識が高くなっている状況がございますので、防災安全課が主観的な部分には行っておりますが、引き続き、自治会、まちづくり協議会の役員の方とお話し合いをしながら、防災安全課と連携して防災力向上について、努力していきたいと考えております。

○川上委員

防災の理念について、自助、共助、公助と、自分の命は自分で守ってくださいと、もしそれがだめな場合は、みんなで助けてくださいと。それでどうしてもだめだったのは、行政が助けま
すというふうに言うでしょう。言いませんか。

○まちづくり推進課長

今の防災の基本理念、3助のお話がありました。当然、まずは自分の命は自分で守るのが一番でございまして、そうした中、やはり小さなコミュニティの中で、隣組、それから隣近所、そしてまた自治会と、そういう地域で助け合う共助が、やはり防災災害時には一番初動として大事なことを考えております。そういった面も、先ほど申しました各自治会、またまちづくり協議会でも、いろいろ研究、また勉強会とか行っていますので、その点につきましては、今後、引き続き飯塚市全域に広がっていくような部分に広げていければと思っております。

○川上委員

私は、先ほど言った3段論法じゃないけど、3枚のお札みたいな話は、間違ってると思うわけですよ。やっぱり、自助でやろう、自助という言葉遣いがどうかというのはあるんだけど、あなた方の言う自助と共助のためにも、行政がしかるべき役割を果たさなければ、それそのものが成り立たないと思うんですよ。だから、そういうような位置関係にあるのではなくて、やっぱり土台に行政の役割があって、そしてその中で次、あなた方の言う言葉を使えば自助とか共助とかがあって、そもそも公の行為によって、水害がひどくなる動きが今あるわけでしょう。遠賀川の計画高水位を超えたら、ポンプの運転をとめましょうという話を遠賀川事務所と飯塚市でしているわけでしょう。もう終わっているはずよね。そしたら、住民や期待している機能が果たせなくなるんだから、沈没しますよ。水没しますよ。これ公の仕事ですよ。だから公の責任というのは、ものすごく重要だと思うんだけど、このときにまちづくり推進課がどういう角度でものを見て考えるかと。先ほどの跡施設の利活用も含めて、仕事は大きいと思います。期待しております。

次は、地域拠点施設の企画、地元調整、設計、建設に関することということで、各交流センターのことなんですけど、潁田交流センターなんですけど、きょうの所管事務調査に当たり、現地を2度見に行ってきました。なぜ2度行ったかということ、隣接する潁田小中一貫校の学生と言うのかな、中学生、朝の送りが交流センターの中で行われているわけですよ。この現状について、非常に危険だなというふうに感じましたけど、市の認識はどうなっていますか。

○まちづくり推進課長

現在の潁田小中一貫校の児童の送迎を含めまして、乗り降り等につきましては、先ほど質問委員が言われました交流センターのほうで乗り降りが、交流センター敷地内の駐車場の横の方で乗り降りが行われております。また、生徒が歩くルート等につきましても、把握はしております。施設内の乗降の安全性向上につきましては、今後も学校教育委員会と協議してまいりたいと考えております。現場の方に、私も以前から行って確認はしております。行ったときに危ないような状況の部分は確認できていませんけど、やはりそういう声が上がっていることは認識しておりますので、引き続き、学校、教育委員会等と協議をしてまいりたいと考えております。

○川上委員

7時50分から8時10分ぐらいの間が特に交差するところなんです。Uターンで入ってくるのがありますから、その際に歩道を横切るわけなんですけど、こう回る時にこちらか来る自転車の子もたちを見落とすことがあるわけですね。中でも危ないんですけども、これを当面の緊急対策と抜本対策があると思うんだけど、緊急対策、今のところどうしたらいいのかなと、よくわからないんですよ。とにかくできることは、見守りに立つということなんですよ。だからこれは、交流センターが立つのか、交流センターの中のことだから、職員がどうかというのがあるんだけど、一番いいのは、市がお金を出して、専門家をお願いすることですよ。ち

よっと検討してもらいたいと思います。抜本対策については、颯田小中一貫校開校から6年でしよう。私が聞いている、調べている範囲では、6年前にオープンに門が間に合わなかったというわけですよ。そんなことがあるのかと思いますけど。今度、教育委員会に聞かないといけないけど。それから6年間、もう完成しているんですよ。でも今は交流センターで降りていると。これはどういうことか、事情を把握できていますか。

○まちづくり推進課長

申しわけありません。そこまでの把握は現段階でいたしておりません。

○川上委員

子どもが通学路で事故に仮に、起こったらいかんことだけど、起こった場合は保険が出ますよね。交流センターの中で事故が起こった場合は保険が出るかどうか分からないですね。

○まちづくり推進課長

その点につきましても、交流センターの敷地内ということでありましても、通学路とか、生徒の通学路という観点とか、そういう部分で、ちょっと今、保険が対象なるかどうかというのは、把握しておりませんので、その辺につきましても、教育委員会等と確認をしていく必要があるというふうに認識しております。

○川上委員

庄内交流センターについてです。先日改めて現状を見ましたけれども別館は図書館と併設というか、一体になっているんですけど、商工会挟んで本館があるんですよ、ハーモニーが。これも一体的な。反対側の隣が支所ですから、この辺の一体的な使用ができれば、住民サービスの向上につながるなという声があります。これについて検討していると思います。どういふ状況かお尋ねします。

○まちづくり推進課長

庄内交流センターにつきましては、平成30年3月末から開始いたしました庄内まちづくり協議会、それから近畿大学産業理工学部建築デザイン学科、また、飯塚市によりますワークショップを継続開催いたしてありまして、庄内ハーモニーとの複合化についての素案作成や各種協議を行っております。その協議の中で、別館と一体的な利活用についてもお話が上がっておりますので、今後協議を進めていきたいと考えております。

○川上委員

支所のことは後で、そのコーナーで言います。それで穂波交流センターですけども、穂波交流センターは、穂波庁舎内への移設を提案したことがありますね。撤回をしているようですが、これに至った経過、教訓を伺います。

○まちづくり推進課長

穂波交流センターにつきましては、穂波庁舎のほうに移設という話がございました。地域の自治会長会等でお話をする中で、最終的には白紙という形の状況になりまして、現在におきましては穂波交流センターの現在地におきまして、耐震及び大規模改修を予定しているところがございます。本年度は、耐震診断、また大規模改修設計に取りかかってありまして、設計業務につきましては、穂波地域の自治会長と随時調整を図りながら設計を進めており、竣工は令和2年度中を予定しております。

○川上委員

教訓は何かということなんですけど、答弁がありますか。

○まちづくり推進課長

庁舎は移設というか、穂波交流センターを穂波庁舎に持っていく話のときにも、先ほど申しました自治会長の方々と当然、お話し合いはしたという経過は、私もお聞きしております。しかしながら最終的に自治会長の中で、反対の方が結構おられたという形の部分は認識しておりますけど、教訓ということにつきましては、地域の方との膝詰めの調整ができてなかったとい

う点が1点あるかと思いますが、あと技術的な部分とか、場所的な部分についての教訓についてはちょっと私のほうでは認識はしておりません。

○川上委員

私は財源問題はいろいろあるかもしれませんが、しかし、市が提案する自治会長会ないし地元が別の意見を持つと。このキャッチボールの中で共感を得て、そういう方向が決まっていくということ自身は大事なことでないかなと。完璧かどうかわかりませんよ。でも、そういう大枠において、そういう姿勢が私はまちづくり推進課のほうで重要だったろうと思います。それで、とりあえず緊急にと思うことは、出入口が遠賀川、穂波川のほうから下ってカーブしているので、入る時もちょっとあれですけど、出にくいんですね。これを改善する必要があるんじゃないかと思いますが、何か答弁がありますか。

○まちづくり推進課長

先ほどご答弁いたしました、設計業務の中におきまして、当然ご指摘いただきました見通しの悪い施設、交流センターの入り口の部分につきましては、我々も認識をしております。これにつきましても、設計の段階で安全性の確保の観点で入れ込んでいけるような形で、改善できるような検討してまいりたいということと、また自治会長の皆様のご意見をお聞きしながら、検討をしていきたいと考えております。

○川上委員

何か取り急ぎ、事故防止の措置が何かできるはずだがなという気がするんですよ。ちょっと、都市建設部のほうの仕事になるかもしれませんが、やっていきましょう。

それから次は、ふるさと応援寄附事業に関することということで、ふるさと納税の状況と課題について、一括して聞きましょう。実績それからプラスへの努力、それからマイナスの状況、一括していいですかね。

○地域振興課長

ふるさと応援寄附金の現状につきましては、平成30年度実績として、寄附金額2億6,790万9,536円、寄附件数1万8,082件となっております。昨年と比較いたしますと、寄附金額が2億1,580万8,705円の増となっております。約5.14倍の増となっております。課題といたしましては、本日の報告事項で詳細にまた説明させていただきますが、現時点で総務省によるふるさと納税に係る指定制度開始に伴い、税の優遇措置期間が本年6月から9月までの4カ月間の認定となっていることとございます。

○川上委員

2億1,000万円がプラスですよ。担当課のほうでわかりにくいかもしれませんが、よその自治体に、飯塚市民が納税することがあるわけですよ。それによる税収減は把握できていますか。

○地域振興課長

約8千万円程度ではなかろうかというふうに考えられます。

○川上委員

この制度は、表現がちょっと露骨ですけど、取ってこなければ取られるという制度ですよ。このために、飯塚市の大事な職員が、言うところですけど、もう24時間ぐらいの気持ちで働いて、獲得しているわけですよ。それによって地域経済にプラスの影響も確かにあるんだけど、国の制度とは言え、この仕事に300人も減らされている中で、職員がいつまで頑張り続けたいといけないう問題意識はあります。

それから次は、コミュニティ交通に関すること、コミュニティ交通の現状、課題についてどう考えているか、お尋ねします。

○地域振興課長

本市ではコミュニティバスを現在、4路線、予約乗り合いタクシーを8地区において、11台運行しております。平成30年度の実績といたしましては、コミュニティバスの利用者

数は2万8119人、予約乗り合いタクシーの利用者数は4万6536人、合計で7万4655人でございます。課題といたしましては、コミュニティ交通全体といたしまして、運航に関する情報を市民にわかりやすく提供し、利用促進を図る必要があるというふうに考えております。

○川上委員

それで、コミュニティ交通、買い物ワゴンもそうなんですけど、利用人数を集約するでしょう。ふえていけば安心するし、減っていれば困るよなど、お互いに思うわけだけど、実際に利用している人たちが、どう喜ばれているのかをよく捉える必要があると思うんですよ。そうすると、その改善の手だても見えてくるし、それから使いたいのだけど使えないという場合、行きはいいけど帰りが難しいとか、もうちょっと行けばというのは幾つもあるでしょう。だから、そのところを研究するといいと思うんだけど、抜本的な改善が要求されます。

それで、次に書いていますが、地域公共交通網形成計画に関することなんですけど、次期計画によりよいものを抜本的な対策を盛り込む必要があるけど、スケジュールはどうなっているか、お尋ねします。

○地域振興課長

本年の秋ごろをめどに、令和3年度以降の市全体の交通体系の方向性を定めていきたいと考えております。

○川上委員

そうすると、市民の意見はどのタイミングで市役所が把握することになるんですか。

○地域振興課長

地域のほうと相談しながら、地域公共交通協議会などを通じまして、状況を把握していくことは考えております。

○川上委員

それはいつごろ考えるかということなんですけど。

○地域振興課長

秋ごろを目標に方向性を定めていますので、それ前後で状況を把握していきたいとは考えています。

○川上委員

それは基本を、市が素案みたいなものをつくって、それから市民に意見を聞いていこうという考え方ですね。それで、私はその前に、皆さんが素案をつくる前に、いろんな声を聞いていると思うけど、きちんとした形で自治会や地元のいろんな団体から、老人会とかから意見を、素案をつくる前に聞く必要があるんじゃないかと。違った発想の提案があるかもしれないですよ。私のほうとしては、そういったことで地域の方たちに、そのスケジュールに間に合うように、決まってから意見を聞かれるのではなく、先に住民の意見を聞いて、素案をつくるというふうにしたほうがいいということを述べておきたいと思います。

○委員長

次に、質問事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、市民協働部についての質疑を終結いたします。

次に、市民環境部について質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています、3ページ、住民基本台帳の閲覧に関することについて、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

閲覧の実施状況をお尋ねします。

○市民課長

閲覧の実施状況ですが、過去3年間の閲覧状況につきましては、住民基本台帳法第11条

1項の規定に基づく閲覧につきましては、平成28年度、警察署、自衛隊等、1872件。平成29年では、同じく3403件、平成30年度につきましては、同じく2715件となっております。さらに住民基本台帳法第11条の2第1項の規定に基づく調査会社やリサーチセンター等の閲覧につきましては、平成28年度310件、平成29年度449件、平成30年度329件となっております。

○川上委員

閲覧対象項目は、こういった内容でしょうか。

○市民課長

住民基本台帳の写しの一部の内容といたしましては、氏名、生年月日、男女の別、住所の4情報となっております。

○川上委員

住民基本台帳12万8千人ぐらい名簿があると思うんだけど、3403とか2715の閲覧件数があるということなんですけど、一件一件が全て12万8千人分の名簿を見ているわけですか。

○市民課長

閲覧される目的が住所やまたは生年月日によって違いますので、住民基本台帳の写しの一部は住所別、年齢順という表記になっておりますので、それによって、閲覧者のほうは、抽出して見ていらっしゃいます。

○川上委員

次に、自衛隊の閲覧について、自衛隊による閲覧についてなんですけど、これも認めておるわけなんですけど、根拠は何によりますか。

○市民課長

自衛隊の閲覧についてですが、住民基本台帳法第11条1項に、国または地方公共団体の機関は法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、住民基本台帳の写しの一部を閲覧することを、当該国または地方公共団体の職員で、当該機関が指定する者に閲覧させることを請求することができる」と規定してありますことから、閲覧の許可を行っております。

○川上委員

実施状況をお尋ねします。自衛隊の閲覧申請、許可の状況。

○市民課長

閲覧の自衛隊の件数につきましては、平成28年度は545件、平成29年度は523件、平成30年度は1168件となっております。

○川上委員

これは何の数字ですか。名簿の数ですか、それとも閲覧の回数ですか、申請回数ですか。

○市民課長

閲覧された方、1名1名の件数になります。

○川上委員

そうすると1168人というのは、自衛隊が見た人というか、書き写した人の数で。申請件数としては、1年に1回か2回ですか。

○市民課長

基本的には5月ごろに一度、3、4日の期間をかけて閲覧にいらっしゃいます。

○川上委員

自衛隊だけではないんですけど、使用目的を書くようになっていると思うんですよね。請求事由と書いてある。自衛隊の場合は請求事由は何と書いていますか。

○市民課長

自衛官等の募集のために、それに該当する年齢についての個人の特定をするために閲覧をし

たいということで、自衛隊の閲覧の根拠とは、防衛省設置法第4条、第5条においてと、また自衛隊法第29条第1項において閲覧をされております。

○川上委員

それで請求事由は、隊員募集のためということになってるんですね。ここに根拠法を書いているわけですか。それは書かない。自衛隊の側の根拠法を書いているわけじゃないんでしょう。

○市民課長

書いてあります。根拠法令も書いてあります。

○川上委員

それで、それは住民基本台帳法にかかわる範囲の中で、閲覧を認めて、書き移しも認めているということですね。制約事項というのがありますね。それで閲覧した個人情報の保管場所は飯塚駐屯地じゃない、連絡所のことだと思っただけど、閲覧した個人情報の保管場所はどこになっていますか。

○市民課長

保管場所につきましては、飯塚地域事務所というふうになっております。

○川上委員

施錠可能な場所に限るとなっていますが、連絡所しか書いてないんですか。その部屋のどこかは書かないわけですか。

○市民課長

閲覧場所としましては、住所が書いてあります。ただその住所の中の事務所の施錠可能な場所に保管してあります。

○川上委員

実際にどこに保管しているかは、市が確認はできないという誓約書ですね。それで、閲覧した個人情報の利用期間、これは直近のものとしては1160人ぐらいですけど、どうなっていますか。

○市民課長

基本、閲覧した場合の個人情報の利用期間は1年間となっておりますので、その後は焼却や細かく裁断という形で処分していただくようになっております。

○川上委員

閲覧した個人情報の利用期間を超えて、ここに書いた期間を超えて、利用したかどうかはわかりますかね。

○市民課長

誓約書に書いてある部分につきまして、市のほうで最後まで確認することはしておりません。

○川上委員

それから、閲覧した個人情報の廃棄予定日及び廃棄方法と、直近のものは廃棄予定日は、いつと書いていますか。

○市民課長

すみません、今手元にあるものが平成30年度に申請された分についてなんですが、この場合4月25日に申請が出て5月に閲覧にみえた分なんですけれど、その分の廃棄期間が平成31年3月31日となっております。

○川上委員

これは、焼却をしたか、つまり書き移して紙ベースになっているわけですから、焼却したか、本市へ返却するか、細かく裁断するか、その他とあるんですよね。これは3月31日予定なんですけど、どの処理をしたかはわかりますか。

○市民課長

誓約書の中には、細かく裁断というところで、こちらのほうに誓約を出していただいております。

ますので、細かく裁断されてあると考えております。

○川上委員

それは、そのように考えるべきではないと思うんですよ。事実だけ確認する必要があると思います。その推測はすべきではないと思うんですよね。それで、自衛隊はこの間、イラク日報問題など、情報の管理については、異常に個々の隊員の各部署における奮闘にもかかわらず、自衛隊の組織としては、そういう隠ぺい工作を平気でやっているところなんですよ。そことの関係で、この誓約事項が違反したとかどうかわからない仕組みになっているでしょう、これでは。もし何らかの中で、誓約事項違反が明らかになったときには、どういうペナルティー、罰則を科すことになりますか。

○市民課長

誓約書の中に、万が一上記事項を守られなかったときは、今後一切の閲覧請求について却下することがあるというふうに示しておりますので、このように閲覧が以降できないような場合もございます。あとにつきましては、個人情報保護条例にのっとった罰則もあるかと思えます。

○川上委員

過去に自衛隊のみならず、誓約事項違反事件が確認できるものがありますか。

○市民課長

申しわけございません。私が確認している限りではございません。

○川上委員

次に、個人番号カードの交付に関することでお尋ねします。この事業は、本来私は国がすべき事業だと思いますけど、飯塚市がなぜ行うのか、お尋ねします。

○市民課長

個人番号カード交付事務につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律第44条で、法定受託事務と規定してされており、市町村において事務処理が義務づけられているものでございます。

○川上委員

国が地方自治体にその事務を法律によって押しつけているわけですけど、その経費はどのくらいで、市はきちんともらっているのかお尋ねします。

○市民課長

平成30年度決算見込みにつきましては、個人番号交付に要する経費につきましては、約1466万2千円となっております。これに対しまして個人カードの交付事業費や個人番号カード交付事務費で国のほうからの補助金が1427万1千円というふうに交付されておりますので、ほぼ同額、基本補助率が10分の10になっておりますので、国からの交付を受けております。

○川上委員

本市は12万8千人ということなので、このカードの交付対象は、それになると思うんですけど、目標があるのかお尋ねします。

○市民課長

この個人番号カードの制度につきまして、趣旨からいきますと、交付率は100%を目指しておるところです。そのために、交付推進に向けたさまざまな取り組みを行っているところでございます。

○川上委員

現在、個人番号カードを持っている人の割合、どのくらいになっていきますか。

○市民課長

平成30年度3月末時点で申請率が16.8%となっております。これは交付率になりますが、約14%くらいになっているかと思えます。

○川上委員

マイナンバーカード導入から随分たつんだけど、そのくらいということですね。それで先にお聞きしますが、このマイナンバーカード交付による市のメリットというのは何かあるんですか。

○市民課長

現状では、本市ではマイナンバーカードを利用したコンビニでの住民票の写しを初め、印鑑証明書等の証明書の発行サービスを実施しております。このことは市民の利便性の向上につながり、受付窓口の混雑緩和や窓口業務の負担軽減を図ることができ、将来的には交付率がふえ、マイナンバーカードの利用がふえるということは、人件費のコスト削減につながるのではないかと考えております。

○川上委員

住民にとって、市にとって、多少のメリットがありますよということかなと思います。そのメリットがあるにもかかわらず、16.8%という低さは、何が原因だと思われますか。

○市民課長

交付率が低いということなんですが、しかしながら、県下ではまだ上位のほうを占めているかと思えます。できるだけ多くの交付推進のための施策を行って、交付率を伸ばすようにはしておりますが、現状としてまだ利用できる事業が広く広まっていないということもございます。ただ、マイナンバーカードを取得することによって、身分証明を使ったり、ひいては将来的には、これはもうはっきりした施策ではないんですが、保険証等マイナンバーカードが一緒になったりするようなことにも、計画としてございますので、将来的には100%になるように頑張っていきたいと思っております。

○川上委員

その事務事業ということになるんですけど、さっきからさまざまな取り組みをしている。それから頑張っているということなんですけど、16.8%でも県下では高い方ですと。そのカードを保持率は。というのが何を物語っているかっていうと、住民の間でマイナンバーカードに対する警戒感があるのではないですか。多少のメリットのために、多くの不利益を被る危険性をずっと維持しなければならないという、不安感ですよ。ですから、こういう状況の中では、病院に行ったら、医者は言ってくれでしょう。インフォームド・コンセントで、この手術をするときのメリットと、でもこういう危険もありますよと、両方言うでしょう。患者はセカンドオピニオンとかいろいろ考える場合もあるかもしれませんが、合意してお願いしますというわけですね。そしたら、このマイナンバーカードについては多少のメリットの宣伝をするということのようだけれども、デメリットについても、きちんと周知するということが必要なんじゃないですか。もし万一、市がメリットだけを強調してマイナンバーカードの交付を受けて、何らかの被害を受けた場合、これがメリットだけは説明を受けたけど、その危険というかデメリットについての説明を受けていませんというふうに、市民の立場からなりますよね。たばこでもあれを書くようになったぐらいですからね。子どものおもちゃにも全部書いてあるでしょう。この最も住民の側にあって危険な側面があるものについては、そのように、きちんとおいて、住民の判断ということになると思えます。私も年金機構から相当、議会事務局を通じて、マイナンバー教えると言われてましたけど、教えませんでした。

次、いいですか。国民健康保険事業に関することです。事業の概要についてなんですけれども、全般聞き始めても仕方がないので、全国知事会の2014年の国に対する要望については、さきの協働環境委員会で紹介もし、飯塚市が、市長がそれを支持して対応すべきだと、頑張れというふうに要求したんですけど、全国知事会の要望については、その後、確認していますか。

○医療保険課長

今、委員のおっしゃった全国知事会のほうの提言につきましては、平成26年当時の社会保

障常任委員会委員長、県知事会の栃木県知事の発言で、これが同年7月に開催されました自民党の社会保障制度に関する特命委員会における国保の財政基盤を強化するために必要な財源、資源の一つの試算だということで、例示していたものだというふうに伺っております。

○川上委員

1兆円の配分、1兆円の額については確認していますか。

○医療保険課長

すみません、ちょっと今漏らしました。1兆円の公費負担について発言されております。

○川上委員

仮に、これが実現すると飯塚市はどのぐらいの配分になると思われませんか。

○医療保険課長

ちょっと試算をしたことがございませんので、ちょっと今、この場で申し上げられません。10億円でしょう。1000分の1でね。それで、私が大臣ではないので、でも1000分の1でしょう。10億円ですよ。それで、飯塚市の国民健康保険税の平均は今幾らなってますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:48

再 開 17:00

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

大変失礼しました。申し訳ございません。国保税の1世帯当たりの平均ということでございますが、ちょっと国保につきましては、世帯数とかいろいろ条件がございます、ちょっと単純に平均を出すのは難しいところもあるんですけれども、単に調定ベースを世帯数で割ったところ約15万円ほどが平均です。1世帯当たりですね。均等割、平等割につきまして、均等割につきまして、4万9千円ほど、平等割につきましては3万5千円ほどという数字が出ております。申しわけございませんでした。

○川上委員

そういうことなので均等割と平等割を廃止することができれば、平均という数字だけ、国民健康保険税が半額に引き下げられるという計算になります。それで、それに必要な財源は幾らかということになるわけですね。逆に言えば、飯塚市はこの均等割、平等割による税収は幾らかということになるんですが、これは幾らですか。

○医療保険課長

申しあげました均等割と平等割の平均額に、総世帯数を乗じたところ、14億円ほどになります。

○川上委員

国の1兆円の配分と、過去最高水準まで膨れ上がった財政調整基金と、本市の減債基金の取り崩しを適切に行えば、この半額にするぐらいの財源は見通しが立つ。あとは、法改正、条例改正が必要ということになります。そこで、このことについて、飯塚市長は、この際、全国市長会の要求を支持して、国、県にもものを言うべきではないかということ、先だってから言っておりますけど、現実的にもう飯塚市は、その意見を述べておるのではないかとことも考えるわけですけど、どうなっていますか。

○市民環境部長

質問委員おっしゃるとおり、市長会、知事会に向けては、国費負担のほうの要望を行っております。

○川上委員

飯塚市として、具体的にどういう内容の要望になっていますか。市長会が要望したりしてい

るのはわかっているわけですよ。飯塚市がどういう要望あるいは議案を出すでしょう、市長会に。どういう内容を出しているかをお尋ねしているわけです。

○医療保険課長

市長会に出している議案につきましては、地方負担や保険料負担の増加を招くことがないように、国庫負担を充実して支援を行うこと。また、地方単独事業の実施に伴う波及増分について、その国、県支出金の削減の廃止等、またその中には、子どもの均等割というようなことになっておりますけど、減免を国のほうでするようにというような要望が出ております。

○川上委員

時を前後するかもしれませんが、そういう全国の1741市区町村の世論の流れの中で、先ほど2014年の事態となっているわけで、飯塚市長が今、国民健康保険会計の苦境を打開する上で、しかるべく声を上げていくというのは非常に意義があることだということを述べておきたいと思います。それで、市民、住民は、国保税の引き下げを求めている。飯塚市も全国の自治体と同様に引き下げを考えているという中で、国と福岡県は引き上げ圧力を加えているわけですね。その中で、税率改定が問われる事態となろうとしているんだけど、そのスケジュール、国保運営協議会、税率改定するとすれば、引き上げとは限りませんが、改定するとすれば、どういう流れになるのかお尋ねします。

○医療保険課長

税率の改定を行う場合につきましては、まず県のほうが10月中旬をめぐり、次年度の納付金や標準保険税率の仮算定を行います。市町村としましては、それを受けた上で、この仮の納付金額や標準保険料率を参考にいたしまして、実際の保険料率をどうするかという、仮計算ではありますけれども、国保運営協議会へ諮問することになります。あわせて翌年度の予算編成も進めていくようなスケジュールになります。その後になりますけれども、県のほうで12月の下旬になりますが、本算定というものをを行います。これは納付金等の再算定を行いまして、市町村ごとの納付金の額や標準保険料率を確定するものでございます。この結果につきましては、年明け早々、市町村に通知をするというような予定になっております。このために、最終的に市町村ごとの国保事業費納付金の額や市町村標準保険税率を使ってというか、参考にして新税率をもし改定する場合につきましては、3月の定例会で条例改正案でありますとか、予算案の審議をお願いするというような流れになるとと思います。

○川上委員

今年度の国保会計の黒字、赤字の見通しはどうか。

○医療保険課長

12月補正ベースですと2億円ほどの黒字、30年度につきましては2億円ほどの黒字を予定しております。

○川上委員

それは、30年度決算のことを言っておるんでしょう。31年度はどういう見通しですか。

○医療保険課長

31年度につきましては、当初予算ベースで4千万円ほどの赤字の予定でございます。

○川上委員

そうしますと、広域化していますから、県に上納金を納めないといけないというのがあるんだけど、県への上納金を全部国保所帯に、国民健康保険税ということで乗せていこうという考え方になってくると、これは大変なことなんですよ。ですから、国の制度改正が、夏に参議院選挙がありますから、大きく変わる可能性もあるけど、飯塚市独自としても先ほど言ったような基金の取り崩しなどを決断して、黒字でもあるわけですし、国民健康保険税を相当レベルの引き下げをやっていく必要があるというふうに思います。

次に、子ども医療、重度障がい者医療及びひとり親家庭等医療に関することということです。

子ども医療の無料化ということなんですけど、嘉麻市の取り組みを各医療機関で見られた飯塚市民の方が、飯塚市はできないのかということなんです。どう考えておりますか。

○医療保険課長

今、例えで出されました、嘉麻市の子ども医療保険制度につきましては、中学校修了前まで入院、外来とも自己負担なし、所得制限なしというふうに取り扱っております。本市につきましては、ご案内のとおり、外来につきましては小学6年生まで、一定の自己負担がございますけど、入院につきましては、18歳に達する年度末までというような制度に、所得制限はありませんけども、しております。子ども医療助成につきましては、確かに子育て世代にとりましては、経済的な面で有効な子育ての支援策とは考えておりますけれども、県内の各市町村それぞれの状況、考え方に基づいて、県の制度に上乘せする独自の形で子ども医療費の助成を行っていることと承知しております。仮に試算でございますけども、本市が中学生までの通院、入院に係る自己負担を全額無料にするというようなこととなりますと、県の2分の1の助成、補助を受けている県制度分につきましては、1億6100万円。市独自に拡大している部分の約5400万円、合計約2億1500万円の市負担に加えまして、新たに8千万円の財源が毎年必要になってくるというふうになっております。このほかにも影響といたしまして、子ども、重度障がい、ひとり親家庭への医療費の助成制度などの地方単独事業により、自己負担が軽減されますと、医療費全体が増加するというような考え方のもと、国庫負担金の減額調整措置による財政負担が考えられるところでございます。本市としましては、限られた財源の中で、将来にわたって持続可能な制度とする必要があるということとございまして、現行の制度というところでさせていただいているところでございます。

○川上委員

子どもの医療、女性、重度障がい者医療、ひとり親の助成制度を充実すると、医療費の総額がアップするであろうということをおっしゃったでしょう。何か悪いですか。今言ったような3医療助成を強化することによって、医療費が増嵩する。悪いですか。

○医療保険課長

医療費が増嵩しますと、当課としましては国保の財政を扱っている立場上、ちょっと医療費が、増加になるというところは、ちょっと考えるようなところがございます。

○川上委員

考えたらいいでしょう。かつてあなたの先輩の課長が市立病院の患者の送迎に車を回したらどうですかという提案をしたときに、だめですと言ってました。どうしてですかと言うと、医療費がふえるからと。だから患者が病院に行きやすくなって、病院にかかると医療費がふえるから、国保会計が逼迫するという言い方なんです。こういうのを本末転倒と言うわけでしょう。それで、嘉麻市の経験、嘉麻市だけ、あなたが言ったような不利な条件があるわけではないわけでしょう。嘉麻市はどうしているんですか。

○医療保険課長

嘉麻市におきましては、どうしているかということとございますけど、嘉麻市につきましては、現行の制度、28年の1月から移行されておりますけれども、事業規模につきましては、改正前が7千万円から8千万円のものであったものが、改正した直後の年度につきましては、1億1千万円ほどになっているというところになります。その分につきましては負担をされるというふうと考えております。

○川上委員

だから決断でしょう、政策的な。せつかく副市長おられるんで、よく相談したらどうですか。決断なんです。そもそもで言うと、あなた方は、子どもの医療費助成制度を上乘せして頑張っているために、国から今、ペナルティーで国庫支出金1億円取られているわけでしょう。今は、この国から補助金と捉えた分について、一般会計から一般財源から入れてますけど、この

間まで、5千万円しか入れてなかったでしょう。何年も、市の政策によって国がペナルティーかけた5千万円については、市民の国民健康保険税に入れ込んでいたわけですよ。その前は、1億円かどうかわからないですけども、何十年にわたって、それぐらいの規模と思われる国庫支出金のペナルティー分を市民の国民健康保険税に乗せていたわけでしょう。恐らく何十億円ですよ。何十億円という負担を、国民健康保険税に乗せて、このまちの低所得者、低所得層が多いと言われているわけですけど、その方たちに乗せてきたわけですよ。このことをどうするんですか。それから合併後の12年の間においても、年間5億4千万円の引き上げをやったでしょう。これは正しかったんですか。一般会計からの繰り入れを放棄して、やらずに余計など言うか、本来市が負担して当然と、あなた方が今は認めているやつに加えてさらに、引き上げをしたわけですよ。その一方で、財政調整基金、それから減債基金は、60数億円から、160億円弱まで、過去最高まで膨れ上がらせた。住民には、それほどの国民健康保険税を押しつけておいて、市の内部貯金はそこまで膨れあがらせるということを、政策で選んできたわけでしょう。今、負担の公平性とかお金が8千万円がないとか、やっぱり、市の歩んできた道を振り返って、市民が知ったときには、どういう冷たい行政かということですよ。お金がない、経費率も高い嘉麻市ができています。飯塚市は、8千万円が惜しくてやらないと。この市役所の建物が毎日利息はどれぐらいですか。毎年利息は幾らですか。そういうこと考えた場合に、子どものための施策をせめて嘉麻市並にやって、事態打開を図っていくというのは可能なんじゃないですか。副市長、ちょっと答弁お願いできますか。

○副市長

子ども医療費につきましては、嘉麻市がやっております。嘉麻市とうちは、同じ飯塚医師会の中で、診療、子どもさんたちも受けております。当然差がつくということですね、毎回、どうかと考えますが、財政的な面もございまして、適切な時期に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○川上委員

国民健康保険税のしっかりした引き下げと結合して、このことをやってもらいたいと思うんですよ。適切な時期というのは、年度内であることを希望します。

それから次に、環境保全推進基金というのがあります。もともと1億3千万円ぐらい。旧飯塚市が高いごみ袋を市民に押しつけて、ため込んだお金ですよ。それが目減りして、今日に至っていますけど、残高は幾らですか。

○環境整備課長

平成30年度末では、6397万2473円となっております。

○川上委員

半額になりましたね、何に使ったんですか。

○環境整備課長

主な事業といたしましては、環境啓発事業、これは、環境教育推進大会費だとか、地球温暖化防止事業費などの事業となります。また、資源ごみ等回収事業、これは拠点収納ボックス、分別用コンテナなどとなります。また、ごみ散乱防止事業、ごみ集積器具設置、ごみネット補助金。また、環境基本計画策定事業費等に使っております。

○川上委員

今おっしゃったのは、一般財源で対応すべきお金ですよ。基金に頼るべきではないですよ。と私は思います。どういうことかということ、ごみ袋の有料化というのは、ごみ減量に資するためということが、あなた方のうたい文句だったわけですよ。取り過ぎたお金ですよ、これは。毎年2千万円とか、1千万円とか積み上げてきたんですよ、旧飯塚が。であるならば、ごみ減量に使わないのであれば、ごみ袋代が高いのに戻ったでしょう、今。大きい袋700円プラス消費税ですよ。この軽減に使ってしかるべきだと思うんです。6300万円ですか、これにつ

いては、市民のごみ袋負担軽減のために活用すべきであって、一般財源で対応すべきものに、使うべきではないというふうに思います。

次に、市民団体等の環境美化活動を支援することについて、ボランティアごみ袋の支援はどういうルールになっていますか。

○環境整備課長

本庁環境整備課、クリーンセンター、各支所市民窓口課のほうで、ボランティア袋配布申請証兼収集依頼書を提出いただいて、そしてボランティア袋を無料で配布というような流れになっております。

○川上委員

収集依頼書というのは何ですかね。誰が誰に出すものなんですか。

○環境整備課長

ボランティアをされる方、団体とか個人とかの方が、市のほうに何枚ほど欲しいと、必要だというようなことを、どの地域をボランティアで清掃するというような活動の場所等を提示しながら、申請をしていただくものとなっております。

○川上委員

収集依頼書と言われましたか。

○環境整備課長

ボランティア袋配布申請書兼収集依頼書。そのボランティアで清掃されましたごみを無料の袋に回収します。しかし、それだけでは回収になりませんので、収集をお願いするというのを兼ねた用紙となっております。

○川上委員

そしたら団体ないし個人が申請を出します。その内容はボランティア袋ください、中に入れますから持って行ってくださいという依頼書なんですね。そうすると、その団体や個人が依頼書を出して、それが受理されれば、そのように処置されるということですかね。

○環境整備課長

その通りでございます。

○川上委員

それは、本庁所管であろうと、支所所管であろうと同じなんですかね。

○環境整備課長

同じ取り扱いになっております。

○川上委員

次に、墓地に関する事務という事務があります。私は午前中だったと思いますけど、取り上げました市立納骨堂の所管課変更については、なかなか難しいんですけど、環境整備課で、この墓地に関する事の中にも、墓地及び納骨堂の管理についてという流れの中で扱うことが適切ではないかと思うんですけど、どう思いますか。

○環境整備課長

環境整備課の所管事務であります墓地に関する事務のところでは、市内の市有墓地の周辺整備等を行っております。その中に納骨堂ということで、質問言われていたと思うんですけども、きょう先ほどの答弁、人権・同和政策課から変更というようなことの協議が、そういう方向になった際には、関係部署と協議しまして、どこが最適かというところを検討していくべきだというふうに思っております。

○川上委員

次に、公害防止環境保全協定に関する事務なんですけれど、協定が結ばれている状況、現状どうかお尋ねします。

○環境整備課長

平成31年3月末現在で現在79者と協定を結んでおります。

○川上委員

その79者の事業の事業ごとの内訳がありますか。こういう事業は何件、こういう事業は何件という。

○環境整備課長

事業ごとの集約は行っておりません。

○川上委員

では、地域ごとがあるんですか。

○環境整備課長

地区ごとでの集計はいたしております。

○川上委員

その中で、潤野下区に(株)サカヒラがありますね。事業所から県道下をくぐって、汚水が市のため池に流れ込んでいます。この(株)サカヒラとの関係では、協定はどうなっていますか。

○環境整備課長

協定は結んでおりません。

○川上委員

住宅地に隣接する事業者です。それから、ダンプの出入りも激しいところですよ。今言ったように、ため池の土砂、ため池への汚水の流入による土砂堆積は著しいです。協定が結ばれてないというのは、どういう経過ですか。

○環境整備課長

詳しいことは存じかねますけれども、市との協定は結んでいませんけれども、地元自治会との協定が結ばれております。そういったところで、地元の方とのそういう話し合いができているところで、結んではいないのではないかとというふうに今思っているところです。

○川上委員

坡平産業が、潁田から潤野に入ってきたときに、福岡県と飯塚市の誘導ですよ。それで、ああいう事業、モデル事業としてやり始めたところがあるわけですよ。住宅地のど真ん中に福岡県と飯塚市が引っ張ってきたわけですね。気がついてみたら、ため池が埋まっていたということでしょう。平成11年、12年、13年ごろに、地域の方たちがこれ以上たまらないというので立ち上がって、新聞にも載って、1次協定の時には飯塚市も立ち会いですよ。2次まで立ち会ったかな。3次までは確認していますけど、今、課長がおっしゃった地域の皆さんとの協定というのは、市は、1次、2次、3次の協定書は持っているんですかね。

○環境整備課長

1次、2次というのが、はっきりと、どの協定書の指すのかがちょっと不明なんですけれども、平成10年12月24日に締結されているものが、飯塚市が立ち会いということで入っております。それから平成12年1月31日にその内容を一部追加して変更をされております。それも立ち会いとして飯塚市が入っております。その後に乾燥施設分の追加ということで、平成12年5月26日に追加の締結をされているところからは、業者のほうと地元自治会、その後、またその乾燥施設分の変更が平成13年6月1日にあるものも、業者のほうと地元の方との変更の契約を結ばれているということで確認しております。

○川上委員

今ため池のことを言ったんだけど、あのように、中間処理をしたコンクリート塊を積み上げてよいかどうかわかるでしょう。見ただけで。地元の自治会が結んでいるんですね。潤野上区、下区と潤野牟田が結んでいるんだけど、市が、民間というか自治会が結んでいるから、内輪というわけにいかないんじゃないかと思うけど、もう環境保全協定についての話し合いをする用

意はないですか。

○環境整備課長

地元自治会では、締結されておりますけども、この協定を結ぶ事業者、事業所としましては、大気汚染防止法、それから水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、及び悪臭防止法等で規制が行える事業所と結んでいる現状がありますので、今までの経緯も踏まえ、市との締結に向けた協議を行いたいというふうに考えております。

○川上委員

福岡県と連携をとりながら、場内査察をまずしたらどうですか。

○環境整備課長

まず現状確認というのも必要かと思えますけれども、この締結をしていない理由等を確認しながら、必要ということであれば、この協定を結ぶ協議を進めながら、実際の事業はどういうことであるかというようなものを確認はしていきたいというふうに思っています。

○川上委員

協定を結ぶために努力したいというふうに言われたのはいいんだけど、相手言いなりの協定を結んでもだめでしょう。現状がわからないとしっかりした防止協定を結ばれないでしょう。だから、場内に入って査察したほうがいいと言っているわけですよ。ため池の問題について言えば、本当に（株）サカヒラに起因しているのかということもあるでしょう。（株）サカヒラの重機が堆積土砂を扱っていますから、これはどういうことかなと思うんですよ。扱っていたことがあるから。その堆積土砂を使って、何か他のことに使おうということかもしれないし、せめてここは修正しようと思ったのかもしれないけれど、入ってきているわけですよ。今、ガードレールで抑えていますけど、市のため池なんですよ。だから、こちらは先ほど言ったけど、瓦礫を積み上げたのは、今度の大雨でいつ、どのように崩れるかわからないでしょう。市の土地があるでしょう、こちらに。東側に。昔、ため池だったところ、今は更地になっていますけど。だから入らなければ対等の関係で、ものが言えないでしょう。県と市がきちんと環境保全条例に基づいて指導を行って、市の立場できちんと指導して、県の立場で指導させて、そして是正を実現して、その是正の中で保全協定を結ばなければ、今のままで保全協定結んだら、現状肯定になるでしょう。だけどこれは、今まで担当課長ができなかったことなんですよ。もう難しいでしょう。だから中に入って、適切な事業活動になっているのか、困ったことになっているのか確認しなければ、はじき飛ばされますよ。今までできてないんだから。これは副市長が、今おられるから言うんだけど、市長も同じだと思うけど、やっぱり最高幹部が、この件についてはしっかり決意を固めていかなければ、保全協定を結びましょう。はい、いいよ。と全然役に立たなくなりますよ。副市長どうですか。

○副市長

先ほどから担当課長が答弁しておりますように、そういう締結すべき事業所であれば、当然、向こうと協議しながら、締結していかなくてはいけないと思います。その前段では、当然締結するには、現場に行っ内容を見てということになりますので、まずは先ほど課長が言いますように、向こうと協議をさせていただくと。そのことから始めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○川上委員

先ほど言われた悪臭はよくわからんところもあります。しかし、ほかは全部該当するでしょう。だから、市単独でまず行ってもいいけど、福岡県も必ず行ってもらおうと。そのとき私も連れて行ってください。

それから次、自然環境保全対策審議会に関することについて、自然環境保全条例の目的で市がしっかり意志一致を行ってことが、この対策審議会に臨む上で重要だと思います。目的についての認識をお伺いします。

○環境整備課長

自然環境保全条例の目的としましては、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることを目的としております。

○川上委員

だから、それはわかっているわけですよ。目的が書いているんだけど、その立場に立って仕事をするかということを知っているわけですよ。市の最高指導部から、その立場で頑張るかということを知っているわけじゃないですか。

○環境整備課長

当然、この条例の目的に沿って仕事をしていく思いでおるところでございます。

○川上委員

条例の目的には、市が業者と連携してとか書いてないでしょう。市は、市民と連携して生活環境を脅かすものに対して未然に防ぐと書いていないじゃないですか。未然に防ぐと書いていますよ。その立場に立ち切れるかというのが、今、問われると思うんですよ。このことは、自然環境対策審議会事務局を務めるということなんですけど、市の担当課は、その立場で事務局を勤めきるかどうかということもあると思います。それで、白旗山メガソーラーについてなんですけど、市長は住民の同意のない開発行為については反対であると明確に言ったでしょう。この立場は、かなり局面局面があったにもかかわらず、変わってないですよ。飯塚市議会は、先々月、改選があって、陣容は変わったけど、飯塚市議会としての態度は、住民同意のなき開発中止を求めるという立場ですね。市議会としての立場は変わってないんですよ。だから、この執行機関の責任者、市議会のこういう立場が明確である中で、本来、担当課は仕事がしやすいわけですよ。先ほど目的に沿って住民と市民と連携して未然に防ぐという仕事は、にもかかわらず、住民の皆さんの中からは、担当部、担当課について、乱開発を食いとめる立場にあるのかと、そういう仕事をしているのかという指摘の声があがっています。あなた方も直接言われたりしたでしょう。このことについて、今後、事務事業を進めていく上でどういうふうに考えているのか、お尋ねします。

○市民環境部長

質問委員が言われますとおり、平成29年3月の議会におきまして、中止を求める決議が採択されております。またとき折々に、市長のほうから住民に丁寧な説明、そして不安を解消するに努めていくように、市としても全力を尽くしてまいるということを答弁しております。それを受けまして、担当部局としましては、住民の方と丁寧に説明をするためにパイプ役として業者のほうに住民が不安が除けるような説明会の実施をしてくださいというふうに要請しております。このメガソーラー開発につきましては、福岡県の林地開発にかかわる許可に基づく開発でございまして、市の公共事業とは全く違うものでございますので、その立場も踏まえて、丁寧に業者には説明会の実施をし、要望していこうというふうに考えております。

○川上委員

住民の同意のない開発は困ります、反対であると飯塚市が表明したのは、実は平成27年の6月、西暦で言うと2015年の6月、私の一般質問に、当時の齋藤市長が答弁したものなんです。それから丸4年たったんですけど、足かけ5年。この間に、先ほど言ったように、飯塚市も態度表明した、市議会も頑張った。住民も頑張った。住民が一番ですね。この中で、工事が今、東側始まったりして、どうなのという局面に立っていますけど、飯塚市長の見解表明、市議会の見解表明、住民の頑張りは無駄だったかということ、そんなことはないですよ。つまり、この間の頑張りによって、全国にもいろんな問題が起きてきていますけど、流れの中で市長会で意見を述べたりしたでしょう。国へも要望書が出ていますよ。なかなかこの太陽光発電設備を、これほどまでにやることを容認していた、推進していたFIT法の改正が実現したでしょ

う。この要点は2つです。もう短く言うけど、コミュニケーション努力義務違反はだめよと。それからFIT法だけでなくて他法違反、自治体の条例も含めて、の場合は、その取り消しの対象になりますよと、許可取り消しの。というところまで追い込んできているわけですよ。そして実際に、全国的には農地法違反で取り消しになったところもあるわけですね。住民と市民と連携して未然に防ぐという立場でしょう。そしたら、いろんな未然に防ぐ、防ぎ様はあるんだけど、国との関係ではFIT法違反の可能性を、国に情報提供してくという仕事は有効なんです。それで、この間、住民の皆さんが部と交渉したんですよ。そのときに私も参加させていただいて、コミュニケーション努力義務に照らしてどうかという事実があった。市の条例第13条を知らないと言って協定協議をしないというふうに言い放ったことがあるんだけど、この事実を、国、九州経済産業局に通報すべきだと言ったら、部長がわかりましたと、すばらしい約束をされたわけですよ。その後に、環境整備課長が、したらだめよということのようです。それで今の違反ですと言わないでも、事実を通報するという約束したのに、あれからどれくらいたちましたか。通報していない。だから今、部長が市民と連携して、未然に防ぐために頑張るといふふうにおっしゃったんだけど、課長もおっしゃったんだけど、今、私が指摘した事実との関係で言うと、どういう関係になりますか。

○市民環境部長

先ほど委員が申されている分につきましては、4月9日に私が部長就任しまして、地元の代表の方が、部長と1回お話をしたいということで、私も同席をさせていただき、忌憚のないご意見をお伺いしたいという、挨拶をもとに住民が不安に思っらっしゃることをお聞きいたしました。そして、その中で一番最後に、1時間の予定で、私も次の予定がございましたので、1時間を越えたときに、質問委員からこの3点について、条例をよく読んでいないと説明会で言った内容がおかしいんじゃないか。2点目は、協定は工事着工の直前になって協議はできないと業者が拒否した。3点目につきましては、工事がもう既に着工している事実があるじゃないかという3点についてご指摘がありまして、これを経産省のほうに、すぐに通報しなさいという要望でありました。私も、部長に就任したばかりで、内容につきまして、事実関係、説明会にも出ておりませんので、そこにつきましては、丁寧に内部で協議をさせていただくという回答を申し上げたつもりが、それを通報するというふうな受けとめ方になっているのが事実でございます。その後に私ども内部で条例違反に当たるのか、林地開発許可の違反に当たるのか、これを協議いたしました。それにつきましては、条例をよく読み砕いてないということにつきましても、先ほどの工事を着工しているということにつきましても、防災安全上の措置をすべきであるという県の林地開発許可に基づく工事でございますので、これも条例違反にも、林地開発の許可の違反にもならないというふうに判断をいたしましたので、担当課長のほうから、その後設けられた住民の代表の方に、そうやってお断りをしたというのが事実でございます。

○川上委員

あなたの解釈はそうなんでしょうけど、そのことと先ほど条例の目的、市民と連携して未然に防ぐという立場表明との関係で、どっちが本当ですかということを言っているわけですよ。いろいろ、るる言い訳されていいけど、そこのところでも本気なのかというのは、聞かれると思うんです。それで、今、改正FIT法との関係で言いました。それで、飯塚市が特に問題にすべきは、自然環境保全条例との関係ですよ。森林法、林地開発との関係は、県が主に考えるべきですよ。県に対しても、市から通報すべきことがあろうと、後で言いますけど、条例違反行為を厳しく、厳しい目を見て、いちいち国とかに通報することが、乱開発を未然に防ぐことにつながるわけですから、いや、このぐらいいは違反じゃないからとか、そんなこと言わないでいいんですよ。事実を通報すればいいじゃないですか。そしたら調査に来るでしょう。情報提供を市が責任を持って行っていくということでしょう。今でも、評価にもよるけど、住民説明会に川上が来るんだったらだめだとかね、そんなことを言っているような業者ですよ。条例にも

劣る発言を繰り返しているわけやね。

○委員長

川上委員、簡潔に質疑のほうをよろしくお願いします。

○川上委員

だから、条例違反なんです。だけど、この事実を伝えるだけでもいいじゃないですか。議員が来たら嫌だと言っていますという事実。それはできるでしょう、どうですか。

○市民環境部長

4月9日に住民の方とお会いしまして、4月17日にノーバル・ソーラーの社長ともお会いしました。住民の不安を取り除くために、質問事項が再度残っているために、もう一度説明会をしていただきたいと。飯塚市は市長を初め議会も同じ思いで住民に不安を与えるような事業は、そのまま推進してもらいたくないということは丁寧に向こうの代表にも伝えておりますので、何も動いてないわけではございません。

○川上委員

片峰市長の、あるいは齋藤前市長が繰り返した立場表明よりもはるかに反対向きですね。弱いと言おうと思ったけれど、反対向き。住民の不安を取り除くために説明会をするんじゃないでしょう。あなた方が、彼らの住民に対する説明の内容を的確に把握して、これが市のまちづくりの方針と整合性がとれてないというわけですから、そここのところを捉えるということでしょう。要は、住民に不安を取り除いてもらうような、みたいな話ではないですよ。住民と連携して乱開発を未然に防ぐというわけですから。市はもともとこの一番に、まちづくりの整合性とまちづくりの方針と整合性が図れないと言っているものなんですよ。及び腰でどうするんですか、頑張ってくださいよ。それで、先ほど林地開発の関係を言われました。飯塚市長がだめだと、実際だめだと言っているのに、県知事が強引に許可した話ですよ。この矛盾は解けない。県知事が許可撤回するまでは。そういう流れの中で、ノーバル・ソーラーのほうは、もう丸裸になっているでしょう。もうすぐ大雨が降る危険性があるんだけど、調整池はできているんですか。

○環境整備課長

今現在、工事が行われております。その工事としましては、県からの許可条件である防災施設工事を本工事よりも先に行うという条件がつけられております。防災施設工事を梅雨までには行いたいということで、まず調整池をつくる前の沈砂池と仮の側溝等を梅雨までにはつくり上げて、雨が少々降ったところで開発しているところが、災害が起こらないようなことを、梅雨までに行いたいということで、今防災施設工事前の段階で、仮の沈砂池、仮の側溝をつくられているところでございます。

○川上委員

だからなんですかという感じなんですよ。もう木は伐採しているじゃないですか。もう裸地になっているでしょう。流出係数1.0ぐらいくるんじゃないですか、雨降ったら。しかもあそこに雑木が散らばっていますから、水と雑木、切り枝とか葉っぱとか、土砂と一緒に調整池でもないですよ、あれ。単なる水が集まる貯水池でもないね。に行くでしょう。その下は広場ですか。栄町3丁目じゃないですか。なぜ木を切らせるんですか。調整池もできてないのに。これは許可条件違反なんですね、明白な。だから、課長が今こういったことで、こういったことで、こういったところだと説明したでしょう。業者の説明と同じ。そんなことわかっているじゃないですか、見ただけで。だから何なんだってことでしょう。許可条件違反だから通報すべきではないんですか、あなた方は。福岡県には別の言い方がありますよ。おまえが許可したのに、条件違反しているのがわからんのかという言い方もある、直接。でもあなた方は、自分たちがだめだって言ったやつに対して、県が強引に許可出して、その許可条件も9つか10くらいあったでしょう。その中にびしっと書いてある。それぐらい守れ、そういう言い方

はおかしいけど、通報する義務があるのではないんですか。通報してくれてもいいじゃないですか。この現実についてどうだということ。きょう今晚大雨が降ったら、今言ったような事態が生じますよ。そこをどう考えていますか。

○環境整備課長

今の工事に関しましては、防災施設をつくる工事をされているというところで、本工事に先行して施工することというのは、先ほどの繰り返しになりますけども、許可条件の2項目めに入っておりますので、その工事をされているということで、認識をしております。

○川上委員

先行して防災工事できてないでしょう、先行して伐採しているじゃないですか。あれが見えないんですか、あなた。見えるでしょう。伐採は終わっているじゃないですか。ここまで伐採するのかというところまで伐採しているでしょう。部長、見えますか。防災工事に先行して伐採している現実があるじゃないですか。それがわからないですか、見えるでしょう。答弁してくださいよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:58

再 開 18:09

委員会を再開いたします。

○環境整備課長

現在の木の伐採、うちのほうも確認しておりますけれども、この伐採が県の林地開発許可の条件、防災施設は本工事に先行して施工することと、この範囲内なのか、範囲を越えているものなのか、これは県のほうに確認して、早急に対応したいというふうに思っております。

○川上委員

事実を伝えたらいいんですよ。一つの事実は、防災工というか調整池は、まるででき上がっていないわけでしょう。という事実。その一方で、もう伐採を終わらせているという事実、自分で調査しろということでもいいわけですよ。調査したら飯塚市で、もうしよろうと、行くときは一緒に行くと、住民も行かせてくれと、そういうことじゃないんですか。こういう状況になっているけど、許可条件の範囲の中ですかと言ったら、答弁というか回答はわかっているでしょうもん。そうです、と言うでしょう。市として確認した事実を2つ言って、調査を要求する。その際には、住民の参加できるようにする。市ももちろん行く。これが一步として重要と思うんだけど、どうですかね。そういうことで大丈夫でしょう、できるでしょう。

○環境整備課長

今の現状を県のほうには報告して、県のほうの調査が必要になるのか、県のほうも現状を把握されている可能性もありますので、その辺は今の現状をまずはお知らせしたいというふうに思います。

○川上委員

それで、審議会にまた戻るんだけど、審議会に担当課のほうから資料を出すでしょう。その際に、適切な資料提供、情報提供ができていくかについて、事務局の仕事ができていくかということなんです。そのうちの一つは、意見書が住民から出ます。あなた方、パソコンに短く打ち直して、プリントしたものを渡すんですね、審議会メンバーには。その内容を見ると、えらく換骨奪胎したなという感じもあるし、それから、完全に脱落しているのもあるなというの指摘されているわけですよ。その自覚がありますか。

○環境整備課長

要約をしているわけなんですけれども、これは、自然環境保全条例第12条第2項に意見書の提出があったときは、その要旨を記載した書面を事業者に送付するということであります。

今までの経緯から言いますと、意見書が余り枚数のないときは、その原本を渡したこともありますけれども、やはり100件以上も出るような意見書が出た場合は、この条例に基づいて、要旨を記載したものを事業者に送っております。そのまとめたものを、今回、市議会のほうに出しているわけなんですけれども、要約の仕方がまずいのではないかなというふうな、今のご指摘だと思うんですけれども、本市としましても、その内容を曲げて伝えるという意図は全くなく、提出者の意図が伝わるように要約をして提出しているものと思っております。

○川上委員

脱落もあるわけですよ。それは書いた本人がわかるわけですから。だから、丁寧な仕事をしているということなんでしょうけど、未然に防ぐという立場に立ったときの仕事の仕方がまた違うと思います。そこで、業者に名前を書いた意見書を渡されては困るけれども、環境対策審議会に、原資料、住民の方が書いた生の資料、思いも伝わるでしょう、あなた方がパソコンで3行か4行にするよりはるかに。条例なんだから出さないと、要約しないとイケないと言うんだったら、それはすればいいじゃないですか、正確に。しかし、原資料の対策審議会のメンバーには渡すということはできませんか。

○環境整備課長

原本を出すことはできますけれども、今回、審議会でした案件が3件ほどあった中で、やはり200件以上のものが意見書として出てきております。その中で委員さんのほうに、それを全て、私たちのほうでも仕事として見る分でも、大変なんですけれども、委員さんが全部を見ていただくというのが可能かどうかということを含めて、審議会の会長等に、資料の出し方はどうあるべきかというのを、今後協議して、少なくとも住民の意図が伝わるような形で進めていきたいとは思っております。

○川上委員

遠慮する必要はないんですよ。情報の取捨選択は、対策審議委員のメンバーのほうでいいでしょう。もらったけど読まないとか、もらったけど、この所だけ読んだとか、いろいろあるでしょう。それは審議の資質にかかわる問題ですから。だから、遠慮する必要はないわけですよ。委員が要らないと言ったら出さないわけ。出せばいいんですよ。それは紙ベースでもいいし、電子ベースでもいいじゃないですか。相談するんじゃないですか。渡すというわけにいかないんですか。

○環境整備課長

この審議会の進め方は会、会長のほうと内容も含めて協議しながら進めていっております。会長の意見も聞きながら、資料の提出に向けて、考えていきたいというふうに思います。

○川上委員

用意しとかなきゃ、会長がいるとか、いらんとか言うことになるでしょう。用意してしまうんですよ。そしたら判断ができるでしょう。目の前にあっても、これを要らないという委員は少ないんですよ。それから白旗山では、今、自然環境保全条例が、適切に決意が進んでいるかどうかについて、もう一目瞭然、もう条例をないがしろにされている状態に、業者からあるんですけど、そのことを指摘した上で、けやき台の問題について、どうお考えかお尋ねしところだと思うんですよ。昨年の7月6日、土砂崩れの話はもうお互いに情報共有、認識共有していると思うんだけど、またその季節が来ているわけですね。調査されましたか。安全チェックの調査。

○環境整備課長

けやき台の上のソーラーパネルの下の貯水槽あたりの危険なことに対する調査ということだと認識しておりますけれども、うちのほうの課として、その危険度を調査したことはありません。

○川上委員

貯水池って何ですかね。排水池のこと言ったんですか。排水池の横のね。それで、それは環境整備課がしないということになると、農業土木課がするんですか。農林振興課、林地開発にかかわる行為の対応は、窓口は農林振興課ですかね。

○環境整備課長

林地開発許可の市の窓口としては、農林振興課になると思います。

○川上委員

あれは、業者と話したことありませんけど、県がそれ以上指導しないところを見れば、県の基準はクリアしてつくられておるんですよね。と推定できます。そういうものが、あの程度の雨で壊れたわけでしょう。ああいう形で、土砂崩れという形で。とすれば、福岡県はきちんと調査して、この梅雨に向けて安全確認をしておかないとおかしいですよ。だから、飯塚市が先に調査をして、その上で福岡県に調査をしたか、していなければ調査を要求するという段取りになると思うんだけど、環境整備課がしないんだったら、農林振興課かと思うんだけど、農林振興課がしているかどうかはわかりませんか。

○環境整備課長

それは把握はしておりません。

○川上委員

環境整備課は何階ですかね、庁舎の中で。

○環境整備課長

6階です。

○川上委員

農林振興課は何階ですか。

○環境整備課長

4階です。

○川上委員

電話で1秒、歩いて5秒じゃないですか。これだけ、議会でも、私もずっと指摘してきたでしょう。けやき台の危険性について。住民からの声が届いているでしょう。飯塚市は誰もあの危険なところを見ていないんですか、ほかの課で行っているところがありますか。企業局とか。わかりますか。

○環境整備課長

把握はしていません。

○川上委員

けやき台の住民の皆さんの生命とか安全とか、余り飯塚市から関心を持ってもらってないという感じになるわけですね。すぐ、まず飯塚市が現地調査してくれませんか。どうなっているのか。課長が答弁されたあたりを含めて。向こう側の調整池、あれは機能していないですよ。調査してくれませんか。

○市民環境部長

ご指摘の件につきましては、関係課と協議してまいります。

○委員長

川上委員に申し上げます。冒頭にも申しましたように、今回の所管事務の調査につきましては、所管する各部、課の組織及び業務の概要について確認することを趣旨とするものでございます。詳細に渡るものにつきましては、次回以降の委員会において内容を限定した上で、調査要求をしていただきますようお願い申し上げます。

○川上委員

そしたら、答弁してください。協議をするんじゃないで、調査すると。答弁できないんですか。（発言する者あり）

○委員長

答えられますか。

○市民環境部長

繰り返しの答弁になりますけれども、担当課がございますので、極力その方向で調整してまいります。

○川上委員

議員から、私が言っていることが強制じゃないかというふうにわけですよ。聞こえたでしょう。これ強制ですか。住民の声を受けて、要求しているわけじゃないですか。こういう質問があるんですよ。これは強制と聞こえるようじゃ、困りますよね。皆さんが強制と受けとめるんだったら。

それから、次は同じく、環境汚染対策審議会の報告事項、審議事項になった金比羅山、馬敷のメガソーラーですよ。この予定地の5割ぐらいが、もう丸裸になっていますね。防災工の跡形はないですけど、これは確認していますか。

○環境整備課長

現地の伐採等は確認はしておりますけれども、防災工の進み具合は確認はしておりません。

○川上委員

なぜ確認しないんですか。これは、見ただけで伐採されているがわかるんですよ。防災工ができていくかどうか、一番大事でしょうもん。防災、山は削られている。木は切られている。防災工は先行して行われたかどうかは、あなた方の最大の関心事じゃないんですか。まだ見てないんですね。見てないんですね。

○環境整備課長

梅雨までに防災工をやっていくというようなことで進められていると思いますけれども、今回まだその確認はしておりませんので、進捗状況は確認したいというふうに思います。

○川上委員

それで、同じように福岡県に問いただしてみてもらえませんか。ここは、自然環境保全条例手続はどうなったかという、事業計画書を出す前に、地元自治会にそのアルティメットが行って、事前説明会を繰り返しているでしょう。個別にもやっていますよ。そして、自然環境保全条例の手続のときには、住民も仕方がないと思わせられるような局面をつくっていていますよ。アルティメットは南尾のメガソーラーの説明会で、そこで住民説明会を手続の説明会をしなかったことについて謝罪していますよ。それで、このままだと、馬敷で福岡県が許可して、許可条件違反でその工事、福岡土木かあそこは、行われて、住民が被害を被る、その局面が今、今晚かもしれないわけですよ。ですから、もう、きょう中というわけにいくかどうかわかりませんが、このことについても、直ちに福岡県に調査要求すると同時に、水害防止対策を取らせる必要があるんじゃないですか。あそこは県事業でしょう、あの川は。このあいだ、多少浚せつしたばかりじゃないですか。これを厳しく問いただして、緊急対策取らせないと、人命にかかわると思います。部長、どんなふうですかね。

○市民環境部長

この件に関しましても協議をいたしまして、必要であれば、県のほうに申し入れをしたいと思います。

○川上委員

必要であればとはどういうことですか。必要に決まっているじゃないですか。今晚、大雨降るかもしれない、あしたの朝かもしれないという局面で。

それから、野見山産業の筑穂元吉の日鉄ボタ山のうす高く積み上げた土砂埋め立て。また積み上げているんですよ。これは、飯塚市が昨年7月に自然環境保全条例途中で野見山産業が投げ出しましたから、せめて住民意見書が出されて、見解書を提出されるなどするまでは、土地

搬入の中止はしてもらいたくないという申し出をしたんですよ、市長名で。お願いじゃないんですよ。ところが、野見山産業は、その後、それを完全に無視したままですよ。条例手続するわけがないという感じです。こういうような条例破りをずっと容認しているわけですよ。もう1年ぐらいなるんですよ。大雨が降る季節を迎えて、地元の住民の皆さんは、どうなるんだろうと思っていますよ。このことについて、どう把握しているのかお尋ねします。

○環境整備課長

説明会が4度ほど開かれましたけれども、その後の質問等があつて、もう一度、説明会を開催してほしいという要望のあつている現状は、住民の要望としてあります。しかし、住民説明会がなかなか開催されずに、住民のほうの一部しびれを切らしたところもあると思うんですけれども、苦渋の決断で意見書、見解書に移られて、今この条例の手続が行われているところです。また土砂災害の警戒に関しましては、昨年7月の大雨で一部、場外でありますけれども、土砂崩れが発生しております。場所につきましては、今現在、大型土のう等を置いて、防御されておりますけれども、また出水期が出るまでに、何らかの処置を行つて、大雨に対策をしてもらわなければいけないというふうには考えております。

○川上委員

条例を手続を投げ出して、そして土砂搬入中止申し出、市長名の申し出ですよ、これも無視されて、住民が安全な状態ならまだしも、土砂が積み上げられて極めて危険な状態になって、大雨の時期を迎えていると言っているでしょう。これに立ち向かう、立ち向かいましょうというのが、自然環境保全条例の1条の目的に書いてある、市が住民と連携してこういったものを未然に防ぐということになっているわけでしょう。あなた方はこの立場で頑張ると、さっき答弁したじゃないですか。それに偽りがなかったら、関係課と協議をしますとかいうんじゃないですか。自然環境保全条例の所管はあなた方じゃないですか。農林振興課とかじゃないんですよ。この条例は井上さんの条例でしょう。だから、協議とか関係ないわけですよ。あなた方がやると言つて頑張らないと住民の命は守られません。副市長、この3つの問題について、県に対する申し出、業者に対する申し出という答弁があつただけで、副市長、ここにおられる最高責任者として、その決意を聞かせてもらえませんか。今晚、大雨が降るかもしれないですよ。

○副市長

先ほどから担当部長も答弁しておりますように、県に対して、当然申し出もしていきますし、業者に対しても申し入れもしていきます。そして先ほど言われましたように、けやき台についても、それで都市建設部あたりが、もしかしたら調査しているかもしれません。その内容を聞きながら、もししていなければ、当然、企業局もあそこに施設を持っております。そういう関係部署の問題もございまして、各課と協議して、どこに調査行かせるかも含めて、協議してからやっていきますので、今後とも、環境のほうも一生懸命頑張っておりますので、そのことをご理解いただきたいと思います。

○川上委員

わかりました。今言われた決意が実行に移されないならば、飯塚市と市幹部は市民の信を失つて、もう仕事は任せられないということになると思います。

次に、ごみ収集運搬及び処分について、いいですか。所管事務調査の資料の中で、飯塚市クリーンセンター、処理能力1日何トンと書いていますかね。

○環境対策課長

1日処理能力90トンと記載しております。

○川上委員

90トンと書いてあるんですね。どういう意味ですかね、90トンが2つあるはずですけど。

○環境対策課長

クリーンセンターでは、90トンの溶融炉が2炉あります。2炉稼働いたしますと、委員がおっしゃいますように180トンの処理能力がありますが、現在は1炉を6カ月ずつ交代運転をし、運転していないときにメンテナンスを実施していますことから、通常稼働の処理能力は1日90トンで考えております。

○川上委員

これ170億円ぐらいかけて整備したと思うけど、そのときから、そういう炉の使い方をするとということだったんですかね。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それはおかしいでしょう。国が100トン以上の能力を持たなければ、補助金を出さないといていた時期ですよ。その時に新日鉄とあなた方が話し合って、90トン掛ける2にしたわけですよ。そのときから、半年ずつ運転するとか、あり得ない。現実に旧飯塚のときに、半年休ませるとかしていない。適当な答弁をされたんじゃないですか。

○環境対策課長

運転していないときに、メンテナンスを実施するとともに、1炉が故障等で使用できなくなる状況も考えられることから、2炉は必要だと考えております。

○川上委員

日本全国に2炉でやっているんですかね。そんなことないでしょう。2炉をつくってしまったから、そういうことになっているんですよ。したがって、1日処理能力は90トンというふうには言えないというふうに思うんです。それで、旧飯塚市・桂川町衛生施設組合、桂苑についての今後の考え方をお尋ねします。

○環境対策課長

桂苑につきましては、これまで旧飯塚市・桂川町衛生施設組合におきまして、随時施設の延命利用のための設備修繕等の維持管理が行われてきた状況でございますが、この延命利用にも限りがございますことから、今後は、現在この桂苑を所管しておりますふくおか県央環境広域施設組合におきまして、設備の更新や施設再編等の検討が行われていくものと把握しております。

○川上委員

今後ということでしょうけど、どのぐらいのスパンで結論が出るんですか。

○環境対策課長

先ほども答弁いたしましたけれど、設備の更新や施設の再編については今後、ふくおか県央環境広域施設組合で検討されていくものでございますので、現在飯塚市としての方針などは定められておりません。

○川上委員

この施設組合の組合長は誰ですか。

○環境対策課長

飯塚市長がなっております。

○川上委員

議会は15人ですかね。そのうち飯塚市議会から選ばれるのは何人ですか、選ばれたのは何人ですか。

○環境対策課長

8人でございます。

○川上委員

そういう状況の中で、飯塚市が広域組合にどういう方針を持って臨むかということが、全体

左右しますよ。施設組合で決めますとかいうのは、飯塚市民に飯塚市民を蚊帳の外に置こうというふうなふうに聞こえる。その桂苑は、整備費用は幾らだったんですか。

○環境対策課長

当初の建設費用が43億5055万円でございます。

○川上委員

同等程度のもを整備するとすれば、現在ではどれぐらいだと思いますか。

○環境対策課長

今のところ試算しておりませんのでわかりません。

○川上委員

旧ふくおか県央環境施設組合、ごみ燃料化センター、RDFですが、これは今後どうということになりますか、考え方は。お尋ねします。

○環境対策課長

現在、ふくおか県央環境広域施設組合が所管するごみ燃料化センターで行われております可燃ごみを利用したRDFの製造と大牟田リサイクル発電所への加入の取り組みは、令和5年度で業務停止が決まっておりますが、今後、ふくおか県央環境広域施設組合におきまして、RDFの新たな受け入れ先の確保や、今後の取り組み等の方向性が検討されていくこととなります。

○川上委員

RDFの持ち込み先はもうないと思います。持ち込み先、もうないでしょう。

○環境対策課長

今、検討中でございます。

○川上委員

検討中って、持ち込むところ、検討する相手があるんですか。検討先が、期限後。

○環境対策課長

現在調査中となっております。

○川上委員

このRDFを持ち込んで燃やすとすれば、飯塚市の施設に持ち込んで燃やすぐらいしかないんですよ。受け取る場所ないんだから。そうでしょう。ほかのところ持ってきますか、大牟田とか持っていくんですか。どこを検討しているんですか。

○環境対策課長

今後、施設組合の中で検討していくものとなっております。

○川上委員

あのね、もう大体決まっているんでしょう。飯塚市の清掃工場で処分するしかないじゃないですか。エネルギーかけて、ごみを燃料にして、これをまたエネルギーかけて燃やそうというんでしょう。燃やせますか。普通のところでは燃やせないですよ。熔融炉でしか燃やさないでしょう。よそのごみを自区内処理の原則に違反して、飯塚の清掃工場クリーンセンターに持ち込むことができるかどうか、考えてみただけでわかるでしょう。だから、住民にきちんと情報を示していかなければ、秘密主義でいっていたら、だめでしょう。

次に、ごみ専用指定袋等の値下げについてということで、旧飯塚の場合は1997年か、今のクリーンセンターを170億円ぐらいかけて整備したときと同時なんです。それで合併で700円だったものが、500円に一旦下がるけど、また大きいごみ袋で、10枚で700円に戻すでしょう。下げたのはわかる。合併のときの話だから。引き上げたのはわからないんですよ。いつ引き上げたのか、引き上げの目的は、どうかお尋ねします。

○環境対策課長

料金改正におきましては、当然サービス内容を全市的に整理した中で改正しなければならぬものであり、行財政改革の実施計画においても、21年度見直しといたしておりました。合

併後、新市においては、住民負担の軽減から50円に設定しておりましたが、ごみ問題について総合的に検討する中、合併前の旧飯塚地区の導入経過を参考に算出したところ、平成19年度のごみ袋1袋当たりの収集運搬処理経費が267円となり、その3分の1に見合う89円となりました。このまま50円でいけば、生活環境を守るべき予算が、ますます圧迫されると判断し、平成21年6月より苦渋の決断での70円に決定させていただいております。ごみ処理に係る経費の削減に取り組む一方で、市民の皆様にはごみの減量化をお願いするとともに、収集運搬処理経費の一部のご負担をお願いするものでございます。

○川上委員

合併のときの約束で、500円に3町のときの水準にしましたと。旧飯塚市からすれば下がったわけだけど、上げるときの話が今の答弁でいうとすごいですね。旧飯塚は理由もなく3分の1にしとったんでしょ。ごみ処理経費の3分の1は、第2税金、ごみ袋で賄うと。それに、旧飯塚以外の住民も従わせるという市の方針なんですね。そこには今の答弁だと、それによって、値上げによってごみの減量化に資するとかいう考えもないよね。ないんでしょ。

○市民環境部長

質問委員、ご指摘の部分につきましては、ごみの減量化、例えば大の袋を使っていたところからリサイクルの推進をしまして、分別をしまして、中の袋に変えていただくとかいう目的もでございます。

○川上委員

2つ目的が出てきたんですよ。お金を稼ぐために3分の1にしましたというのと、ちょっとどうなのって聞いたら言った、ごみ減量というのが出てきました。では、なぜ3分の1ということで700円レベルにしたんだけど、これによって確保した財源は幾らですか。わかりますか。

○環境対策課長

ごみ袋1袋当たり50円にした場合、年間1億5千万円の収入減となります。

○川上委員

それは引き下げた場合、1億5千万円減というわけですね。ということは、裏を返せば1億5千万円稼いだということになるわけですね。それで、それを21年ですから10年でしょう。そしたら、値上げによって15億円、市は第2税金の引き上げ分を確保したということなんですね。こんなことやっていたら財政調整基金とか減債基金とか貯まっていますよね、やっばりね。15億円ですか。それで、私は逆にもう一つ聞きたいのは、ごみ減量は、この間に、この値上げによって、この効果のためにごみが減ったかどうか、その辺はどう判断されているかお尋ねします。

○環境対策課長

可燃ごみの搬入量で比較しますと、平成20年度の搬入量は2万4073トンでしたが、ごみ袋値上げ後の平成21年度の搬入量は2万3159トンとなっており、3.8%の減となっております。また、平成30年度のごみ搬入量は2万2425トンとなっておりますので、平成20年度と比較しますと、6.85%の減となっており、減量化につながっていると考えております。

○川上委員

このごみ減量の要因というふう聞いてないので、今みたいな答弁になると思うけど、ごみが減っている原因は、人口が減ってるだとか、景気が飯塚市では後退しているとか、そういうことを複合的に考える必要がある。市民に15億円の引き上げを押しつけたから、それだけごみが減りましたというのは、一面的過ぎるというように思います。私は、ごみ袋の有料化、あるいはその引き上げによって、ごみ減量化ができるというレベルをもう超えていると。違う要因で減ってるほうが大きいんじゃないかと。いずれにしても、この15億円、引き下げれば

1億5千万円ということなんだけど、ごみ袋を値下げするための段取りを検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。

次は27、28ページの施設等の概要についてというところがあります。環境センター、し尿処理汚水処理の環境センターの更新について、どういう見通しかお尋ねします。

○環境対策課長

環境センターにつきましては、平成8年度に建設しましたが、平成24年から28年度で、大規模改修を実施しておりますので、当分の間更新の必要はないと考えております。

○川上委員

その整備のときの費用は幾らですか、わかりますか。

○環境対策課長

申しわけありません、資料を持ち合わせておりません。

○川上委員

まあ、急に言いましたからね。それで、副市長、ものすごく心配しているのは、去年の7月6日、環境センターは水没しかかったわけですよ。今度、大雨が降って、午前中でしたかね、言いました計画高水位、遠賀川が越えるころには、ポンプの運転をとめるというわけですよ。環境センターは水没するじゃないですか、そのとき。さっき大規模改修対応なので、大丈夫かなというニュアンスだったと思うけど、その水害には対応できないでしょう。マニュアルづくりで、国と市と話し合いをもう終わらせているころと思うけど、環境センターのことは、どういう話し合いになったんでしょうかね。環境センターのほうでは、この話はかかわっていますか。

○環境対策課長

マニュアル作成に関しては、かかわっておりません。都市建設部のほうに確認しましたところ、マニュアルまだ現在、作成されていないと聞いております。

申しわけありません。作成中と聞いておりますが、環境対策課は、まだかかわっておりません。

○川上委員

マニュアル作成中なのに、危険がそこまで及んだ環境センターの担当者が知らないというのはおかしいよね。ということは、まして環境センターは知らないけど、住民の方が相談に乗ってもらっているとか、難しいね、飯塚市では。どうしますか、担当課としては。まだ作成中ですよと言われて、そうですかということで済むんですかね。

○市民環境部長

浸水被害に遭ったときに担当課長をしておりましたので、土のうで準備をしたりとか、できる限りの処置はしておりますけれども、今後、関係課に早急にそういうマニュアル作成につきましては、整えていただくように、うちのほうからも要望したいと思います。

○川上委員

そのマニュアルをつくってくれというのは、水没させてくださいということなんですよ。そういうことじゃないんですか。計画高水位を超えているときに、運転をとめるというわけですから。そういうマニュアルなんですよ、考え方は。マニュアルつくってくださいと言うわけでしょう。関係者には、水没させてくださいってこと、本当にそうなんですか。環境センター水没を前提にしたマニュアルをつくっているっていうことではないでしょうね。どうなんですか。

○市民環境部長

マニュアルにつきましては、そういう水害に遭わないために、関係機関とも担当部署が河川の改修工事等の要望もしておりますので、どう対応していくかという、改善するためのマニュアル対策というふうに考えております。水没を前提としたマニュアル作成というふうには認識をしておりません。

○川上委員

違いますよ。認識違っているよ。あのね、マニュアルは、そういうときにはポンプの運転とめますっていう考え方なんです。だから避難してくださいとかいう話になるわけですよ。環境センター、避難できますか。職員は避難できる。施設は避難できないでしょう。必ず水没するんですよ。今のままやったらね。この認識ははっきりさせて、ポンプの運転停止とかむちゃなこと言うなっていうふうにするか、環境センターを守る手だてを何か考えるかしないと、ほかの重要施設もあるし、市民の住宅もあるし、事業所もあるんだけど、秘密に進めていっているわけでしょう。認めがたいと思いますけど。

次、29ページに一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業者許可業者名があります。藤本組の名前があるわけですね。本市の指名停止を受けておたわけですけども、業務委託を受けているという状況です。これはどういう経過なのかお尋ねします。

○環境対策課長

藤本組の指名停止に関しましては、指名停止の理由としましては、役員の欠格要件により、福岡県の産業廃棄物収集運搬業の許可、市の一般廃棄物収集運搬業許可が取り消しになったことから、指名停止措置要綱別表第2、第9号に基づき指名停止を行っております。指名停止の期間につきましては、平成30年11月30日から平成31年1月29日までの2カ月間となっております。

○川上委員

それはわかっているんですよ。だから、そこを指名した、業務委託したんでしょう、そこと。この指名停止について、業務委託するときどういうことを考慮したかということを知っているわけですよ。

○環境対策課長

ごみ収集は、市民生活に対する影響が大きく、市町村が委託する場合の基準、施設、人員及び相当数の経験等を有するなどを満たす業者が、穂波地域にほかにないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約で契約しているものでございます。

○川上委員

だからそれはわかっていますよ。前からそうじゃないですか。そういう業者が指名停止になったわけでしょう。そこと引き続き随意契約するに当たり、何か検討したことはないのかと聞いているわけじゃないですか。

○市民環境部長

先ほど担当課長が答弁申し上げましたが、今後、このようなときにどういう対策がとれるかというのを内部で協議をいたしました。1町1業者という、旧1市4町の枠組みの中でそういった許可のあり方につきましても協議を行い、今後、次回の切りかえの時期までに、1つの地区で、例えば穂波地区であれば1業者しかいなかったら、欠格条件とかいろいろあったときに、その業者が収集できないときはほかの業者が来られないという現状がありましたので、次回にはそういう対策を、オープンにできるような対策に変更する旨の研究を行っております。

○川上委員

この飯塚市の指名停止に至る原因、県の産廃収集運搬に関する許可取り消しでしょう。これはどういうことがあったんですか。なぜ、こういうことが藤本組で起こったんですか。

○環境対策課長

停止となった理由というのは、役員の欠格要件ということで、それぞれ許可の取り消しということになっております。

○川上委員

藤本組の役員の欠格要件に該当した。何をしたんですか。

○環境対策課長

その内容につきましては、個人情報にかかわりますので、控えさせていただきます。

○川上委員

個人情報にひっかかるわけないでしょう。赤尾組が、その役員、兼任させていたわけでしょう。赤尾組が、その役員の行為によって、産廃の収集運搬業許可取り消しになったわけでしょう。赤尾組の許可取り消しとのかかわりで藤本組が産廃収集運搬の取り消しなんでしょう。違うんですか。

○委員長

川上委員、業者名を出すのは控えてください。よろしくお願ひします。（発言する者あり）事実かどうかはわからない。（発言する者あり）この案件と関係がないから。（発言する者あり）暫時休憩します。

休 憩 19:09

再 開 19:12

委員会を再開いたします。

○市民環境部長

先ほど言われた業者の方につきましては、県の産廃業者の許可の取り消しに当たる会社でございます。今回、一般廃棄物の所管が飯塚市のほうになっておりますので、そちらのほうにも役員の方がおられたという、同一人物でございます。

○川上委員

公表事実について、業者の名前を出していることが委員長の癪に障ったかもしれないけども、福岡県の公表事実の業者名を出して、名前を出さないでくれとかいうふうにお願ひされる筋合いはないよね。こんなことやっていたら、きちんとした、掘り下げた質疑できない。

次、行きます。それで、各支所市民窓口課なんですけど、サービスの向上についてという通告を出していますが、颯田支所、7月からオープンということなんですけど、職員休憩室が足りるかという心配してはいますけど、状態、広さ、どうお考えでしょうか。

○颯田支所市民窓口課長

今ご指摘の部分でございますが、新庁舎の休憩施設につきましては、スペース的には約13平方メートルということの休憩室は設けております。

○川上委員

そこで休憩ができますか。

○地域振興課長

休憩と言いますか、いわゆる窓口、昼休みとれない職員の食事スペースという認識でございますので、休憩という部分にはならないかというふうに思っています。

○川上委員

そしたらどうしたらいいのかなというのがあるんですよ。それで職員の方が、こうしたいということが大事と思うけど。隣接する施設としては、サンシャインがありますので、住民サービスという点での連携事業というのもありますけど、職員の休憩室あるいは休養という角度から言えば、この連携利用が必要ではないかと思うけど、その辺のことを考えたことはありますか。

○颯田支所市民窓口課長

今のご指摘の部分につきましては、隣接します颯田交流センター別館のことだというふうに思いますが、あそこにつきましては支所の休憩スペースというのは現在考えておりません。ただ、今回の颯田支所につきましては、多目的に利用する部屋等がございますので、そのことから、今まで行っておりました各種検診、献血、確定申告等の業務は行おうというふうに予定しております。

○川上委員

職員の健康管理についても、気をつける必要があると思います。それから、丁の字から入ってくると思うんですね。丁の字。それで、あそここのところのアクセスの安全確保について、若干心配が残りますけど、何か検討されていることがありますか。

○ 穎田支所市民窓口課長

ご指摘の丁の字につきましては、支所から出て右左については見通しが非常によろございますので、今のところは特別措置は考えておりません。

○ 川上委員

入ってくるほうですね。出るというのもあるけど、入ってくる。それから、清掃管理は委託はどこですか。

○ 穎田支所市民窓口課長

現在、穎田支所での清掃につきましてはシルバー人材センターと委託契約を結んでおります。

○ 川上委員

庄内支所についてです。先ほど庄内の交流センターの関係で一体的な活用の検討ということについて、答弁がありましたけれども、支所の狭さについて、どう改善したらよいか、ちょっと私も考えるんだけど、支所のほうで検討していることがありますか。

○ 庄内支所市民窓口課長

今、特に具体的に検討していることはございませんけども、隣の分も含めまして、一体的に考えるということは検討の余地はあると思います。

○ 川上委員

住民の要望ではないかと思うんですけど、玄関入り口に自動販売機などもあって、入り口も建物自身が奥のほうだし、それから、玄関もそういう狭さだし、中に入るともっと狭いという感じなんです。よく聞いてみると、職員の市民窓口課の受付のほうと執務スペースとそれから管理職のスペースが右と左に分かれているわけですね。それで、なるほどと思いましたけど、その執務室のほうの隅っこにパソコンぐらいのテーブルが置いてあって、課長と課長補佐が供用しているという状況です。ちょうど副市長の前の三角の札があるでしょう。それにこっちに課長、裏に補佐と書いてあって、こっちになっているときはどっちかが使うという、そのテーブルもこれぐらいです。必要デスクに引っ付いている。引っ付くのも大変だけど、横に課長とか課長補佐が入れかわり立ちかわり来る職員も仕事しにくいよね。だから、そういうことにならざるを得ないようなスペースなんです。これを改善がいるんじゃないかなと思います。それから、エレベーターがありますか。

○ 庄内支所市民窓口課長

エレベーターはございません。

○ 川上委員

それからトイレは見ました。洋式トイレが、洋式便器がそれぞれにあっていたと思いました。気になったのは職員休憩室なんです。これがないと思いますけど、ありますか。ないでしょう。

○ 庄内支所市民窓口課長

具体的に書き出したような形での休憩室はございませんけれども、宿直室がございまして、これ開庁時間中は宿直がおりませんから、そこも休憩としては使えることとなっております。

○ 川上委員

そしたら、それを休憩室に正式にするのであれば、できますかね。正式に休憩室ということで。

○ 庄内支所市民窓口課長

休憩室として、確かに銘はうっておりませんが、実際に昼間、守衛の方も来られておりません。ですから、職員が実際、使うことは可能です。

○川上委員

そしたら、そういうことでいいのかわかりませんが、何時から何時までは、もう休憩室というふうにきちっと決めたらどうですか。そして、職員の休憩室と、何時から何時までは。実際に使っているんだしたら、いつの間にか職員が入って休憩しているというよりは、きちんとここが休憩室というふうに位置づけて、中にも、休憩に必要な備品をそろえと。置ぐらい置くとか、そういうこと考えたらどうかと思いますので、それは、指摘をしておきたいと思います。清掃管理はどこがしていますか。

○庄内支所市民窓口課長

穎田支所と同じくシルバー人材センターに委託しております。

○川上委員

筑穂支所ですが山間部を含めて広範なエリアが筑穂支所の担当ということだと思うんですけど、今のメンバーでカバーできるのかという心配です。合併前の職員数は何人だったでしょうか。

○筑穂支所市民窓口課長

合併前の職員数につきましては約150人に満たない程度だったというふうに記憶しています。

○川上委員

合併後の4課体制のときの職員数は何人ですか。

○筑穂支所市民窓口課長

合併後、4課体制になりましたのは、平成19年度でございまして、このときの支所における配置定数は30名となっております。

○川上委員

現在は何人になっていますか。

○筑穂支所市民窓口課長

現在は2課体制で、配置定数16名でございまして。

○川上委員

もう本庁があるわけですがけれども、12年の間に150人体制が16人体制になったということですね。住民サービスは向上したと思われませんか。

○筑穂支所市民窓口課長

住民サービスという観点から言いますと、ちょっとどうかと思いますけれども、これまで支所のほうに対しましては、特に住民のほうからは大きな苦情ということはありません。

○川上委員

さっきの買い物ワゴン、コミュニティ交通にかかわるんですけど、なかなか、本庁にここに来るといっても難しいし、それから支所に行くのも悩ましいという状況です。その点から言うと、鎮西、二瀬、幸袋が出張所機能があると思うんですね。それと同等か、それ以上の機能を持つ出張所を内住方面、それから馬敷方面、それから特に内野方面に設置したらどうかというふうに思うわけですよ。出張所をつくと、支所の活動が困るということがありますか。

○筑穂支所市民窓口課長

出張所を新たに作るということにつきまして、支所の業務が困るというようなことはないかというふうには考えます。

○川上委員

出張所に置いてある自動販売機があるじゃないですか。ない。出張所の自動販売機、廃止しているんですか。二瀬にないですかね。自動交付機、ごめんなさい。二瀬にないですかね。復活したらどうですかね。自動交付機、復活したらどうですかね。そこもあわせて。あれ1基いくらぐらいかかるんですか。

○委員長

川上委員、筑穂支所の所管ではないと思いますので、所管の範囲内でお願いいたします。

○市民課長

自動交付機につきましては、平成28年10月にコンビニ交付が始まりましたので、それと同時に廃止しております。ですので今、復活するような計画はございません。

○川上委員

先ほど言った内住とか、内野とか、セブンイレブンがあるところはいいかもしれんけど、ないところがあるじゃないですか。出張所はあったほうがいいんじゃないかなと思いますけど。

それから、支所機能との関係で、部屋の貸し付けをやっているでしょう。あるいはレストランを併設していますよね。これは住民サービスの向上を意図したものだけど、支所の活動との関係で、支障はないですか。

○筑穂支所市民窓口課長

支所内の貸し館、あるいはカフェ等があることによって、支所業務に対しての支障は特にございません。

○川上委員

清掃管理はどこがしていますか。

○筑穂支所市民窓口課長

株式会社エコファイブに委託しております。

○川上委員

ここはビル管理に関する法律によって、専門の技術者が、有資格者がいる会社でなければならぬということだと思うけど、言われたエコファイブには、その技術者がいるかどうか確認できていますか。

○筑穂支所市民窓口課長

施設管理を行う上での資格を有しているかということについては、確認をいたしております。

○川上委員

どうしてこういうことを聞くかということと過去に確認していたけれども、実はいなかったという例があるからです、筑穂において。今度はそういうことはない、実在すること確認していますか。どういうふうに確認しましたか。

○筑穂支所市民窓口課長

その技術者の資格の免状の写し、それから、その会社の社員証等の写しの添付をいただいております。

○川上委員

国民健康保険証などの添付を要求されているようになっていると思うんですよね。実在するかどうかについて。保険証の写し、それは確認してないですか。

○筑穂支所市民窓口課長

健康保険証の確認にまでには至っておりませんが、その会社に口頭ではありますが、しっかり実在しているということで確認しております。

○川上委員

同じ失敗するわけにいかないのです、よろしくお願いします。

穂波支所エアコンはきちんと機能していますか。

○穂波支所市民窓口課長

現在のところ問題なく稼働しております。

○川上委員

先ほど、筑穂で筑穂の場合は貸し室あるいはカフェが入って、住民サービスの向上につながっていて、かつ支所機能とは矛盾がないということでした。今、穂波支所は3階と4階はどう

なっているんですか。

○穂波支所市民窓口課長

現在、4階につきましては、主に会議室及び倉庫として使用しております。また、3階につきましては、障がい者基幹支援相談支援センターと、それから今年度につきましては、プレミアム商品券の事務で事務スペースを活用する予定でございます。

○川上委員

あれは、全体で27億円で作っていますから、4で割れば1階当たり7億円かかったということになるんですね。維持費も毎年かかっているんですけど、そのようなくらいで放置するのは、いかにも無駄ということになると思います。それで、副市長、ちょっと検討してもらいたいですけど、若い世代の人たちが、対話をし、それから音楽や芸術、スポーツ、若い人たちが交流できるような、名称はいろいろあると思います。かたく言えば、青年交流センターみたいなふうにかしてはどうかと。市内でいろんな若い人たちが交流するようなスポットがあると思うけど、居場所のない青年たちというのは少なくないわけですね。市が安心して若い人たちが集うことができるような、あるいは1人でいてもいいような、1人でじっとしていてもいいような、そういう空間を、居場所、空間をつくるというのは大事じゃないかなと思うんですけど、この3階、4階、ひとつ検討してもらえないでしょうかね。検討、勉強、研究、いかがですか。

○川上委員

川上委員、庁舎管理に関する質疑になっているようでございますので、総務委員会の所管事務になってきますので、よろしく願いいたします。

○副市長

先ほど担当課長がさまざまな可能性も含めて検討する必要があるという答弁をしております。一時期、午前中の質問だったですか、交流センターを移してくるかということもありましたので、ここちょっと遅れております。私ここに7年間おりましたので、いろんな1階についても、いろいろ筑穂支所みたいに、例えばカフェをつくるとか、いろいろ検討しながら、今言われるようなことがいいのか、どうなのがいいのかを含めて、ここについては早めに結論出していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○川上委員

若い人を大事にする観点で、よろしく願いします。先ほどから、職員の休憩室について、お尋ねしたんですけど、休養室というのもあります。それで、常時50人以上はいないとか、それから女性が常時30人いないから休養室、男女別のものは、規則によればなくてもいいとかいうふうに言わないで、やっぱり職員を大事にするという角度で、支所においても休養室、休憩室をきちんと確保するというので、やっていってもらいたいということ述べて、通告の部分の質問を終わります。

○委員長

次に、質問事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

すみません、1つ、さっき漏らしたんですよ。住民基本台帳に関する自衛隊の閲覧のことで。よその自治体では、自衛隊に対して、閲覧ではなくて紙ベースあるいは電子情報ベースで資料をそのまま渡してしまうということをしているところがあるんですよ。飯塚市の場合は、それについてやってないと思うんですけど、なぜやらないのかだけ確認したいと思います。

○市民課長

自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は自衛官または自衛官候補の募集に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができるというふうに規定されているところでございますが、本市といたしましては、

先ほどの答弁で申しましたとおり、住民基本台帳法第11条1項の規定による住民基本台帳の閲覧を承認することで、資料の提出は行っておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、市民環境部についての質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。お諮りいたします。所管事務の調査については、調査終了といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「所管事務の調査について」は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から10件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市健康づくり計画の策定について」、報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「飯塚市健康づくり計画について」、ご説明させていただきます。資料、計画書の3ページをお願いいたします。

策定の趣旨につきまして、ご説明いたします。我が国の健康水準は大きな発展を遂げておりますが、急速な少子高齢化や、がんや糖尿病などの生活習慣病の方の増加、食品の多様化が進む中で、食生活の変化、ストレスなどの心の健康問題への対策の必要性が高まっております。このような市民の健康に関する社会情勢等の変化を踏まえ、健康増進法第8条第2項などの関連法に基づいて、健康づくりを総合的かつ効果的に実施することを目的といたしまして、健康増進計画、食育推進計画、がん対策推進計画、母子保健計画を一体的に策定いたしましたものでございます。今回の計画は2019年、本年、令和元年から2023年、令和5年までの5年間の計画期間といたしまして、策定をいたしております。

計画書の8ページをお願いいたします。本計画の策定につきましては、(1)に記載の健康づくりに関するアンケート調査の結果を踏まえ、飯塚市健康づくり・食育推進協議会において、専門的な議論により慎重に協議検討を行いました。

計画書の31ページをお願いいたします。本計画の基本理念と5つの基本目標を記載しております。計画の基本理念は、「みんなで創ろう 健幸都市いづか」といたしております。基本目標を、1. 健康寿命の延伸、2. 主要な生活習慣病の早期発見、発症予防と重症化予防、3. ライフステージに応じた健康づくり、4. 生活習慣の改善、5. 個人の健康づくりを支えるための環境づくり、といたしております。

計画書33ページをお願いします。ここでは、計画の体系を示しております。35ページ以降となりますが、各論の第4章、健康増進計画といたしまして、本計画は健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画となります。この計画は、健康にかかわる生活習慣病予防、食生活の推進、運動、心の健康管理、喫煙対策、飲酒による健康被害、口腔の健康の7つの方向性を記させていただいております。

計画書の37ページをお願いいたします。第1節、生活習慣病予防と健康管理となります。この節では、健康寿命の延伸をするために、生活習慣病などの早期発見のための定期健診や、重症化予防のための効果的な保健指導、健康指導、啓発活動の必要があることを示しております。

す。

計画書79ページからは、食育推進計画となります。本市では、平成23年度に第1次飯塚市食育推進計画を、平成28年度に、第2次計画を策定しております。今回は第3次の計画となっております。食育は生きる上での基本であり、教育の3本柱である知育・徳育・体育の基礎となるものです。この食育の推進の課題と取り組みを示しております。

計画書の97ページをお願いいたします。第6章、がん対策推進計画となります。本市の主要死因でありますがんは、全体の半数以上を占めており、市民の健康及び生命を脅かす重大な脅威となっております。がん予防のためには、生活習慣の見直しや健診等による早期発見が必要なため、がんに対する正しい知識を広く市民に啓発するなどの取り組みを示しております。

次に109ページをお願いいたします。第7章、母子保健計画となります。この計画は、国が平成26年度に策定いたしました「健やか親子21」という国民運動計画が目指す「すべての子どもが健やかに育つ社会」の達成に向けて示された課題や指標を基本にして、本市の母子保健の主要な取り組みを記載いたしましたものでございます。この取り組みの一環といたしまして、昨年度、平成30年度及び保健センター内において、子育て世代包括支援事業を開始いたしましたところでございます。以上で、簡単ではございますが、飯塚市健康づくり計画について説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

1点だけ、76ページに、目標に向けた取り組みというところ中で、フッ化物塗布に関しての記述がございます。これについては、以前議会でも議論があっていたかと思うんですが、行程について、計画へ記載となった根拠等について、どのようにお考えなっておられるのか、お聞かせください。

○健幸・スポーツ課長

フッ化物塗布につきましては、歯科医師会等と協議を行っております。フッ化物塗布そのものについては、ある程度安全性であったりが確認されているというご意見をいただいたところでもあります。ただし、その方法については、議論が分かれるところでもございまして、今回この計画の中ではフッ化物塗布につきましては、健康な歯を保つために、こういうものもありますということで記させていただいております。

○江口委員

これは、ありますというのとはちょっと違うような気がするんですね。これでは、フッ化物塗布や歯間ブラシ等を使って、口腔ケアを行います。これ、乳幼児期ですね。同じように、学童期、思春期等でも、そうやって書いてある。紹介だけにはとどまらないと思うんですね。いかがでしょう。

○健幸・スポーツ課長

すみません、ちょっと説明が不足いたしておりました。フッ化物塗布というのは、専門の医師、歯科医師、歯医者さんで行うものというふうな形で、この計画の中では記載をいたしております。その分であれば、安全性が十分確保されるということで記載をいたしております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「『第2次いづか健幸都市基本計画』の策定について」、報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「第2次いづか健幸都市基本計画」について、ご説明をさせていただきます。計画書の

1 ページをお願いいたします。健幸都市いづかの実現に向け、平成26年3月に策定いたしました「いづか健幸都市基本計画」が、平成31年3月で満了となりましたので、第1次基本計画の検証を行い、新たな目標値を設定した第2次いづか健幸都市基本計画を策定いたしましたのでございます。本計画は、改めて、まちづくりの視点である平成27年10月に策定されました「飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における地方創生の考え方を踏まえ、さまざまな分野を超えた、横断的・総合的な計画として策定をいたしました。計画期間は令和元年から令和5年までの5年間といたしております。

基本理念といたしましては、「すべての人が健康で生き生きと笑顔で暮らせるまち」といたしております。計画書の15ページをお願いいたします。基本理念を掲載いたしております。本市が目指す健幸都市の将来像を、第1次計画に続き、「すべての人が健康で生き生きと笑顔で暮らせるまち」とし、個々人が健康で暮らし続けることの指標である健康寿命の延伸を本計画の目標といたします。また、計画書の17ページに数値目標を記載いたしております。

19ページをお願いいたします。数値目標に向けた3つの基本方針を記載いたしております。健康であり続けるための重要ポイントである運動、栄養、社会参加を踏まえ、まちの健幸づくり、ひとの健幸づくり、しごとの健幸づくりといたしております。計画書21ページから31ページに3つの基本方針に基づき、具体的な基本事業を記載いたしております。本計画に基づき、市民誰もが健康で豊かに暮らすことのできる健幸都市いづかへの実現に向け、事業を進めてまいります。以上簡単ではございますが、「『いづか健幸都市基本計画』の策定について」、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市体育協会の法人化について」、報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「飯塚市体育協会の法人化について」、ご報告いたします。飯塚市体育協会は設立以来、任意団体として活動を行ってきました。このたび、組織体制の強化を図るため、本年4月1日付で法人格を取得し、「一般社団法人 飯塚市スポーツ協会」として、新たなスタートを切る事となっております。代表者は福田良人氏、役員は代表者を含めて、理事7人と監事1人で構成をされております。今後ともスポーツ活動を通じた市民の健康、体力の増進及び相互の親睦、運動技術の向上によるスポーツの振興、健幸都市の実現に向け、同法人と連携を図ってまいりたいと考えております。以上簡単でございますが、飯塚市体育協会の法人化について、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「健康の森公園市民プールで発生した転落事故の経過について」、報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「健康の森公園市民プールで発生いたしました転落事故の経過について」、ご報告いたします。本件事故につきましては、平成28年9月3日、午後7時20分ころ、健康の森公園市民プールにおいて、指定管理者であります飯塚市体育協会・水泳協会・飯塚スイミングスクールが委託しております委託業者の作業員が、レジャープール付近にある自動販売機前の点検口の蓋を開けたまま、また、安全柵も設置していなかったことから、原告が点検口に転落し、負傷したものでございます。

通院、自宅療養の後、平成29年9月に症状が固定したとの医師の診断を受け、原告弁護士と委託業者の弁護士の間で協議が行われてきました。平成30年12月1日に福岡地方裁判所飯塚支部に飯塚市及び委託業者を被告とした損害賠償請求の訴状が提出されたものでございます。

訴状の概要といたしましては、本市に対しまして、本市が設置管理する造営物の瑕疵による国家賠償法第2条第1項に基づき、委託業者に対しましては、事故の過失による民法第709条の規定に基づき、3856万247円及びこれに対する事故発生日から支払い済みまでの5分の割合による金員の支払い請求でございます。その後、平成31年1月29日に第1回口頭弁論が、平成31年3月1日に第2回の口頭弁論が開催され、平成31年3月8日に原告代理人弁護士により本市に対する訴えを取り下げの旨の通知が送達されております。本市顧問弁護士を通じ、平成31年4月9日付で、訴えの取り下げに同意したことから、本件事故に対する本市の訴えは取り下げられたものであります。なお、本訴訟に関する顧問弁護士への成功報酬につきましては、6月定例会において予算計上をする予定といたしております。今後は、このような事故が発生しないよう、指定管理者等とともに、安全管理に注力してまいり所存でございます。以上簡単でございますが、「健康の森公園市民プールで発生した転落事故の経過について」、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

実際に、この事件に関しては、委託管理会社と原告との間で示談が成立したということでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

まだ示談は成立いたしておりません。まだ訴訟中です。

○江口委員

ということは、その示談交渉については、訴訟は継続してはいるんだけど、飯塚市に関しては被告から外れたという理解でよろしいですか。

○健幸・スポーツ課長

はい。そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「新体育館建設事業財源について」、報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「新体育館建設事業財源について」、ご説明をさせていただきます。新体育館建設事業については、主な財源といたしまして、地方債、公共施設等適正管理推進事業債の活用を計画いたしておりました。この度、新たな財源といたしまして、社会資本整備総合交付金の協議が国、県と整いまして、申請手続が完了いたしましたので、そのご報告をいたします。

社交金の活用につきましては、以前より国及び県と協議を重ねてまいりましたけれども、平成31年3月12日、県都市計画課を通じて、国土交通省より協議完了の連絡がありましたので、同日付で本申請書を提出いたしております。平成31年3月29日には、国土交通省より県を通じまして、2019年度の交付金額の内示の連絡を受けておりますが、今年度の交付決定通知については、夏ごろに送付される予定となっております。

社交金につきましては、既に地域交流センター建設事業で申請しております都市再生整備計画事業に上乘せる形に変更申請を行っており、新体育館建設事業における交付額については、

2019年度から2022年度の3カ年で約10億円程度を見込んでおります。また、国及び県と申請協議を行う中で、メインアリーナや2階部分等は、地域住民、地区住民が利用する公園の再整備として、多目的ホール（サブアリーナ）、また多目的室、会議室、キッズスペース等は、地域住民のコミュニティ拠点としても、利用できる高次都市施設として整備することが有利であることから、サブアリーナを多目的ホール（サブアリーナ）として整備することといたしております。なお、高次都市施設として申請を行っておりますけれども、その用途につきましては、限定されるものではありませんので、基本計画に記載したとおり、武道やスポーツ利用を主なものとするものになるかと思っております。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「『飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会』の設置について」、報告を求めます。

○まちづくり推進課長

「『飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会』の設置について」、補足説明をいたします。本市における地域まちづくりの推進において、市民活動団体等と市が連携した協働のまちづくりの確立を目的として、本市の附属機関として、「飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会」を設置いたしました。その概要と主な年間スケジュールについて、ご説明いたします。資料をお願いいたします。

資料の概要にも記載しておりますとおり、本条例は飯塚市における市民活動団体、自治会、まちづくり協議会等の自主的、自発的で公益性のある地域活動をより活発化、活性化するため、これらの団体と市の位置づけ、役割等を明確化し、飯塚市のさらなる協働のまちづくりを確立していくことを目的に制定するものです。

次に、年間スケジュールについて、説明いたします。第1回目の策定委員会を5月29日に開催いたしまして、主に本条例の概要等の説明を行い、第2回目以降は、資料にお示しさせていただいておりますとおり、全5回の委員会を開催する予定といたしております。なお、当委員会におきまして、進捗状況等を随時報告させていただきます。以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「ふるさと納税に係る総務大臣の指定について」報告を求めます。

○地域振興課長

それでは資料をお願いいたします。本年4月1日付で、総務省から本年6月以降の新制度が具体的に示されましたので、その概要及び本市の状況を説明いたします。

資料（1）自治体数1788団体に対しまして、本市は色がついておりD欄に該当しまして、6月1日から9月30日までの4カ月の指定となっております。本市を含む43団体が、この指定になっております。理由といたしましては、平成30年11月から平成31年3月までの間に、地場産品以外の返礼品で寄付受入額が2億円以上あったということが理由でございます。

資料（2）では、本年5月までの対応を記載しております。資料の（3）②③に記載しておりますとおり今後は新たな地場産品の開発、採用による返礼品の拡充に取り組みながら、7月には10月1日から1年間の指定を受けるための申請を行う予定でございます。なお、申請す

れば10月1日から来年の9月30日までの1年間の延長が認められるものと考え、現在作業を進めているところでございます。

このたびは、市民の皆様、市議会並びに関係者の皆様にご心配、ご迷惑をおかけいたしました。誠に申しわけありませんでした。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「白旗山におけるメガソーラー開発について」、報告を求めます。

○環境整備課長

「白旗山におけるメガソーラー開発について」、3月11日に開催されました協働環境委員会以後の内容について、ご報告いたします。資料「白旗山におけるメガソーラー開発について」をご覧ください。

昨年11月19日に開催されました住民説明会が資料不足とのことで、再度の開催を要望していました合同会社ノーバル・ソーラーの住民説明会が、3月25日月曜日、午後6時30分より幸袋交流センターで開催され、約110名の参加がありました。冒頭、事業者より会社の概要、事業計画、意見書で多かった質問などの説明があり、その後に、資料に掲載しているような内容で、排水方法について、調整地のメンテナンス、オーバーフローについて、地質調査について、強風でのパネルの飛散について、電磁波の人体への影響についてなどの質疑応答がありました。

2時間の予定で開催された説明会でしたが、約40分延長されても、質問は途切れず時間切れとなったため、再度の説明会の開催を要望しているところです。また、工事については、県からの林地開発許可の条件として、本工事に先行して施工することとされている防災工事が実施されています。以上簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「『第二次行財政改革後期実施計画』の策定について」、報告を求めます。

○総合政策課長

「『第二次行財政改革後期実施計画』の策定について」、報告をいたします。平成26年度からの10年間の期間として取り組んでおります飯塚市第二次行財政改革大綱に基づいて、その具体的な取り組み事項を定める本年度からの5年間の計画期間とした後期実施計画を策定しておりますので、その概要について説明をいたします。

この後期実施計画につきましては、職員や課単位での提案や、事務事業評価による事務改善策などをもとに、ヒアリング、所管部署との協議調整を行い、作成しておるものでございます。資料をごらんいただきたいと思います。

本資料は、別に提出しております第二次行財政改革後期実施計画の概要であります。1. 策定の趣旨では、大綱に掲げる目標達成のために、4つの基本方針の推進項目として取り組むこととしております。2. 実施期間では、後期計画の実施期間を本年度からの5年間とすることとしております。3. 目標につきましては、大綱に示される目標と同様に、①2023年度時点で財政調整基金の積立残高を標準財政規模の約20%に当たる64億円以上とすること。②地方債の対象事業を計画的に実施し、臨時財政対策債及び災害復旧費を除く公債費を、大綱期間中は60億円以内で推移させること。③2023年度時点で、単年度収支を黒字化することの3点を目標としております。4. 推進体制と進行管理におきましては、庁議において、全庁

的に推進するとともに、進行管理を行い、実施状況については、広く公表することといたしております。次のページをお願いいたします。5. 後期実施計画は、下段の表に概要を示しておりますように、4つの推進項目を大分類として、そのそれぞれに2つから5つの中分類を設け、さらに中分類をもとに、合わせて54の実施項目を設定し、後期実施計画といたしております。中項目における目標並びに実施項目の内容につきましては、別に提出しております実施計画書に示しておりますので、説明については省略をさせていただきます。

表の右側に効果額を集計いたしております。大綱にも示しておりますように、財政的な削減効果ばかりを目指すものではなく、行財政の仕組みを含めた改革実施計画でありますので、財政効果があらわれないものや、その算出が難しいもの、また財政効果を目指すものの現時点においては算出が困難なものにつきましては、効果額をゼロと表示しております。大綱に従い、実施計画を具体的かつ計画的に進めるために、前期計画と同様に各中分類の年度ごとの評価、進捗状況、効果目標額を示して、PDCAサイクルに基づいた進行管理を行ってまいります。以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、実施計画中の個別の実施項目に関する質疑については、当委員会の所管に関するものとどめていただきますよう、お願い申し上げます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市普通会計財政見通しについて」、報告を求めます。

○財政課長

平成29年度に公表しました財政見通しについて、平成30年度に行財政改革後期実施計画の策定のための基礎資料として改正しましたので、その報告をさせていただきます。資料をお願いいたします。

1 ページに記載しておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計ベースで作成しております。基準年度は、平成30年度決算見込額に、作成時点で判明している増減要素、特殊要素を加味して設定いたしております。また、交流センター整備事業、体育施設建設事業、浸水対策事業、文化会館整備事業、浸水対策事業、筑豊ハイツ施設整備事業などの大型事業は、特別事業分として推計し、それ以外のものを通常分として分けて推計しています。

2 ページをお願いいたします。財政見通し推計条件の主な項目について、ご説明いたします。まず歳入ですが、市税につきましては、2020年度までは好調な景気が続くものとして基準額と同額で推移し、それ以降は、基準額に人口の平均伸び率を勘案した人口推移を踏まえて推計いたしております。地方交付税の普通交付税は、市税増減見込みによる影響額、国勢調査人口推移による影響額、生活保護費等の扶助費の増減による影響額、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計等への繰り出し金の増減による影響額、地方債の償還見込額に対する影響額、合併団体への特例措置である合併算定がえ終了などによる影響額を基準額に加減し、また、普通交付税の振りかえ分である地方債の臨時財政対策債は、基準額同額で推移するものとして推計いたしました。その他の欄の国庫・県支出金につきましては、扶助費分は基準額に歳出の伸び率を乗じた額で推移するものとし、普通建設事業分は、過去の実績を踏まえて推計いたしております。また、特別事業分は、総合計画実施計画の採択状況等に基づいて設定しています。

地方債は、特別事業分につきましては、総合計画実施計画の採択状況等に基づいて設定し、それ以外については、過去の実績を踏まえて推計し、同額で推移するものとしております。その他の欄に含まれる、ふるさと応援寄附金は2019年度当初予算同額で推移するものとしております。

次に、歳出ですが義務的経費の人件費は、職員に関する人件費につきましては、平成29年

度公表分と同様に普通会計職員数772人を基準として、退職者と同数の補充が翌年度にあるものとして推計いたしております。扶助費は、基準額に平均伸び率を乗じた額で推移するものとして推計いたしております。公債費は、平成29年度までの地方債借り入れ分の償還額に、平成30年度以降の地方債借り入れ見込み分の償還見込み額を加算し、推計いたしております。

その他の欄の補助費等は、算定の基礎は普通交付税での算定額としているものは、この算定に合わせた推計を行い、一部事務組合負担金で、公債費が算定の基礎となっているものはその増減額を反映した推計をいたしております。なお、平成31年4月1日新設のふくおか県央環境広域施設組合分につきましては、2019年度当初予算の額を基準額として、公債費の増減額を反映し、推計いたしております。

次に、繰出金は、特別会計に係る公債費の増減額、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計につきましては、給付費等の過去の増減率を踏まえて推計いたしております。また、施設の移転を実施いたします地方卸売市場特別会計につきましては、繰出金が算定基準である繰出基準に基づき、一定に係る公債費の元利償還金の2分の1を繰り出しするものとして推計いたしております。その他に含まれる物件費は、ふるさと応援給付金に係る経費を、歳入の額に応じて推計し、環境衛生施設の管理運営経費につきましては、直営から一部事務組合に移行することにあわせ、物件費から補助費等に組みかえをして推計いたしております。投資的経費の欄の普通建設事業は、通常分につきましては、平成27年度から平成29年度決算額の平均額程度で推移するものとしております。また、特別事業分につきましては、総合計画実施計画の採択状況等に基づいて設定いたしております。平成29年度公表分では、通常分に区分してございました企業会計への出資金、電算システムリプレイス及びパソコン更新に係る経費は特別事業に組みかえしまして、その他の施設整備事業等の項目に計上しております。

表の下に記載しておりますとおり、災害復旧事業費とその特定財源、歳入におけるふるさと応援寄附金を除く一般寄附金及び改正後の制度が不明確な消費税税率改正の影響は、平成29人と公表分と同様に、推計条件から除外をしております。

3ページをお願いいたします。ただいまご説明いたしました推計条件に基づきまして、2019年度決算見込みから2028年度までの10年間の普通会計の財政見通しを通常分と特別事業分に分けまして、区分ごとに推計値を記載しております。①通常分の歳入合計から歳出合計を差し引きましたAの欄から、先ほど報告のあった行財政改革の効果見込み額を算入したBの欄では、2020年度までは黒字となる見込みで、2021年度以降は財源不足が生じると推計しております。②特別事業後につきましては、歳出は各事業費及びその財源として借り入れした地方債の公債費を、歳入は特定財源である国庫・県支出金、地方債及び公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上しております。その結果、この特別事業分の歳入合計から歳出合計を差し引きましたCの欄では、毎年度財源が不足しますが、2020年度及び2021年度が17億円ほどの財源不足、電算システムリプレイス、パソコン更新の実施予定年度であります2025年度が14億円の財源不足となり、それ以外の年度は6億5千万円程度の財源不足が発生すると推計しております。

4ページをお願いいたします。③全体分として、通常分と特別事業分の歳入合計から歳出合計を差し引いた、B+Cの欄に記載のとおり、毎年度財源不足が生じるものと推計いたしております。その財源不足を補うために、財源調整の欄に記載しています財政調整基金と減債基金を取り崩すこととなり、その結果、財政調整基金、減債基金の年度末残高の欄に記載のとおり、平成30年度末残高見込み額162億5千万円が2019年度から2028年度までの10年間で、93億2千万円を取り崩し、69億3千万円まで減少するものと推計いたしております。平成29年度に公表した財政見通しの最終年度である2027年度で、財政調整基金、減債基金年度末残高の比較をしますと、今回が76億8千万円、平成28年度公表分が19億1千万円で57億7千万円の改善のように見えますが、この主な要因は、ふるさと応援寄附金を

16億8千万円と設定し、単年度で約4億円、9年間で約36億円の実収入の増、市税が9年間で29.9億円の増、それに伴いまして、普通交付税が9年間で17.2億円の減。特別事業分の収支が計上事業費の精査等により、9年間で11.2億円の改善を見込んだことによるものでございます。その下の欄に、市債の年度末残高の推移を記載しておりますが、2021年度の785億4千万円をピークに減少するものと推計いたしております。参考1の欄は、普通交付税、地方債、公債費の通常分と特別事業分の合計した全体額の推計を記載いたしております。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。